

施策評価関連資料

(H30 分野別計画実績等)

【目次】

<快適さを支える生活基盤の向上>

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	都市整備課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	9
亀山市地域公共交通計画	産業振興課	11
第2次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	13
亀山市一般廃棄物処理基本計画	環境課	17
亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	環境課	19
亀山市歴史的風致維持向上計画	文化スポーツ課	23

<健康で生きがいを持てる暮らしの充実>

第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	25
亀山市健康・医療推進計画	長寿健康課	41
亀山市高齢者福祉計画	長寿健康課	59
亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	79
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	109
亀山市文化振興ビジョン	文化スポーツ課	111
第2次亀山市スポーツ推進計画	文化スポーツ課	133

<子育てと子どもの成長を支える環境の充実>

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	135
亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども未来課	141

<市民力・地域力の活性化>

第3次亀山市男女共同参画基本計画	文化スポーツ課	145
------------------	---------	-----

<行政経営>

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	165
亀山市ICT利活用計画	総務課	167
第2次亀山市行財政改革大綱	財務課	187

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(平成30年度)

(産業建設部 都市整備課)

計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ H 30 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としている。都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担っている。
計画の骨格	<p>将来都市像 『豊かな自然 悠久の歴史 光ときめく亀山』</p> <p>都市づくりの基本理念 『自然や歴史に包み込まれた都市を継承し暮らしやすいまちへ』</p> <p>都市づくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 【目標1】現在の地形特性を守り活かす都市形成 【目標2】歴史文化資産を活かした都市づくりの推進 【目標3】都市の拠点機能強化 【目標4】まとまりのある居住地の形成 【目標5】都市機能拠点と居住地のつながりの強化 【目標6】近隣市とつながりの確保による補完関係強化 <p>重点課題の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 【重点課題1】特有の都市の姿と美しい自然・歴史的景観は、亀山市の特徴であり継承すべき宝であるため、都市づくりにあたって効果的に活かすとともに、共生していくことが重要です。 <ul style="list-style-type: none"> 【対応方針1】美しい景観の保全・活用 【対応方針2】自然環境や特有の地形などの保全・活用 【重点課題2】亀山市の元気さを実感できるためには利便性の向上が重要です。そのため、都市機能に適切な拠点性をもたせながら集約化を図ることでにぎわいを創出することが重要です。 <ul style="list-style-type: none"> 【対応方針3】魅力的な環境の整ったにぎわい拠点の創出 【対応方針4】まちなか居住の推進 【重点課題3】将来も安心して生活できる都市づくりのためには、将来の都市動向に対応した都市規模を維持し、既存の都市機能を活用した効率性の高い都市づくりが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 【対応方針5】魅力的な環境の整ったにぎわい拠点の創

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>都市づくりの目標を実現するため、整備などの推進を図った。</p> <p>(継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を保全し、活用する取り組みとして、「関の山車会館」の整備など(拠点と居住) ・高速道路網の充実や地域特性を活かした新産業ゾーンへの産業誘致の促進など(機能分担) ・中部圏及び近畿圏を結ぶ新たな国土軸となる新名神高速道路や関地域と亀山地域をつなぐ幹線道路である(都)西丸関線などの整備促進など <p>また、現計画は今年度が最終年度であることから、現計画の検証を行った。</p>
成果	<p>都市づくりの基本理念である「自然や歴史に包まれた都市を継承し、暮らしやすいまちへ」を目指し、課題はあるものの着実に進めることができた。</p> <p>また、現計画の検証結果や市民の意向からの課題を踏まえ、第2次亀山市総合計画との整合を図り、今後10年間の新たな計画を策定した。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>都市整備の方針に基づき整備などを推進することができた。</p>



反省点・課題	<p>市街地拡散の抑制や中心的都市拠点の強化などを効率的に進めるため、亀山市にふさわしい土地利用制度などの検討が必要である。</p>
--------	--



今後の方向性	<p>今年度、今後10年間新たな計画を策定したので、その都市づくりの戦略方針などに基づき進める。</p>
--------	--

亀山市景観計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(産業建設部 都市整備課)

計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R - 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。																				

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づき33件(建築物23件、開発行為等10件)の届出を受理し、その際、事前相談等を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画の内容に関するパンフレットを、市広報とともに回覧し、合わせて関係機関(県、民間審査機関、建設労働組合等)へ配布した。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>景観計画のパンフレットの配布等により、亀山市の景観計画について周知を図ることができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 魅力的な都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>



反省点・課題	<p>計画策定から期間が経過したことから、景観形成推進地区内の歴史的建造物が建替え等により減少の傾向にある。</p>
--------	--



今後の方向性	<p>景観形成推進地区内において、計画策定時から滅失している建物の調査を行い、景観形成推進地区の見直しも踏まえた計画改定の検討を行う。</p>
--------	---

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(産業建設部 都市整備課)

計画の基本情報

計画期間	H 21 ~ H 30 年度								
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画及び三重県住生活基本計画に即し、亀山市総合計画を上位計画として、亀山市都市マスタープランをはじめとする関連計画との整合を図り、策定するものである。								
目的・概要	住生活基本法に定める基本理念をもとに、住宅及び住生活に関する施策の基本的な方針や目標を定めた「住まいづくり」の新たな指標を設定し、人々が本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちの実現を目指す。								
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>基本理念</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>基本目標</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; width: 20%; text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>地域の魅力を活かした居心地の良い住まいづくり</p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>1 . 定住化の促進 に向けた住まいづくり</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">- 亀山で充実した住まいづくり -</p> <p>本市で生まれ育った方が、そして企業の立地等に伴い亀山に来られた方が、ともに地域に誇りをもち、ライフステージに応じて充実した生活を送り、定住化につながるような、良好な住宅及び居住環境の維持・形成をめざします。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>2 . 地域の特性を 活かした住まいづくり</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">- にぎわいや癒しある住まいづくり -</p> <p>市街地のにぎわいを高めるとともに、農山村集落における癒しのある生活の維持や活力の向上が図られるよう、市街地と各地域が連携を強め、市域全体が一体的に発展していくために、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりをめざします。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>3 . 住宅困窮者等 に対する住宅 セーフティ ネットの確保</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">- 誰もが安心できる住まいづくり -</p> <p>住宅困窮者等に対して、今後も安心して住み続けていけるよう、市営住宅ストックの活用を図るとともに、民間活力を導入し、高齢者や障がい者等の多様な居住ニーズに対応できる、誰もが安心できる居住の安定の確保をめざします。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>4 . 地域の良好な 住宅ストック の維持・保 全・創出</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">- 安全で長持ちのする住まいづくり -</p> <p>地域の住宅及び住宅地が、安全で質の高い社会資本として蓄積され循環するよう、適正な住宅市場の誘導を図るとともに、地域の風土に根ざした、長持ちのする住宅の維持・保全・創出を図ります。</p> </td> </tr> </table> </div> </div>	<p>1 . 定住化の促進 に向けた住まいづくり</p>	<p style="text-align: center;">- 亀山で充実した住まいづくり -</p> <p>本市で生まれ育った方が、そして企業の立地等に伴い亀山に来られた方が、ともに地域に誇りをもち、ライフステージに応じて充実した生活を送り、定住化につながるような、良好な住宅及び居住環境の維持・形成をめざします。</p>	<p>2 . 地域の特性を 活かした住まいづくり</p>	<p style="text-align: center;">- にぎわいや癒しある住まいづくり -</p> <p>市街地のにぎわいを高めるとともに、農山村集落における癒しのある生活の維持や活力の向上が図られるよう、市街地と各地域が連携を強め、市域全体が一体的に発展していくために、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりをめざします。</p>	<p>3 . 住宅困窮者等 に対する住宅 セーフティ ネットの確保</p>	<p style="text-align: center;">- 誰もが安心できる住まいづくり -</p> <p>住宅困窮者等に対して、今後も安心して住み続けていけるよう、市営住宅ストックの活用を図るとともに、民間活力を導入し、高齢者や障がい者等の多様な居住ニーズに対応できる、誰もが安心できる居住の安定の確保をめざします。</p>	<p>4 . 地域の良好な 住宅ストック の維持・保 全・創出</p>	<p style="text-align: center;">- 安全で長持ちのする住まいづくり -</p> <p>地域の住宅及び住宅地が、安全で質の高い社会資本として蓄積され循環するよう、適正な住宅市場の誘導を図るとともに、地域の風土に根ざした、長持ちのする住宅の維持・保全・創出を図ります。</p>
<p>1 . 定住化の促進 に向けた住まいづくり</p>	<p style="text-align: center;">- 亀山で充実した住まいづくり -</p> <p>本市で生まれ育った方が、そして企業の立地等に伴い亀山に来られた方が、ともに地域に誇りをもち、ライフステージに応じて充実した生活を送り、定住化につながるような、良好な住宅及び居住環境の維持・形成をめざします。</p>								
<p>2 . 地域の特性を 活かした住まいづくり</p>	<p style="text-align: center;">- にぎわいや癒しある住まいづくり -</p> <p>市街地のにぎわいを高めるとともに、農山村集落における癒しのある生活の維持や活力の向上が図られるよう、市街地と各地域が連携を強め、市域全体が一体的に発展していくために、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりをめざします。</p>								
<p>3 . 住宅困窮者等 に対する住宅 セーフティ ネットの確保</p>	<p style="text-align: center;">- 誰もが安心できる住まいづくり -</p> <p>住宅困窮者等に対して、今後も安心して住み続けていけるよう、市営住宅ストックの活用を図るとともに、民間活力を導入し、高齢者や障がい者等の多様な居住ニーズに対応できる、誰もが安心できる居住の安定の確保をめざします。</p>								
<p>4 . 地域の良好な 住宅ストック の維持・保 全・創出</p>	<p style="text-align: center;">- 安全で長持ちのする住まいづくり -</p> <p>地域の住宅及び住宅地が、安全で質の高い社会資本として蓄積され循環するよう、適正な住宅市場の誘導を図るとともに、地域の風土に根ざした、長持ちのする住宅の維持・保全・創出を図ります。</p>								

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率の割合	%	51.2	63.7 (H25)	60
2	65歳以上の世帯員のいる住宅のうち、高齢者のための設備がある住宅の割合	%	55.2	64.5 (H25)	75
3	あんしん賃貸住宅登録戸数や高齢者向け賃貸住宅等の登録戸数	戸	無	無	無
4	耐震性のある住宅の割合	%	79.6	87.4	93.9
5	一定の省エネルギー対策を講じた住宅(全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅)の割合	%	12.0	21.6 (H25)	40

計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の誘導居住面積水準達成のため、新築や改築相談及び住宅開発において、住居専用面積が一定水準(25㎡×世帯人数+25㎡)となるようアドバイスや協議を行った。 ・高齢者及び障害者等住宅改修事業を行い、高齢者や障がい者個々に応じた住宅改修を進めた。 ・耐震性の必要性について、戸別訪問や無料耐震相談会等で、耐震化への働きかけを行った。 ・新築や改築相談等において、省エネ住宅の導入についてアドバイスを行った。 ・今後10年間の亀山市住生活基本計画の改定を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率は、子育て世帯の居住環境向上に寄与することができた。 ・高齢者のための設備がある住宅は、高齢者が自宅での生活を継続することが可能となり、高齢者の生活環境に寄与することができた。 ・木造住宅の耐震化率は、昨年度より0.8%アップに留まったため、目標値には至らなかったが、一定の推進を図ることができた。 ・省エネルギー対策を講じた住宅は、新築や改築相談等の際に省エネ住宅のPRに努めた。 ・民間賃貸住宅借上げを2棟24戸確保でき、市営住宅として提供した。(目標値の70戸を達成)
総合計画推進への寄与度	<p>木造住宅の耐震化の促進、狭あいな生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進めることにより住環境の向上が図られた。民間賃貸住宅の活用による市営住宅の確保、空家情報バンク制度による空家の有効活用などが推進できた。</p> <p>独居老人宅改修、障がい者宅のバリアフリー改修を行い、ライフシーン、ライフステージに応じた住宅環境づくりを行えた。</p>

反省点・課題	<p>木造住宅耐震、空き家住宅改修や空家情報バンク制度など、直接所有者へ、広く周知する方策が必要である。</p> <p>木造住宅耐震補強事業は頭打ちの状況であることから、残物件の状況把握を行い、耐震化率アップにつなげる取組が必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>平成30年度に同計画の見直しを行ったことから、見直された計画に基づき各種取り組みを推進する。</p>
--------	---

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(平成30年度)

(上下水道部 上水道課)

計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を継続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	<p>(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給</p> <p>(目標・重点施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水質管理体制の強化 持続的な安全性の強化 水質監視体制の強化 (2) 安全で快適な配水システムの構築 水道施設の集中監視 快適な給水サービスの提供 (3) 環境への貢献 地球温暖化防止への貢献 環境教育の推進 2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震対策の実施 計画的な耐震化の実施 災害時における飲用水等の確保 (2) 風水害対策の実施 風水害発生時の浸水対策 (3) 危機管理体制の強化 応急給水体制の強化 応急復旧体制の強化 3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老朽施設等の計画的更新 施設等の計画的な更新 施設等台帳の継続的な整備 (2) 水道サービスの充実 水道利用者への情報サービスの向上 水道利用者への対応の迅速化 (3) 健全経営の強化 有収率の向上 適切な財源確保 事業経営の効率化 <p>(事業計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>水道法第20条第1項に基づき水質検査計画を定め、水質検査を実施した。 水量・水圧の適正化を図るため、亀山・関テクノヒルズ加圧ポンプ施設の建設工 事を実施し、省電力型ポンプ設備の導入を行った。 震災対策のため、新神辺配水池に緊急遮断弁と応急給水塔を設置した。(平成 29年度は関第三配水池に設置) 老朽施設等の計画的な更新として、取水・送水ポンプ取替工事、非常用発電装 置取替工事等を実施した。また、有収率の向上を図るため、漏水調査(修繕)と配 水管改良工事を実施した。 経営基盤強化と財源確保のため、平成30年4月から水道料金を改定するととも もに、クレジット収納の運用を開始した。</p>
成果	<p>給水栓における水質が、省令に定められた基準に適合することを確認した。 亀山・関テクノヒルズ加圧ポンプ施設の運用開始により、350m³/日の給水が可 能となった。 緊急遮断弁と応急給水塔の設置により応急給水体制の構築が進んだ。 取水・送水ポンプや非常用発電装置等の取替により、施設の安定稼働を維持し た。また、漏水修繕と配水管改良工事により有収率が向上した。 水道料金改定により、経常収支比率が向上した。また、クレジット収納の運用開 始により、使用者の利便性と収納率の向上が図れた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>前期基本計画第1次実施計画の主要事業(水道生活基盤整備事業、亀山・関テ クノヒルズ給水機能強化事業)として加圧ポンプ施設整備を実施し、施策の大綱1. 快適さを支える生活基盤の向上 基本施策(3)上下水道の充実 方向性 安全 でおいしい水の安定供給 の推進と、成果指標の有収率の向上に寄与した。 また、水道料金の見直し等により、方向性 上下水道事業の健全経営 の推進 と、成果指標の経常収支比率の向上に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>当初は想定していなかった追加業務や設計変更により、水道整備年次計画の事 業工程を調整する必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>施策の計画的な推進を図るため、おおむね3年ごとの進捗状況評価と点検によ り、財政計画と水道整備年次計画の妥当性を検証し、計画期間内に生じた新たな 課題に、柔軟に対応していくこととする。</p>
--------	---

別紙(関連資料)

成果指標一覧表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	加圧ポンプの整備施設数	施設		1	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数	施設		1	3
3	基幹管路の耐震化率	%	20.3	20.3	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数	施設	5	7	9
5	有収率(北中勢水道を除く)	%	90.0	91.2	93.9
6	経常収支比率	%	110.1	120.39	111.3

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(産業建設部 産業振興課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る
計画の骨格	<p>亀山市地域公共交通計画(亀山市地域公共交通網形成計画) (平成29年度～令和3年度)</p> <p>基本方針 亀山市が目指すべき交通体系の目標像の共有化</p> <p>基本方針 まちづくりと連携した市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成</p> <p>基本方針 地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減</p> <p>基本方針 サービス水準の確保と利用促進を誘導する戦略的行政支援策の展開</p> <p>基本方針 地域の主体的取り組みの支援と利用促進策の展開</p>
	<p>本計画の目標 (地域公共交通体系の目標像)</p> <p>『市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち』</p>
	<p>数値目標 [目標年次:令和3年度]</p> <p>市内バス路線等の利用者総数 (乗合タクシー含む) 310,478人(H28) 317,000人以上</p> <p>コミュニティバス路線等の利用者総数 (乗合タクシー含む) 95,115人(H28) 102,000人以上</p> <p>コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数 各路線別の1便あたりの平均乗車人員数(人/便・日)(H28) 現状以上</p> <p>市内の鉄道駅の乗車人員数 (1日平均) 3,405人(H27) 3,400人以上</p> <p>移動環境に対する不満割合(%) 17%[H23] 15%以下</p>
	<p>目標を達成するための施策・事業</p> <p>評価・検証</p>

成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H30)
1	市内バス路線等の利用者総数	人	310,478	317,000 以上	313,053
2	コミュニティバス路線等の利用者総数	人	95,115	102,000 以上	91,096
3	コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数	人/ 便・日	4.5	現状以上	4.3
4	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,405	3,400 以上	3,549
5	移動環境に対する不満割合	%	17	15以下	-

計画の実績等

取組実績	<p>亀山市地域公共交通計画に基づき、既存バス路線については、運行事業を継続し、移動困難者の日常生活における移動性の確保に努めることができた。</p> <p>市民の身近な交通手段の確保するためには、市内コミュニティバス路線等再編だけでは、物理的、財政的にも限界があるため、市民の移動需要の実情に効率よく対応できる新たな交通手段として、平成30年10月に市内全域で乗合タクシー「かめやま乗合タクシーのりかめさん」の運行を開始した。</p> <p>地域主体のバス活用イベントやバス乗り方教室開催、市内全域のバスマップ作成等により、利用促進啓発および情報発信に努めた。</p>
成果	<p>「バス路線再編による交通不便地域解消の限界」や「運転免許証返納者の増加への対応」など、鉄道、バス、一般タクシーといった既存の公共交通手段に加え、「新たな交通手段」として乗合タクシーを導入したことにより、市内地域公共交通の環境整備は充実した。</p> <p>市内バス等利用者の総数(事前予約制施設送迎サービス・乗合タクシー含む)は、増加しており、H30年度の総数は、313,053人であった。平成29年度:309,412人と比較すると、3,641人増加しており、約1.2%プラスである。</p> <p>市内鉄道駅の総乗車人員数は、3,549人であった。平成29年度:3,489人と比較すると、60人増加している。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5) 公共交通網の充実</p> <p>平成30年10月の乗合タクシーの運行開始及び既存のバス等による効率的・効果的な運行継続の実施など、当市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通網の充実に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>バス利用者数は、昨年度と比較して全体では増加しているが、コミュニティバス利用者は減少しているため、継続して利用促進啓発活動を実施し、利用者を維持していく必要がある。また、乗合タクシーは、利用が低迷しているため、制度の一部見直しと利用促進策を実施する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>幹線的バス及び地域生活バスは、継続して利用促進活動に努め、現在のサービス水準の維持及び利用者を確保するとともに、隣接市と広域的な連携に向けて協議する。さらに、野登白川自主運行バス再編についても地域と協議を進めていく。また、乗合タクシーについては、制度の一部見直しや利用促進策を実施し、乗合タクシーの定着を図る。</p>
--------	--

第2次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(平成30年度)

(消防本部 消防総務課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度						
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「安全・安心なまちづくりの推進」と深く関わり、消防力の充実強化の部分を補完するものである。						
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、亀山市消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。						
計画の骨格	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>体系図</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: left; border-bottom: 1px solid black;">【基本理念】</th> <th style="width: 25%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">【基本方針】</th> <th style="width: 50%; text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">【基本施策】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">市民の安心を支える消防力の充実強化</div> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 1】 消防体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 2】 予防体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 3】 救急体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 4】 消防団の充実強化 </div> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練 </div> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">市民の安心を支える消防力の充実強化</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 1】 消防体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 2】 予防体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 3】 救急体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 4】 消防団の充実強化 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練 </div>
【基本理念】	【基本方針】	【基本施策】					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">市民の安心を支える消防力の充実強化</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 1】 消防体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 2】 予防体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 3】 救急体制の充実強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 150px;"> 【基本方針 4】 消防団の充実強化 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_消防施設・設備の整備 2_職員の人材育成 3_消防職員の適正配置 4_災害対応力の強化 5_他市消防本部等との連携強化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_地域消防力の強化 2_防火思想の普及啓発 3_住宅防火対策の推進 4_事業所等の安全対策の推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_増加する救急事案への対応 2_市民による救命率の向上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 180px;"> 1_消防団の活性化 2_消防団の再編 3_消防団の教育訓練 </div>					

成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	消防大学校や県消防学校へ職員を派遣するとともに、派遣者による伝達研修を実施し、職員の人材育成を行った。また、ひとり暮らしの高齢者を対象とした個別訪問を実施し、住宅防火対策を推進した。さらに、将来の地域防災の担い手である小学生に対し、少年消防クラブ活動を全13回開催し、防火思想の啓発を図った。次に、市民による救命率の向上を目指して、平成29年度に作成した「亀山市ジュニア救命士育成事業実施要領」に基づき、小学生530名に対し救命講習を実施した。また、多種多様化する災害に的確に対応できるよう、消防団員の防火衣を更新するとともに、感染防止用品を配備した。
成果	専門的な教育機関へ職員を派遣することで、個々の職員の能力を向上させるとともに、派遣者による伝達研修を実施することで、多くの職員に研修内容を伝達し、派遣効果を高めることができた。また、ひとり暮らし高齢者を対象とした個別訪問を実施することで、きめ細かな防火指導を実施することができたほか、少年消防クラブの活動をつうじて、小学生に対し防火意識の醸成を図った。また、ジュニア救命士育成事業を実施することで、幼少期からの応急手当の普及を図ることができた。消防団については、装備の充実により、より安全な消防活動を実施できる体制を整備した。
総合計画推進への寄与度	第2次亀山市総合計画前期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (6)安全・安心なまちづくりの推進 【成果指標】 現状値 目標値 H30年度 ・火災出動に関する平均所要時間 12分53秒、12分00秒、19分41秒 ・救急出動に関する平均所要時間 39分55秒、37分00秒、43分07秒

反省点・課題	本プランの目的を達成するために掲げた基本施策の取組を推進しているものの、前期基本計画の成果指標として設定した火災・救急出動に関する平均所要時間の短縮には至っていないことから、個々の取組内容を精査する必要がある。
--------	---

今後の方向性	令和元年度末で、本プランを策定し3年が経過することから、個々の取り組み内容を精査し、必要に応じて見直しを図る必要がある。
--------	--

成果指標一覽表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	防火水槽設置数	基	430	431	440
2	救急救命士搭乗率	%	99.8	99.9	100
3	中型免許取得率	%	75.9	73.2	93
4	消防用設備設置率	%	51.2	51.7	53
5	防火診断実施世帯数	世帯	400	453	800
6	住宅用火災警報器設置率	%	75.6	80.0	100
7	被搬送者軽症率	%	49.3	53.4	48
8	特定行為評価適切率	%	100	100	100
9	バイスタンダー心肺蘇生法実施率	%	33.3	46.6	50
10	消防団員充足率	%	97	96.4	100
11	消防団協力事業所認定数	事業所	8	9	16
12	防火衣配備率	%	43.7	83.2	100

一般廃棄物処理基本計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(生活文化部 環境課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 2 年度	
位置付け	本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものであり、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「低炭素・循環型社会の構築」に関わるものである。	
目的・概要	法や条例の目的である「生活環境の保全や公衆衛生の向上」を確保するため、一般廃棄物の適正な処理と減量化、再生利用の推進を図ることを目的とし、今後の本市の一般廃棄物処理に関する基本的事項を示すものである。	
計画の骨格	<pre> graph LR A[ごみ処理基本計画] --> B[清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題] A --> C[基本的な考え方と目標] B --> D["・人口及び産業の動向 ・ごみ処理の現状 ・現計画の総括 ・将来予測と主な課題"] C --> E["・基本理念 ・基本方針 ・計画目標 ・目標達成に必要なごみ減量化、資源化の原単位 ・ごみ排出抑制等のための方策 ・分別収集するごみの区分と種類 ・排出抑制及び資源化施策後のごみ排出量と資源化量 ・排出抑制及び資源化施策後のごみ排出原単位と資源化率 ・ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ・ごみ処理施設の整備に関する基本的事項 ・その他ごみ処理に関し必要な事項"] F[生活排水処理基本計画] --> G[生活排水処理事業を取り巻く現状と課題] F --> H[基本的な考え方と将来予測] G --> I["・生活排水処理の現状 ・収集・運搬の現状 ・処理の現状"] H --> J["・基本方針 ・処理主体及び体制"] </pre>	

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	1人1日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ)	g/ 人・日	722	726	685
2	1人1日あたりのごみ排出量(事業系ごみ)	g/ 人・日	243	247	207
3	資源化率	%	37.0	33.0	42.0
4	生活排水処理率	%	78.2	82.8	84.0
5					

計画の実績等

取組実績	<p>市民団体と「食品ロス削減」に関する協働事業に取り組み、ごみ減量の啓発活動や施設見学会の開催などを実施し、市民に改めてごみについて考えていただく機会を設けるとともに、広報やケーブルテレビなどを活用した生ごみの水切りや堆肥化などの啓発活動を通じて、家庭系ごみの減量とリサイクルの推進に努めた。また、事業系ごみについては、収集運搬処理業者の搬入ごみ検査を実施し、その結果を全許可業者に通知し、一層のごみ減量とリサイクルについて周知に努めた。</p> <p>さらに資源化率向上のため「雑がみ」に関する調査を収集委託業者、再資源化処理業者に実施し、資源ごみとして行政回収するにあたり課題整理を行った。</p> <p>生活排水処理率の向上を図るため、公共下水道整備事業により供用区域を拡大すると共に、下水道への未接続世帯に対して啓発活動などを行った。</p>
成果	<p>家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、近年搬入件数、搬入量が増加しており、前年度対比で10g増の726gとなったが、ここ数年増加傾向にあった事業系ごみについては、前年度対比で26g減の247gと減少に転じた。</p> <p>資源化率については、古紙類等の店頭回収が充実してきたこともあり、行政回収分の資源化量は減少したものの、小型家電など持ち込みごみから回収可能な廃棄物のリサイクルを積極的に進めていることもあり、前年度と同水準を維持している。</p> <p>生活排水処理率については、公共下水道の供用区域や農業集落排水区域内において、下水道等への接続が行われたことで生活排水処理率は82.8%となり、前年度比で0.3ポイント上昇した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民団体との協働事業の実施やごみダイエットサポーターとの連携により、前年度対比でごみ排出量の減少と資源化率の維持は図れたものの、目標値に近づけることはできなかったが、市民等との協働により着実に施策を推進する体制が整ってきている。また、生活排水処理率は、下水道整備を順次進めながら、供用済区域での接続率の向上に努めたことで計画処理率を僅かに上回り、生活排水処理対策の推進に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>啓発活動を中心とした取組に加え、新たなごみ減量施策の検討と早期に資源ごみとして回収可能な廃棄物の資源化を進める必要がある。</p> <p>生活排水処理については、経済的、効率的な処理方式を選択し、生活排水処理施設の整備を進める必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>協働事業は終了したが、引き続き市民等との協働体制を維持し、新たなごみ減量施策や「雑がみ」等の資源ごみ行政回収に向けた取組を着実に進める。</p> <p>生活排水処理施設整備を計画的、効率的に進め、整備された地域において、下水道への接続率の向上を目指す。</p>
--------	---

亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に関する実績等報告書 (平成30年度)

(生活文化部 環境課)

計画の基本情報

計画期間	H 26 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて、市域の温室効果ガスを削減するために定めるものであり、また、亀山市第2次総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「1.快適さを支える生活基盤の向上(7)低炭素・循環型社会の構築」と深くかわり、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じ、また、再生可能エネルギーの有効活用の啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進するためのものである。
目的・概要	計画の目的は、地域の自然的社会的条件に応じ、各主体(市民・事業者・行政)における施策を推進し、市域から排出する二酸化炭素を削減させるものである。 計画の概要は、環境基本計画の理念の下、地球温暖化防止対策に関する各主体の具体的な行動を示し、「二酸化炭素排出抑制」「新エネルギー・再生可能エネルギーの導入」「森林整備・緑化の推進」「環境教育の推進」を推進するものである。
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 二酸化炭素排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">市民:省エネ行動</div> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動定着の仕組みをつくります 省エネ行動促進の支援を行います 市民参加の取り組みを企画し実施します 省エネ行動取り組みの情報提供をします <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">市民:省資源活動</div> <ul style="list-style-type: none"> リフーズ(Refuse) でごみを減量します リデュース(Reduce) でごみを減量します リユース(Reuse) でごみを減量します リサイクル(Recycle) でごみを減量します 省資源活動の支援、情報提供を行います <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">事業者:省エネ行動 省資源活動</div> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動の取り組みを支援します 省エネ行動の取り組みの情報提供をします <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">公共交通機関等 の利用</div> <ul style="list-style-type: none"> JRの利用を推進します バスの効率的・効果的な運行を行います クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します 自動車等の使用を抑制します <p>2 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入を促進します 地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます 新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います <p>3 森林整備・緑化の推進 (吸収源対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します 緑あふれる美しいまちづくりを推進します <p>4 環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します 身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します 環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します 地球規模の環境問題に対する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります </div>

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>以前実施した環境活動ポイント制度(AKP)を一部見直し、太陽光発電導入の促進としてポイント還元を行えるなど、より効果的な制度として実施し、過去参加した150世帯に加え、新たに151世帯の参加を得ることができた。また、里山公園でのイベントやみえ環境フェア2018等各イベント及び出前トーク、市広報及び市ホームページ、ZTV行政番組にて地球温暖化防止の啓発を行った。</p> <p>更に、環境省から地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！「地球との約束」と「私たちの未来」』の映像媒体を借用し、イベント等で小中学生を対象とした上映会を開催した。</p>
成果	<p>環境活動ポイント制度(AKP)では募集枠を上回る応募があり、参加世帯のうち6世帯が太陽光発電導入でポイント還元を受け、参加世帯全体で16.821tの二酸化炭素排出量を削減する結果となった。</p> <p>環境教育の推進面においては、環境省から借用したアニメを利用し、小中学生に分かり易く、地球温暖化防止活動の必要性を理解してもらうなど、様々な啓発活動を通じて、幅広い世代への意識醸成に努めることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、低炭素社会の形成に向け省エネルギー・省資源行動などの取り組みが行われるよう地球温暖化防止対策を推進することができ、環境負荷の少ない社会の形成に寄与することが出来た。</p>

反省点・課題	<p>環境活動ポイント制度(AKP)の参加世帯の中で、特に初めて参加された世帯において、途中で活動記録を中断する世帯や実績報告を提出されない世帯が過半数を超え、本制度実施による市民の省エネ・創エネに対する取り組み成果や二酸化炭素排出量の削減を十分確認することができなかった。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>令和元年度の環境活動ポイント制度(AKP)では、上記の課題を踏まえ、実績報告の必要性を繰り返し周知し、参加者の意識啓発に努める。</p>
--------	---

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値	
二酸化炭素総排出量(基準年H20年度)		千t-CO ₂	2,011	-	1,755	
各削減項目に基づく目標値						
	項目	単位	削減見込み量		削減行動目標 値(H32年度)	
1	事業者:国及び県の施策実施による削減	千t-CO ₂	121.9	-	産業部門: 1% 民生業務: 0.14%	
2	市民:省エネ行動による削減	千t-CO ₂	2.7	-	実施率:71%	
3	市民:省資源活動による削減	千t-CO ₂	0.2	-	実施率: 100%	
4	市民:省エネ機器買換えによる削減	千t-CO ₂	3.5	-	買換え率: 76%	
5	市民: 新エネ ルギー 削減 導入に	太陽熱温水器	千t-CO ₂	1.7	-	導入率: 12.7%
		太陽光発電	千t-CO ₂	2.8	-	導入率: 17.5%
		コージェネレーション	千t-CO ₂	0.2	-	導入率:7.2%
		ヒートポンプ式給湯器	千t-CO ₂	0.3	-	導入率: 13.6%
		潜熱回収型給湯器	千t-CO ₂	0.1	-	導入率:5.5%
		クリーンエネルギー自動車	千t-CO ₂	4.3	-	導入率: 53.4%
6	国施策による自動車燃費改善による削減	千t-CO ₂	19.5	-	乗用車13%、 貨物車6% 燃費改善	
7	ごみ処理量減量	千t-CO ₂	0.4	17.0千t	発生量16.8千 t/年以下	
8	間伐面積(森林吸収)	千t-CO ₂	11.3	941.11ha	間伐面積 1,974ha(7年 間累計)	
削減見込み量合計		千t-CO ₂	168.9	-	-	

亀山市歴史的風致維持向上計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

計画の基本情報

計画期間	H 20 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(所謂、歴史まちづくり法)第4条の規程に基づき同法第5条第2項に規程する内容をまとめたものである。本計画は、同法による国の第1号認定を受けたものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 亀山市の歴史的背景 <ol style="list-style-type: none"> (1) 亀山市の自然及び社会的環境 (2) 歴史的背景 2. 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針(5 - 2 - 1) <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定等文化財の分布状況 (2) 指定等以外の文化財の分布状況 (3) 把握できる関連文化財群 (4) 亀山市の維持向上すべき歴史的風致 (5) 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み (6) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題 (7) 上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け (8) 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針 (9) 計画実現のための体制 3. 重点区域の位置及び区域(5 - 2 - 2) <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点区域設定の考え方 (2) 重点区域の位置及び区域 (3) 重点区域の景観形成に関する施策による保護 4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項(5 - 2 - 3) <ol style="list-style-type: none"> イ. 文化財の保存及び活用に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の保存及び活用に関する体制 (3) 重点区域における具体的な計画 ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致維持向上施設となりうる施設の整備又は管理に関する基本的な考え方 (2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 (3) 歴史的風致の維持向上に資するソフト事業 5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 (2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針 6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 重点区域内の歴史的建造物等の拠点となる文化財等施設をつなぐ街道等の整備方針について、庁内関係部局で協議を行った。 整備を終えた歴史的建造物を活用して、町並みスケッチ画の展示や雛飾りの展示等を行い、歴史的建造物の公開を進めた。 拠点施設である関の山車会館整備事業を進めた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 関の山車会館整備事業における工事等を完成させた。 整備を終えた亀山城周辺施設の旧佐野家住宅を公開した。 平成30年度における、亀山城周辺の年間見学者数は、7,413人であった。 文化財説明看板や説明標柱を計画に基づき設置した。
総合計画推進への寄与度	<p>関の山車会館整備事業など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、第2次総合計画前期基本計画、1. 快適さを支える生活基盤の向上、(9)歴史的風致を生かしたまちづくりの推進について進めることができた。</p>



反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間の終盤を迎え、拠点となる文化財等の面的な整備が、比較的進んだ一方で、これらをつなぐ集落間の整備等が残されており、これらの予定事業を実施していくために、東海道整備方針を策定する必要がある。 文化財説明看板未設置の地区がまだ多いことから、引き続き設置を行っていく必要がある。
--------	--



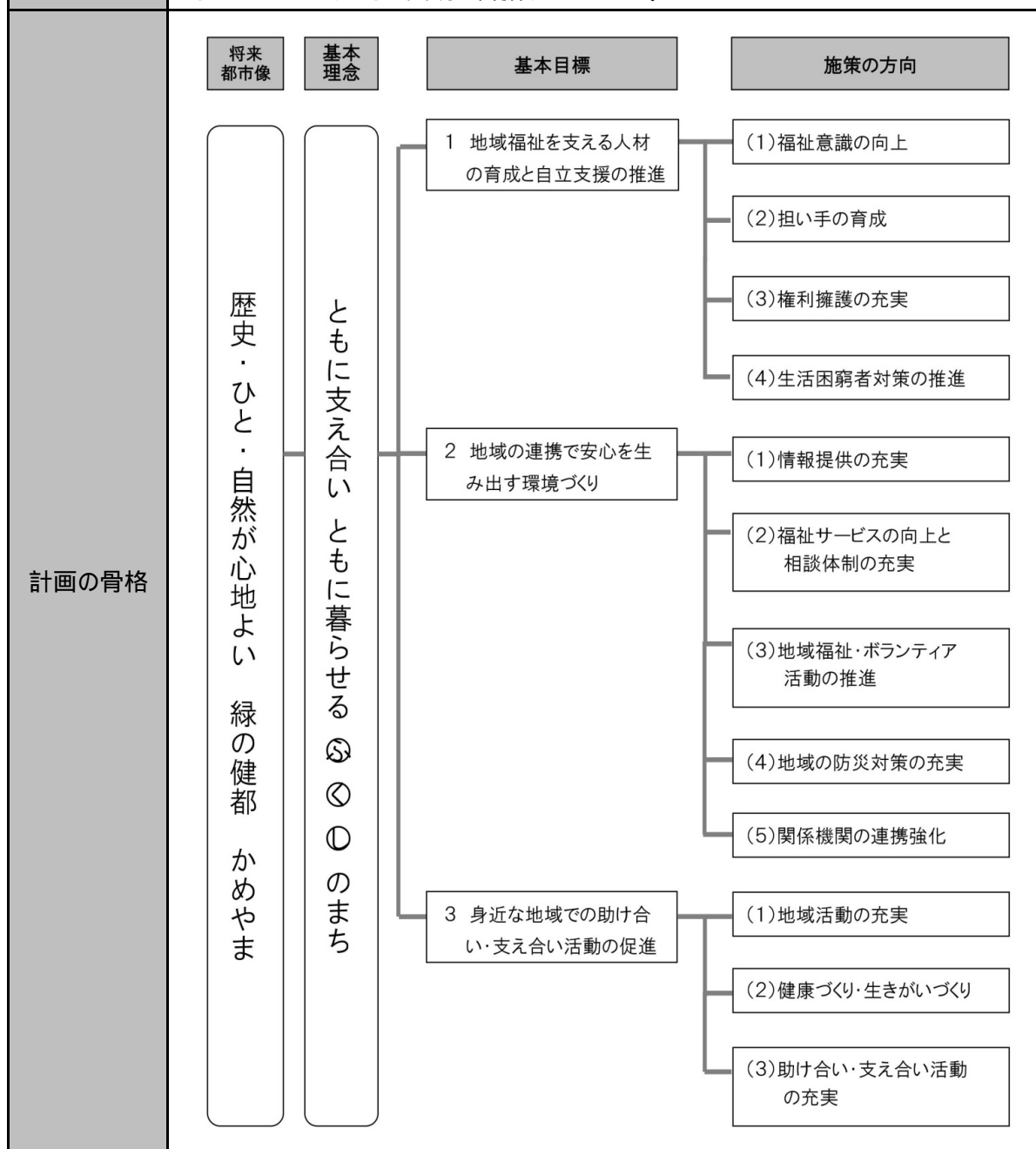
今後の方向性	<p>拠点施設等をつなぐ集落間整備等を進めるため、東海道整備方針を盛り込んだ新たな歴史的風致維持向上計画を策定する。</p>
--------	--

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、くらしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。



成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	日常生活のちょっとした困りごとに対応する「ちょこボラ(有償ボランティア)」による地域の助け合い・支え合いのしくみづくりに向け、先進地(四日市市)の生活応援隊の代表を講師として迎え、立ち上げの経緯や現状を全22地区地域まちづくり協議会を対象として研修会(平成30年11月)を開催した。また、子どもの貧困にかかる実態・実情を把握するため、子どもの貧困に関する実態調査(ヒアリング・アンケート)を実施した。また、「地域福祉力強化推進事業」を事業化し、社協に専任のCSWを配置することにより、地域における個別支援・地域支援・しくみづくりに取り組んだ。さらに、市内に先駆けて昼生地区まちづくり協議会において、助け合いの継承をコンセプトとしたフレンドサービスが平成30年7月から立ち上がり、CSWが訪問等により相談支援に関わるなど、助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。
成果	地域福祉力強化推進事業では、地域まちづくり協議会(全22地区)に対し、第2次地域福祉計画の概要説明をはじめ、社協に配置したCSWの役割や「ちょこボラ」の概要説明を市・社協の担当者が訪れ、説明を行うとともに、地域における福祉課題に対する個別支援・地域支援・しくみづくりを展開することにより、地域の連携で安心を生み出す環境づくりが進んだ。市内では、昼生地区まちづくり協議会において「フレンドサービス(有償ボランティア)」が立ち上がるとともに、井田川北まちづくり協議会における先進地視察をCSWがコーディネートすることにより、身近な地域での助け合い・支え合い活動が進んだ。さらに、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校、高等学校への福祉教育や各種サロンの実施、子どもの貧困に関する実態調査の実施などにより、地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進につなげた。
総合計画推進への寄与度	社協に配置したCSWにより、新たなボランティアの担い手の確保(「ちょこボラ」)に取り組むことで、地域福祉を支える人と組織の育成、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。また、全22地区の地域まちづくり協議会を市・社協の担当者が訪れ、地域福祉計画はもとより、地域福祉力強化推進事業の概要を説明することにより、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりに取り組んだ。さらに、低所得者への支援と自立支援に向け、子どもの貧困に関する実態調査を実施した。

反省点・課題	地域の福祉課題は、CSWの活動により多様化・複雑化しているケースが浮かび上がり、ごみ屋敷等の制度の狭間の課題は、単独の相談機関では十分な対応ができていない。これらは、福祉、教育、医療などをはじめとした関係機関の連携など、多機関の協働による包括的な支援体制の構築が求められている。
--------	---

今後の方向性	地域福祉力強化推進事業において、CSWによる個別支援(新規82件、延べ相談件数449件)・地域支援・しくみづくりの全市展開を継続させつつ、個別支援の中で浮かび上がった多様化・複合化した課題について、多機関が協働して対応できる支援体制づくりに向け、社会福祉協議会はもとより、市関係部署と連携し進めていく。
--------	---

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29 年度	H30 年度	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	-	-	35%	平成 27 年度_第 2 次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	-	-	55%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751人	714人	747人	900人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29 年度	H30 年度	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	-	-	50%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	-	-	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60団体	96団体	113団体	110団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	-	0	1	10箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29 年度	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	-	90%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	-	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	-	25%	

アンケート結果をもとにした目標の評価は、前期基本計画の最終年度に実施します。

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿	「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割	高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	① 「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	② 地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	③ 地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方について、普及を図ります。
	④ 障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績 (平成30年度)	① 広報かめやま8月16日号「考えてみよう共生（国際化）やフェイスブックを活用した啓発に取り組みました。また、「かめやまニュース」の英語・ポルトガル語版（毎月1日、年12回）を作成し、外国人住民に対する情報発信とともに、やさしい日本語版（毎月1日、年12回）も併せて発行し、地域生活において必要な情報を分かりやすい日本語で伝えることで、共生社会の実現につながる啓発を行いました。 さらに、市・社会福祉協議会が、地域福祉計画の基本理念をはじめとした目的・背景等について、全22地区の地域まちづくり協議会（福祉委員会）を訪れ、両計画の概要版を配布し伝えることにより、互いに理解し暮らし合っていく共生社会への理解を深めました。
	② 社会福祉協議会が主体となり、教育委員会と連携した福祉教育推進事業を実施し、保育所(13)・幼稚園(5)・認定こども園(1)、小学校(11)、中学校(3)、高等学校(2)に福祉教育を実施しました。また、市内の社会福祉施設において、中学生(134人)を対象とした福祉体験教室の開催(8月20～24日)等により、保育・教育における地域福祉に対する理解を深めました。
	③ 日常生活のちょっとした困りごとに対応する「ちょこっとボランティア（=ちよこボラ）【有償ボランティア】」による地域の助け合い・支え合いのしくみづくりを展開するに当たり、先進地の生活応援隊（四日市市平津新町）の代表を講師として迎え、組織立ち上げの経緯や現状を全22地区のまち協を対象として開講(11月)することにより、コミュニティサービスの必要性に対する意識の向上につなげました。
	④ 10月に「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマとしたあいあいまつりの開催や、12月の人権週間にあわせたヒューマンフェスタ in 亀山において、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブースの出展、講演会などを行うことにより、市民の交流やふれあいを深めました。
今後の方向性	誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしを続けられることを目指し、地域の福祉課題を我が事として認識できるよう、全22地区のまち協に市と社協が訪れ、地域福祉の理念を含めた両計画の概要説明や、社協による福祉教育推進事業の継続など、福祉意識の向上に継続して取り組んでいく。また、各種イベントの開催により、垣根を越えた市民交流・ふれあいの機会を設けていきます。

(2) 担い手の育成

5年後のあるべき姿	「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。	
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。	
取組内容	①	民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
	②	ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を实践する人材の育成を進めます。
	③	市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。
実績 (平成30年度)	①	全22地区のまち協の福祉委員会、全4地区の民生委員児童委員協議会の定例会等に出向き、市と社協が進めるまち協を単位とした住民による助け合い・支え合いのしくみづくりに向けた取組の概要を支援者に直接伝えることにより、地域福祉の中核を担う人材の育成につなげました。
	②	地域での助け合い・支え合いの活動について知っていただくことを目的にボランティア講座を開催(11月)しました。また、社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行いました。特に亀山高等学校では、モデル校として指定し、学校と社協が協働しながら、年間を通じた福祉教育プログラムを作成することにより、将来を見据えた人材の育成につなげました。
	③	社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深めることを目的として、「ふれあい・いきいきサロン」を開催した。平成29年度は、80箇所であったものが、平成30年度末では、91箇所、延べ参加者数は22,879人となり、地域住民が主体となった介護予防活動の輪が広がりました。
今後の方向性	地域において地域共生社会の実現に向け、地域における支援者を対象としたスキルアップに向けたシンポジウムの企画検討を行うとともに、社協が主体となった福祉教育推進事業やサロン活動推進事業などを展開することにより、住民相互に支え合うしくみづくりに取り組んでいきます。	

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	③ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	④ 児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	⑤ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績 (平成30年度)	① 市内ショッピングセンターでの街頭啓発をはじめ、広報かめやまや人権啓発チラシの各世帯の配布などによる人権が守られる啓発活動に加え、人権相談事業（よろず人権相談：年36回）をはじめ、人権擁護委員の日（6月）や人権週間（12月）にあわせ特設人権相談を実施しました。また、高齢者や障がい者に対する虐待防止や適切な支援を行うことを目的に、関係機関と連携し、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催（3月）することなどにより、地域における啓発活動や人権相談、支援体制などの充実を図り、人権が守られる環境づくりを進めました。
	② 社協が県社協から受託を受けた日常生活自立支援事業により、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類などの預かりサービスを行い、地域の中で生活ができる環境が保たれています。 【契約者数：42件、支援回数1,052回】
	③ 成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市（津市、鈴鹿市、亀山市）が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行うとともに、法人後見については、近隣の鈴鹿市社協との意見交換（市・社協参加）を行い、社協における法人後見の実施に向けた検討を進めました。
	④ 児童虐待やDVの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関との連携強化や適切な対応を行った。また、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援システム「子育て世代包括支援センター事業」の利用者支援事業（母子保健型）を開始することにより、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援ができる環境づくりを進めました。
	⑤ 鈴鹿・亀山圏域において、障害者差別解消地域支援協議会の設置に向けた会議を開催し、協議会の有する機能や役割について検討を進めました。
今後の方向性	<p>県補助回数削減に伴う日常生活自立支援事業の市補助分の検討を行います。中核機関（成年後見制度）の設置に向け、市・社協で先進地視察等により、法人後見機能を持つ中核機関としての設置に向けた検討を進めます。</p> <p>また、子育て家庭支援の中核的役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向けた検討を進めていきます。</p> <p>障害者差別解消地域支援協議会は、各市における地域資源や課題が異なる中で、既存の会議体に協議会の機能を付加させる方法も含め、協議会の設置に向けた検討を進めます。</p>

(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿	公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割	社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	① 貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	② 生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	③ 生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	④ 自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	⑤ 生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績 (平成30年度)	① 子どもの貧困にかかる実態・実情を把握するため、子どもがいる世帯全体に対する調査（全体調査＝就学前児童調査、小学校児童調査、中・高生調査）とともに、児童扶養手当や就学援助といった支援の利用者に対する調査（支援利用者調査）を行うことにより、両者の対比を行いました。 なお、アンケート調査の設計に当たっては、調査に先立ち実施したヒアリング調査の結果を材料に仮説を立て、これを検証すべく設問設計を行いました。
	② 引きこもりの実態や把握方法の検討に向け、鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県・市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会に参加し実態把握に向けた検討をはじめました。
	③ 全22地区のまちづくり協議会（福祉委員等）に対して、地域福祉計画の概要とともに、主要な取組として地域福祉力強化推進事業の概要説明を行いました。説明の中で、複合的な福祉課題を抱えた人は、生活困窮者も含まれていることから、地域の支援者にはまずは社協につなぐよう周知することにより、支援の取っ掛りとなる窓口を支援者に伝えました。
	④ 生活困窮者自立支援事業における新規相談は124件、その多くは窓口相談となり、継続的な支援は、訪問と来所が中心となっています。アウトリーチは、社協に配置したCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を会した連携により相談支援を行っており、生活困窮者自立支援事業における窓口は、来所が主体となるなど、組織内で連携を図りながら対応している。CSWと生活困窮者自立支援事業の相互の連携により、地域の中で福祉課題を抱えた人が適切な支援が受けることができる体制が整いつつあります。
	⑤ 子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援に向けて、関係機関との連携による支援体制の在り方を検討するため、子どもの貧困に関する実態調査を実施しました。
今後の方向性	子どもの貧困、生活困窮者などは、平成31年度に策定する「子どもの貧困対策計画（子ども・子育て支援事業計画に包含予定）」において、調査結果を踏まえ、支援体制の強化をはじめとした施策の整理・立案等を進めていきます。 ひきこもりの就労支援等を考える会に引き続き参加し、関係機関と連携しながら、ひきこもりの実態把握に向けた調査方法の検討を進めます。 社協の生活困窮者自立相談支援事業の「ふくし何でも相談」の窓口機能と既存の窓口機能との効果的な連携を図りながら、CSWを中心としたアウトリーチによる相談支援の体制づくりを進めていくとともに、支援制度に対する啓発活動を継続します。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿	「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。	
行政と社協の役割	必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。	
取組内容	①	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	②	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	③	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績 (平成30年度)	①	地域福祉や福祉課題に関することは、まずは社協につないでいただくよう、地域まちづくり協議会(22地区)や民生委員児童委員協議会(4地区)に市と社協が出向き、窓口の周知を行いました。地域との関わり薄い人には、広報かめやまによる福祉サービスに関する情報提供を行うとともに、CSWによる障がい特性等、個別の状況に応じた福祉サービスを案内するなどにより、福祉情報が必要な人に対する情報提供の重層化を図りました。
	②	民生委員児童委員協議会(4地区)や地域まちづくり協議会(22地区)に市と社協が出向き、地域福祉の理念や平成30年度から新たに展開するCSWによる地域福祉力強化推進事業の概要について、パワーポイントを活用しながら分かりやすく、詳細な情報提供に努め、必要な情報提供を行うことにより、地域の支援者の理解を深めました。
	③	地域の中で民生委員・児童委員や福祉委員などが福祉課題を抱える人を発見した場合は、まずは社協につないでもらうよう、地域まちづくり協議会(22地区)や民生委員児童委員協議会(4地区)に周知し、CSW等を介した情報提供のしくみづくりを進めることにより、必要な人への情報提供の手段が広がり、これまで支援につながりにくかった人が支援につながる可能性が高まりました。
今後の方向性	地域の支援者からの情報を受けらえる窓口機能の周知を行うとともに、CSW等を介した情報提供により、福祉情報が必要な人に対する情報の提供を継続的に行います。 また、CSWの活動により発見されたごみ屋敷等の多様化・複合化した福祉課題を抱える人が本市の中で顕在化している現状とその対応について周知するため、学識経験者や地域の支援者(地域まちづくり協議会、民生委員)などによる地域福祉シンポジウムを平成31年度に開催できるよう企画しました。	

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	<p>① 社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。</p> <p>② 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。</p> <p>③ 地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要機関につながるしくみづくりを進めます。</p> <p>④ 地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。</p>
実績 (平成30年度)	<p>① 市内の社会福祉法人間の連携・情報交換の場として、社会福祉法人の連絡会を平成31年度中に立ち上げられるよう、社会福祉協議会と協議しながら検討を進めました。</p> <p>② 生活困窮者自立支援事業において「福祉なんでも相談」窓口の開設を平成30年4月から設置しました。また、同4月から地域包括支援センターを市直営から社会福祉協議会での運営へと変更し、子育て世代包括支援センターの開設など、福祉に関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口機能の集約を図りながら、各分野における窓口機能の強化を進めたことにより、地域住民の悩みや困りごとに丸ごと対応できる相談体制づくりが進みました。</p> <p>③ 民生児童・児童委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、単独の機関で対応できないような困難な課題を抱えたケースは、まずは社会福祉協議会のCSWにつなぐよう、全4地区の民生委員児童委員協議会に出向き、当該内容の周知を市・社協で行うことにより、地域における福祉課題に対応できる環境づくりが進みました。</p> <p>④ 平成30年4月から事業開始した地域福祉力強化推進事業では、初年度のため、主に個別ケースの支援や事業の概要周知を中心に展開しました。その中で、井田川北地区まちづくり協議会では、地域におけるちょっとした困りごとに対応する有償ボランティアのしくみづくりに向け、CSWによる先進地視察の対応を行うとともに、全22地区の地域まちづくり協議会を対象としたボランティア講座(平成30年11月)を開催するなどにより、地域まちづくり協議会を単位としたしくみづくりに取り組みました。</p>
今後の方向性	社会福祉法人による連絡会の立ち上げに向け、社協と連携し取り組みます。 地域における福祉課題について、包括的に受け止められる体制づくりを進めるとともに、あらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の明確化に向けた相談体制の再構築を進めていきます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	① 「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	② 日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	③ 福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
	④ 地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	⑤ 認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。
実績 (平成30年度)	① 有償ボランティアの必要性について、市と社協が地域まちづくり協議会(22地区)と民生委員児童委員協議会(4地区)に出向き、地域における有償の支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、まずは住民の理解を深めました。
	② 平成30年4月から国の補助金を活用した地域福祉力強化推進事業で社協に配置したCSWにより、地域における草刈り等、日常生活のちょっとした困りごとに対応するしくみづくりの周知について、市と社協と連携し展開しました。これに先駆けて、平成30年7月には昼生地区まち協において、助け合いの継承をコンセプトとした「フレンドサービス」が立ち上がり、また、井田川北地区でも、先進地視察や振り返り研修のコーディネートを行うことにより、地域における共助のしくみづくりが進みました。
	③ 社会福祉協議会による家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、歩行器や車椅子(206件)の介護機器を貸し出すとともに、歩行困難・寝たきり状態の人を対象とした福祉移送サービス(登録者数45人、延べ運行回数1,723回)を社会福祉協議会に委託し実施することにより、社会参加の促進につなげました。
	④ 介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(91箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(8箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(14箇所)のサロン活動推進事業を実施し、全体として平成29年度に比べ17箇所増加し113箇所となり、住民の身近な場所での憩いの場づくりが進みました。
	⑤ 平成30年4月から鈴鹿亀山地区広域連合から委託により、地域包括支援センターを社会福祉協議会において運営を行い、認知症サポーター養成講座(11回、238人)や認知症初期集中支援チーム(個別相談・介入案件:7件、認知症関係会議3回)により、認知症状態にある人やその家族に早期から関わり、CSW等、関係者・関係機関と連携した受診・発見・対応する支援体制の構築が進みました。
今後の方向性	有償ボランティアのしくみづくりについて地域まちづくり協議会を単位として、事業の概要の説明とともに、拡大していけるよう市と社協が連携しながら取り組みます。また、地域福祉活動を支えるサポート体制や各種サロン活動を継続していきます。 認知症高齢者等をはじめとした支援が必要な人に対して、家族だけでなく地域全体で支えられる体制づくりに向け、第1層の生活支援コーディネーター、CSW、生活困窮者自立支援事業、市などが連携できるよう場づくりに向けた検討を進めていきます。

(4) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿	地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起ころっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割	密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	① 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	② 地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績 (平成30年度)	① 災害が起ころっても地域で住民の安全が確保できるよう、再構築した避難行動要支援者名簿を指定避難所の代表者や自治会長、民生委員など関係者や関係機関に提供することにより、共助の力による防災体制の構築に向けた環境づくりを進めました。
	② 地域における当該名簿を利用した防災訓練等を民生委員・児童委員、福祉委員とともに実施しました。また、当該名簿の利活用に向け、関係部署との協議を行い、利活用マニュアル等の作成の検討を進めました。
	③ 亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、社協が主催した、災害ボランティアセンターの設置訓練(研修会)に参加(市職員10人、災害ボランティア4人、青年会議所4人、社協職員12人)し、大規模な災害の発生を想定し、被災者のニーズと必要な資源をマッチングさせる研修会を開催することにより、支援者側の連携・協力の方法を学びました。
今後の方向性	避難行動要支援者名簿を引き続き更新していくとともに、その利活用に向けた指針となるマニュアルの作成に向けた検討を進めていきます。 また、地域の受援力の強化に向け、災害ボランティアセンターが災害時等に機能するよう、関係機関と連携した研修会等の開催を継続します。

(5) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿	多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	① 地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク※ ¹ が全市で行える体制づくりに努めます。
	② 地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	③ 地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績 (平成30年度)	① 国の地域力強化推進事業を活用した「地域福祉力強化推進事業」を平成30年4月から事業化し、社協に専任のコミュニティソーシャルワーカーを配置することにより市域における体制づくりを整えました。
	② 市域において、地域のニーズと資源のみえる化、生活支援の担い手の養成や新たなサービスの開発などを担う、第1層の生活支援コーディネーター(正規)を地域包括支援センターに配置する予算化を行いました。
	③ CSWが拾い上げてきた多様化・複合化した課題に適切に対応できるよう、市健康福祉部に相談支援包括化ネットワークの構築や既存の会議体の充実などに向け、相談包括化推進員の配置等の検討を進めました。
今後の方向性	コミュニティソーシャルワークの体制づくりを継続的に取り組むとともに、多様化・複合化した課題に対応できるよう、まずは市内部の多機関協働を行う場づくりを進めます。また、生活支援コーディネーターと連携した有償ボランティアのしくみづくり等、新たな資源の開発に取り組んでいきます。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿	地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割	住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	① 小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	③ 教育委員会と連携して、コミュニティスクール（学校運営協議会）や青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	④ 地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績 (平成30年度)	① 地区コミュニティセンターにおいて、浄化槽等の管理が不要となる公共下水接続工事(東部)や、地域住民の安全の確保に向けたブロック塀の改修工事(城西、川崎)のほか、必要に応じて施設関連の老朽化等に伴う各種修繕を実施することにより、地域まちづくり協議会の活動拠点の整備・充実を図りました。
	② 社協による小地域ネットワーク活動により、福祉でまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、地域まちづくり協議会(22地区)において福祉委員(342人)を委嘱しました。各地区の福祉委員会が行う三世代ふれあい交流・食事会など地域の特性に応じた内容で福祉活動が展開されることにより、地域における住民同士の相互理解や連帯感の醸成が図られています。
	③ 学校と保護者、地域が協働するコミュニティスクール(小学校8校、中学校1校)や青少年育成市民会議による愛の運動の一環として声かけ活動(41団体、1,273人)により、身近な地域における住民相互のつながりづくりの環境を整えました。
	④ 地域まちづくり協議会への支援策の一つとして、コミュニティビジネスの専門家を派遣できる地域まちづくりアドバイザー派遣制度の活用(4地区)を促すことにより、地域福祉強化推進事業で取り組む地域支援・しくみづくりと並行しつつ、地域のニーズに応じたしくみづくりの検討を進めます。また、ステップアップ方式で学びを深めるかめやま人キャンパスとして、コミュニティビジネスや副業をテーマとしたまちの起業人養成講座等(4講座)の第1期を事業化しました。
今後の方向性	地域まちづくり協議会の活動拠点の整備や地域行事の開催、あいさつ運動などにより、身近な地域での住民相互のつながりを深めます。 また、地域の課題を解決するしくみづくりに向け、市関係部署との情報共有を図りながら、各地域の資源や実情に応じたしくみとなるよう、支援・検討を行っていきます。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿	生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。
行政と社協の役割	住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。
取組内容	① 健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。
	② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。
	③ 高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。
	④ 子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。
実績 (平成30年度)	① 健康に関わる教室や運動などに取り組むとポイントがたまり、割引等の特典を受けることができる健康マイレージのしくみづくりについて、平成31年度からの実施に向け予算化しました。
	② 市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などで市民活動に関する情報や活動報告を掲載しました。また、市民活動団体と市が協働で行う協働事業(2団体)や、市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金(1団体)の交付のほか、津市NPOサポートセンターの相談員による市民活動なんでも相談所(6日)の開設などにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。
	③ 高齢者の生きがいづくりや健康増進に向け、健康教室や運動に自主的に取り組むことで健康ポイントがたまる健康マイレージのしくみづくりの予算化を行いました。また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催するとともに、中央公民館の出前教室として、スポーツ・健康に関する講座(13箇所、延べ18回、368人)を実施することにより、健康に暮らせる環境づくりに取り組みました。
	④ 市立図書館整備基本計画(平成30年5月)の中で、学びとまちづくりの核となる図書館とするため、「知との出会いとその蓄積の場の創出(知る)」、「市民の誰もが集える場の創出(楽しむ)」を基本方針とし、その具体的な機能として、新図書館を核とした地域コミュニティセンターの図書コーナー等を生かした地域ごとの読書活動拠点づくりをはじめ、地域企業や団体と連携した地域活動と図書をつなぐイベントの開催や、地域課題等を自由に語り合う市民井戸端会議等の参加しやすい場づくりなどを位置付けました。
今後の方向性	健康マイレージのしくみづくりを本格的に展開するとともに、住民の主体的な活動の継続的な支援や中央公民館講座を活用した健康・スポーツをテーマとした講座を実施します。 図書館において福祉的な社会学習を促せるような場とするとともに、多世代の交流できる場となれるよう、教育委員会と福祉が連携しながら、多機能型図書館をめざしていきます。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿	隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割	支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	① ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	② 買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	③ 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績 (平成30年度)	① 社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：既存71箇所、新規20箇所)や子育てサロン(既存8箇所)に加え、平成29年度から地域住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(既存7箇所、新規7箇所)におけるサロン活動の推進に向け、活動に係る助成を行うことにより、地域の身近な場所での憩いの場づくりを進めました。
	② 市内で先駆けて、昼生地区まちづくり協議会において、助け合いの継承をコンセプトとした「フレンドサービス」が立ち上がり、地域における草刈り等に地域で対応するしくみが平成30年7月からスタートしました。当該サービスの継続的な運営に向け、CSWが訪問等により相談支援に関わることにより、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成につながりました。
	③ 民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動を支援するため、国の地域福祉力強化推進事業により配置したCSWとの連携による個別支援を周知することにより、地域福祉の担い手の活動の活発化につながりました。 一方、引きこもりやニート傾向の青少年に対し、青少年総合支援センター支援員により、総数185人に対して、面接・電話相談を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動として、地域や登下校の子どもたちに声かけを行うことにより、支え合いの継続につながっています。
今後の方向性	社協と連携しながら、サロン活動の活発化に引き続き取り組むとともに、従来の活動に新たに音楽療法等の取り入れの検討を進めていきます。近所における助け合い・支え合い活動の活発化や継続的な運営に向け、生活支援コーディネーターと連携した介護保険サービスの導入について、先進地視察を行う等、検討を進めます。 また、地域における助け合い・支え合い活動のしくみづくりを進めるとともに、民生委員・児童委員、福祉委員に対する周知を継続させながら、地域福祉の担い手の活動支援の強化を図っていきます。

亀山市健康・医療推進計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度												
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく食育推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び地域医療再構築プラン(医療介護総合確保促進法第5条第1項に基づく市町村計画含)の4計画を統合し、策定している。												
目的・概要	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指すものである。												
計画の骨格	<div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">基本理念</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">施策大綱(基本戦略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">施策の方向</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち</td> <td style="text-align: center;">1 健康な暮らしの支援</td> <td> 健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 歯と口腔の健康づくりの推進 感染症の予防、予防接種の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 疾病予防と早期発見・治療の推進</td> <td> 健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 こころの健康づくり(自殺対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 地域医療提供体制の整備</td> <td> 多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 救急医療提供体制の充実 地域医療の確保と医療センターの経営健全化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 食育の推進</td> <td> 栄養・食生活の改善 次世代に伝える食文化 共食の推進 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">計画の施策大綱(基本戦略)及び施策の方向のうち、1- ~ 、2- 、2- 及び 4- の一部は健康増進計画、2- は自殺対策計画の内容に該当します。また、3 は地域医療再構築プランの内容に該当し、4 は食育推進計画の内容に該当します。</p>	基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向	生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 歯と口腔の健康づくりの推進 感染症の予防、予防接種の推進	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 こころの健康づくり(自殺対策)	3 地域医療提供体制の整備	多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 救急医療提供体制の充実 地域医療の確保と医療センターの経営健全化	4 食育の推進	栄養・食生活の改善 次世代に伝える食文化 共食の推進
基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向											
生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 歯と口腔の健康づくりの推進 感染症の予防、予防接種の推進											
	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 こころの健康づくり(自殺対策)											
	3 地域医療提供体制の整備	多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 救急医療提供体制の充実 地域医療の確保と医療センターの経営健全化											
	4 食育の推進	栄養・食生活の改善 次世代に伝える食文化 共食の推進											

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙のとおり				
2					

計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や個人の健康づくり活動の支援・意識啓発として、健康づくりのてびきの全戸配布、健康づくり応援隊の支援、スポーツ・運動の推進、医療カフェを開催、健康マイレージ事業等を行った。 ・幼児歯科保健教室、30歳以上の5歳刻み歯周病検診、高齢者在宅訪問歯科健診事業等、ライフステージに応じて歯と口腔の健康づくりを推進した。 ・感染症の予防として、定期接種や任意接種の助成を実施するとともに、麻しん等感染症発生時の情報連絡体制を整えた。 ・がん検診や生活習慣病の予防については、地域での健康教室や料理講習会等での啓発及び市立中学3年生希望者にピロリ菌尿検査及び除菌費用助成を実施した。また、医師会、医療センターと連携し糖尿病重症化予防事業に取り組んだ。 ・こころの健康づくりとして、産婦健診事業を開始し、ベビーのつどい、認知症カフェの開催、スクールカウンセラーの派遣など幅広く実施した。 ・多職種情報共有システムの普及啓発、医療センターの院外薬局でのジェネリック薬品の利用率向上、訪問看護ステーションの設置等、地域医療の推進を図った。 ・食育の授業や体験、食育だよりの発行、地産地消やイベントにおける地場製品の提供、食生活改善推進協議会における料理講習会など、多くの食育事業を実施した。
成果	<p>健康づくり応援隊の支援や医療カフェ、地域での料理講習会等地域に出向いた健康支援や、産後うつ対策として、産婦健診後の医療機関からの連絡に対して早急に訪問につなげることができた。半面、がん検診、特定健診、特定保健指導、歯周病検診の実績値は、前年に比較して微減であった。</p> <p>また、医療センターは経営改善が進み、業収支比率が向上し、訪問看護ステーションも前年度に比較し2施設増加した。</p> <p>このように、妊娠期から高齢期までの様々な対象に多様な取り組みを展開できた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2.健康で生きがいを持てる暮らしの充実、(2)健康づくり・地域医療の充実などの施策の推進に寄与した。</p>



反省点・課題	<p>食育、健康、医療の各分野における行政施策を民間のサービスや地域の取組みと連携して総合的に展開するとともに、幼年期から高年期までのライフステージを通して健康・医療の支援が切れ目なく提供できるように取り組んでいく必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>地域包括ケアシステムによる地域づくりと調和する健康都市「かめやま」の実現に向け、本計画の取組みの充実・強化を進めていく。</p>
--------	---

健康・医療推進計画成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度				参考
		現状値 H27	実績値 29	実績値 30	目標値 R3	
健康づくり応援隊養成講座修了者数(延人)	長寿健康課	99	121	158	250	
医療カフェ開催回数(回)	病院総務課	1	4	12	12	
歯周病検診受診率(30・40歳)(%)	長寿健康課	12	10.9	8.7	15	平成29年度より5歳刻みの年齢へ変更
MR(麻しん・風しん混合ワクチン) 期(%)	長寿健康課	97.4	97.4	99.4	現状維持	
がん検診の受診率(%)	長寿健康課	肺がん				総合計画に同じ
		33.2	32.4	31.5	35	
		胃がん				
		21.8	22.0	20.9	25	
		大腸がん				
		32.9	30.2	29.6	35	
特定健診の受診率(%)	市民課	37.1	37.9	37.5	65	国保計画に同じ
特定保健指導の実施率(%)	市民課	20.4	16.8	16.7	60	国保計画に同じ
訪問看護ステーション数(施設)	地域医療課	5	5	7	6	
かめやまホームケアネットにおける在宅医療を実施する市内医療機関数(機関数)	地域医療課	9	10	9	15	目標値は、内科標榜医療機関×0.8設定
かめやまホームケアネット新規利用者(人)	地域医療課	19	13	11	25	
救急搬送の市内医療機関受入率(%)	消防総務課	50.2	47.26	43.33	50以上	総合計画に同じ
医療センター(財務)医業収支比率(%) (医業収益/医業費用)	病院総務課	77.6	82.4	83.9	99.8	ビジョンに同じ
学校給食における地場産品を使用する割合(%) (三重県産+市内産の食材使用割合、食材数ベース)	産業振興課	31.2	29.3	27.9	38	目標値は、第3次三重県食育推進計画

健康・医療推進計画の推進状況について

1- 健康な暮らしの支援
01.健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現

R1以降の方向性		H30実績・成果	
取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業
健康づくりに関する情報(健康づくり、喫煙・飲酒対策等)に、啓発月間など定期的に機会を捉え、情報提供と意識啓発を図ります。	長寿健康課	健康づくりG 高齢者支援G	健康づくりのひびき、健康体操カレンダー・DVDの配布 1月から県と共催で健康マイレージ事業を実施した。
気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	長寿健康課	高齢者支援G	しゃきしゃき体操OB会は2地区、各2回開催、出張予防教室は6事業所98回開催。トレーニング室説明会は23回開催した。
気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	長寿健康課	健康づくりG	健康づくりのひびきに「禁煙・適正飲酒」の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。
気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	文化スポーツ課	文化スポーツ課 スポーツ推進G	Let'sスポーツわくわくクラブの主催で、ヨガ教室、整体ヨガ教室、健康運動教室が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ヨガ教室(昼・夜の部)が開催された。スポーツ推進委員の協力のもと、ニュースポーツ大会を実施した。
気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	文化スポーツ課	文化スポーツ課 スポーツ推進G	龍山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見識を深めていただいた。
気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	文化スポーツ課	文化スポーツ課 スポーツ推進G	広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載2回、配布回覧等3回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。(更新3回)
気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	文化スポーツ課	文化スポーツ課 スポーツ推進G	壮年ソフトボール大会、女性バレーボール大会、ミニバスケットボール大会、市を含む実行委員会の主催で江戸の道シティマラソンを開催するとともに、参加者を広報や文字情報、ホームページを中心に募集した。

文化スポーツ課	スポーツ推進G	市民ニーズに応じた運動施設の充実、運動施設の利便性の向上、施設利用の促進、学校運動施設や公園の有効活用	体育の日に合わせて運動施設の無料開放を行い、広報やホームページ等で情報提供を行った。グラウンド整備や庭球場の修繕を行い、運動施設の機能向上を図った。	継続した取り組みに努める。
学校教育課	教育支援G	年間計画に沿った体育指導(全ての保育所・幼稚園・小学校に外部講師を派遣した運動・体育活動)	小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所12か所に3日間ずつ外部講師が授業を行った。	小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所10か所に3日間ずつ行う予定
長寿健康課	健康づくりG	健康づくりプロジェクト	健康増進月間に合わせ、運動教室を行った。各月テーマを変えて実施し、9月はウオーキングをテーマに行った。	健康マイレージ事業と合わせて健都さぶリアプロジェクトにて検討していく。
長寿健康課	健康づくりG	長寿健康づくり応援隊養成講座、健康都市連合日本支部大会への参加	市職員と団体代表者にて、健康都市連合日本支部大会へ参加した。	引き続き、実施していく。
長寿健康課	高齢者支援G	長寿健康づくり事業の充実への取組(亀山QOL支援モデル事業含む。)	QOLダイヤルについては、14件の相談件数があった。	引き続き、実施していく。
病院総務課	医事G	地域における医療カフエの開催・医療カフエの実施や実施内容の情報提供(広報、CATV、HP)による自主活動につなげる取組	院内掲示板への写真等の掲示により、実施内容の情報提供を行い、その結果平成30年度は、合計12回開催し、延参加者数は235人と昨年度を上回った。	引き続き広報活動に努めるとともに、医師だけでなく他の医療職による医療カフエも実施していく。

02:歯と口腔の健康づくりの推進

取組内容	担当課名	グループ名	H30実績・成果	R1以降の方向性
口腔清掃や食生活への配慮など自己管理(セルフケア)能力や家庭内管理(ホームケア)が向上するよう、また、かかりつけ歯科医を持って定期的な歯科検診や予防措置を受けよう啓発していきます。	長寿健康課	健康づくりG	「健康づくりのてびき」に歯の健康づくりについての情報を掲載した。(年1回)	引き続き、実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	長寿健康教室(出前トーク、中央公民館講座)で口腔ケアに関するテーマで実施	引き続き、ポスターを活用し、歯の健康づくりについての情報の啓発を行う。
	長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳配布時に歯の健康づくりや歯科健診の情報提供	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供をしていく。
	長寿健康課	健康づくりG	歯科保健教室(幼児対象)の実施(2歳児(希望者)と1歳6か月児(健康診査の歯科診察での要フォロー者)を対象として、歯科医師の歯科検診と歯科衛生士の歯科相談を実施)	引き続き、歯科保健教室を実施していく。
	長寿健康課	高齢者支援G	在宅訪問歯科健診の実施、口腔機能向上事業(お口の健康教室)	「サービスの周知に努める。

教育総務課 施設・保健給食G	歯の衛生週間を利用した保健だよりへの掲載、ボスターの掲示による口腔ケアの情報発信 歯みがき指導、歯みがきカレンダーの作成、各学校の委員会活動による特色ある実践的な取組の実施 ・歯科検診後の事後処置状況調査の強化(現在の事後調査を1回増やす等)	各学校において、歯の衛生週間において保健だよりやボスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関との連携し、よい歯のコンクールを実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。
長寿健康課	健康づくりG	対象者への個人通知、未受診者に対する受診勧奨の送付 ・未受診者に対する受診勧奨の強化、現在の10歳から5歳単位への対象拡大等	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。
市民課	医療年金G	高齢者在宅訪問歯科健診事業	健診率が目標数値に達成するよう歯科医師会等と更に連携していく。

03:感染症の予防、予防接種の推進

担当課名	グループ名	H30実績・成果	R1以降の方向性
長寿健康課	健康づくりG	取組に対応する事業 関連施設との連携体制の構築にむけた情報提供方法のマニュアル作成	麻しん等の感染症発生時の情報連絡体制について庁内で確認し、連絡体制図を作成した。必要時、情報共有対策会議を行った。また、食中毒警報が発生した時は、関係部署に連絡を行った。
長寿健康課	健康づくりG	風しんの予防接種に対する広報等による全体的な啓発 ・成人式や育児相談時のチラシや説明による接種勧奨の実施 ・母子健康手帳交付時やババママ教室などの機会における夫や家族等への接種勧奨	引き続き、定期接種勧奨を行うとともに、成人式や、育児相談、母子健康手帳交付時などに麻しん・風しんの予防について啓発していく。また、国の風しんの追加的対策(3年間)に取り組んでいく。
長寿健康課	健康づくりG	任意予防接種における全体調整の実施(任意接種の接種状況や効果を踏まえ、助成制度の見直し等)	引き続き、年度初めと助成事業の開始時期にあわせて、広報にて任意予防接種についての啓発を行っていく。

2-疾病予防と早期発見・治療の推進

01:健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	H30実績・成果	R1以降の方向性
がん検診、特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率向上に取り組みとともに、がんや生活習慣病の予防、介護予防の知識を健康教室等の機会を通じて普及促進します。	市民課	国民健康保険G	保険・長寿がん検診、特定健康診査・特定保健指導に係る受診率向上にむけた勧奨方法（訪問勧奨等の導入）の見直し	特定健診について、コールセンターを利用した電話勧奨と文書での受診勧奨を行ったが、受診率は前年度と比較し、0.4ポイント下がった。（特定健診受診率 37.5%） なお、人間ドックの助成については、健康マイレージとの整合を図るため、実施を見送った。	30年度と同様、電話と文書での勧奨を行う。また、受診率の向上を図るため、人間ドック（市で実施するものを除く）の受診結果を提供した者に対する助成と特定健診の自己負担金の見直しを検討する。
	長寿健康課	健康づくりG		健診ミニセミナーを10月以降の集団健診の場に取り入れ、特定保健指導の利用率向上を図った。（特定保健指導利用率：17.4%） 1月から県と共催で健康マイレージ事業を実施した。	集団検診開始から、健診ミニセミナーを実施し、更なる利用率向上につなげていく。 健康マイレージ事業について、健都さざりプロジェクトで協議し実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	生活習慣病予防やがん、介護予防に関する各種健康教室の開催	かめやま出前トークや健康教室実施時に、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	生活習慣病予防をテーマとした健康づくりのための料理講習会の開催	バランスのとれた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会55回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
生活習慣病予防対策等の保健事業をより全体的かつ効果的に進めるため、協会けんぽ等との連携を検討します。	長寿健康課	健康づくりG	協会けんぽ等と協定（健康づくりを目的とした包括的な内容）を締結し、受診者データの利活用（特定健診、がん検診の受診促進、特定健診結果等の分析、保健事業の連携・協働による保健事業の効果的な実施）	集団検診の場を活用し、協会けんぽ被保険者を対象の健診日を設定し実施した。	協会けんぽ対象の特定健診受診券発送時に市のがん検診についての案内を同封しがん検診について周知を行う。
糖尿病性腎症の重症化予防をはじめ、亀山医師会や市立医療センターと連携して生活習慣病重症化予防に取り組みます。	病院総務課	栄養G	糖尿病予防教室の開催	医療センター内において、合計5回開催し、延参加者数は89人であり、糖尿病の予防に寄与することができた。	引き続き年度内に5回開催し、糖尿病の予防につながる取組みを行う。
	市民課 長寿健康課	国民健康保険G 健康づくりG	医療センターの糖尿病予防教室を国保特別交付金の対象事業に位置付け支援するとともに、30年度から同教室を糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導として活用した。	引き続き、医療センターの事業を支援するとともに、医療センターと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業を実施していく。	引き続き、医療センターの事業を支援するとともに、医療センターと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業を実施していく。

市民課	国民健康保険 除G	糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組の検討・導入	平成30年12月から亀山医師会、医療センターと連携し、糖尿病またはその疑いのある被保険者を対象に医療機関への受診勧奨、保健指導を実施した。(医療機関受診者5人、保健指導参加者3人)	引き続き、亀山医師会、医療センターと連携して事業を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。
健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会や「がんの教育総合支援事業」などを活用し、がんの学習に取り組めます。	長寿健康課 健康づくりG	健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会の提供	ファミリーエコクッキングを開催し、親子で食育について学ぶ機会を提供した。(年1回)また、広報にて薬物乱用防止についての記事を掲載し、啓発を行った。(年1回)	引き続き、ファミリーエコクッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っている。
	学校教育課 教育研究G	学校三重県がんの教育総合推進事業等と連動し、学校の実態に応じて医療の専門家やがん患者の会代表者等の講演や話を直接聞く機会の設置等(がん対策加速化プランから)	中学校の保健体育授業において、教科書を活用して、喫煙のリスクや癌についての学習を進めた。	人権教育や、命の教育等と関連させながら健康増進についての学習を推進していく予定
介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、地域の通いの場の提供を進めるとともに、認知症予防対策を充実・強化します。	長寿健康課 高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による地域の通いの場の提供、認知症予防対策の充実・強化	介護予防教室の充実に伴い、参加者も昨年度より増えた。また、認知症予防教室も半年間継続的に取り組み、脳の活性化につなげることができた。	引き続き充実した介護予防に取り組みむとともに、より広い地域に通いの場を設けていく。
02:こころの健康づくり(自殺対策)				
取組内容 いのちの教育や職場体験学習、保育体験などを推進するとともに、子育て中の保護者や親子、介護者同士など地域における交流やふれあいの場づくりを支援します。	担当課名 学校教育課	グループ名 教育研究G	取組に対応する事業 いのちの教育の推進(子ども子育て支援事業計画)	R1以降の方向性 各校の人権教育の取り組みの中で推進していく予定
	学校教育課 教育研究G	職場体験学習・保育体験の推進(子ども子育て支援事業計画)	6月4日～8日の5日間、市内3中学校の生徒434人が、136事業所で職場体験を実施予定	6月3日～7日の5日間、市内3中学校の生徒413人が、143事業所で職場体験を実施予定
子ども未来課 子育てサポートG	子育てサポート G	子育て中の保護者への交流の場、親子のふれあいの場の提供(支援センター、ふれあい広場)地域での出前保育(ひろば事業)、コミュニケーション活動の支援	0歳児の親子を対象とした“ベビーのつどい”を実施し、合計96組の参加があった。ひろば事業は5カ所、17回を開催し、計72組の親子が参加した。	ベビーのつどいは、継続して取り組む(計画・年4回)。ひろば事業を実施する。(4カ所で計14回開催予定)
生涯学習課 社会教育G	社会教育G	地域の人に学習アドバイザーや安全管理員を配置依頼した「放課後子ども教室」の推進	若小学校区(若地域)ごとで、「学習アドバイザー」や「安全管理員」にボランティアとして協力していただき実施した。	今後も地域の方々に協力をいただき、継続的な活動を実施していく。

長寿健康課	高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通じて、介護者同士が集う場の提供、介護者のつどいの開催	介護者のつどいを4回開催し、介護者の支援を行った。	継続して開催するとともに、参加者が偏らないよう周知方法を工夫する。
長寿健康課	高齢者支援G	認知症家族会、元気丸の会、認知症カフェの開催	認知症カフェは2ヶ所で24回開催し、参加は383人であった。	継続して悩みを語りあったり、相談できる場として適切な支援に努めるとともに、カフェの増設にも努める。
長寿健康課	健康づくりG	この健康づくりや命の大切さに関する情報提供(自殺予防週間・月間のこの健康づくりに関する広報掲載、健康づくりのてびき、市HPでのメンタルヘルスチェックシステム「この健康づくり」(通年)	健康づくりのてびきや、広報で、この健康づくりについての記事を掲載した。(健康づくりのてびき1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「この健康づくり」を導入手、この健康づくりのてびきの啓発を行った。(延8,665件)	引き続き、健康づくりのてびきや広報、市HPにて啓発を行っていく。
長寿健康課	健康づくりG	悩みやこの健康づくりの問題に対する市の窓口周知	健康づくりのてびきや、広報、HPにて、悩みやこの健康づくりの問題に対する相談先の周知を行った。(てびき年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのてびきや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。
長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳交付時における啓発(産後うつフリーレット配布)	母子健康手帳交付時に産後うつについてのフリーレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳交付:398件)	引き続き、母子健康手帳交付時にフリーレット等を配付し啓発していく。
長寿健康課	健康づくりG	新生児訪問における啓発(エジンバラ産後うつ質問票により、産後のこの状態の確認を行い、支援が必要なケースは、継続訪問や電話の継続支援につなげる。)	産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ質問票を行い、産婦人科から支援が必要と連絡があったケースについては、早急に連絡し訪問を行った。(産婦健康診査:延596件、産婦人科から連絡があったケース:18件)	引き続き、産婦健康診査を実施し、支援が必要なケースについては早急に訪問を行い、支援を行っていく。
長寿健康課	健康づくりG	関係各室・機関との円滑な連携を図り、対応できる体制図・フローの作成	生活困窮者自立支援会議での情報共有及び関係各部署との円滑な連携を行った。	引き続き、関係各部署との円滑な連携を図っていく。
長寿健康課	健康づくりG	三重県ひきこもり地域支援センター等の周知	市HPでメンタルヘルスチェックシステム「この健康づくり」の利用後の相談先として、周知を行った。	引き続き、周知していく。

地域福祉課	障がい者支援G	障害者総合相談支援センターでの相談(身体、知的、精神に関する相談を電話、来所、訪問の実施)	障害者総合相談支援センターあいででの相談件数は2,627件で、相談内容に応じた必要な情報や助言等による支援を行った。	引き続き相談員の支援の知識や支援力を高めるための研修や事例検討を行うとともに、障害者総合相談支援センターあいのあり方を見直し、相談体制の充実を図る。
子ども未来課	子育て支援G	思春期の課題に対応した相談体制の充実(子ども・子育て支援事業計画)	母子保健との健診ワンポイントアドバイス(1歳半・3歳児健診)、子ども総合相談の中で、児相精神科医と連携した医療相談の実施(年間11回)	子ども及び保護者の相談支援体制として、亀山市子ども家庭総合支援拠点の設置について検討する。
子ども未来課		子ども家庭室との連携(育児相談、必要に応じた専門機関との連携)		
学校教育課	教育研究G	三重県によるスクールカウンセラー(SC)の派遣(市内全小中学校)市内3中学校を拠点校として、中学校区の各小中学校にスクールカウンセラーが巡回し、児童・生徒・保護者へのカウンセリングと教職員の相談業務の実施	市内14校すべての学校にSCを派遣した。3人で年間164日、のべ984時間、計画に沿って巡回し、児童生徒・保護者のカウンセリングを行った。	市内14校すべての学校にSCを派遣予定。3人で年間164日、のべ984時間を予定している。

3-地域医療提供体制の整備

01:多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実		H30実績・成果		H31以降の方向性
取組内容	担当課名	取組に対応する事業	取組に対する事業	
在宅医療・介護の連携体制を強化するため、在宅医療を行う在宅医等を24時間365日支援する在宅医療支援薬局の設置や多職種が患者情報を共有できるツールの導入などを進めます。	長寿健康課	長寿・地域医療連携システム(三重医療安心ネットワーク:ID-Linkの導入)(医療・介護連携システム含む。)	在宅医療中の患者に対して、必要な薬剤や医療機材の提供を行った。	引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療機材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。
	病院総務課	地域医療連携システム(三重医療安心ネットワーク:ID-Linkの導入)(医療・介護連携システム含む。)	在宅医療中の患者に対して、必要な薬剤や医療機材の提供を行った。	多職種情報共有システムの普及啓発を各種関係者に行い、医療・介護の連携強化に努める。また、活動促進につながる体制を検討する。

<p>亀山市の在宅医療・介護連携における目指すべき姿を多職種で共有し、在宅医療連携推進協議会と多職種連携会の進め方の整理を行ってシステマを見直し、地域住民へ積極的にPRして「かめやまホームケアネット」の利用を促進します。</p>	<p>地域医療課</p> <p>地域医療G</p>	<p>協議会と連携会議の実施内容や回数の見直し等</p> <p>かめやまホームケアネットの利用促進(マニキュアル・パンフレットの見直し等)</p>	<p>市民講座や出前講座を開催、随時パンフレットを配布し、周知を図った。また、関係職種にもホームページの周知を行い利用に促進に努めた。</p>	<p>昨年度に引き続き推進協議会WG、多職種連携会議を開催し、多職種連携強化に努めた。</p> <p>引き続き、在宅医療介護連携の推進強化に努めていく。</p> <p>引き続き、市民や関係職種に積極的なPRを行い、情報共有ツールの効果的な運用を行い、多職種連携の強化を図っていく。</p>
--	---------------------------	---	---	--

02. 救急医療提供体制の充実

取組内容		H30実績・成果		R1以降の方向性	
担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R1以降の方向性	R1以降の方向性	R1以降の方向性
<p>日曜日・祝日・夜間時間外の応急診療については、医療センターや亀山医師会の医師と連携、協力体制を継続しながら、小児の応急診療への円滑な対応に努めます。</p>	<p>長寿健康課</p> <p>健康づくりG</p>	<p>1次救急、年末年始、夜間時間外応急診療、業務委託の継続</p> <p>夜間時間外応急診療、運用方法の見直し検討</p>	<p>業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。</p> <p>医師会、医療センターと夜間時間外応急診療の運用方法の協議を行い、委託契約(一次救急・年末年始・夜間時間外応急診療)を亀山医師会との一括契約とした。</p>	<p>引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。</p> <p>医師会有志の医師による当直を休止し、医療センター当直医師を充実させ対応していく。</p>	<p>引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。</p> <p>医師会有志の医師による当直を休止し、医療センター当直医師を充実させ対応していく。</p>
<p>市内の医療機関との連携を強化するとともに、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿厚生病院等の二次救急医療機関との連携体制について、引き続き維持します。</p>	<p>長寿健康課</p> <p>健康づくりG</p>	<p>二次救急医療機関に対する高度医療機器の整備支援</p>	<p>医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。</p>	<p>引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。</p> <p>医師会有志の医師による当直を休止し、医療センター当直医師を充実させ対応していく。</p> <p>医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。</p>	<p>引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。</p> <p>医師会有志の医師による当直を休止し、医療センター当直医師を充実させ対応していく。</p> <p>医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。</p>
<p>「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行うとともに、75歳以上の高齢者や国民健康保険加入者を対象とした電話健康相談の利用を促します。</p>	<p>長寿健康課</p> <p>高齢者支援G</p> <p>市民課</p> <p>国民健康保険G</p>	<p>電話健康相談の利用促進に向けたPR(広報等)</p>	<p>75歳の誕生日月に、電話健康相談のチラシを郵送し、事業を周知し、延べ765件の相談があった。</p> <p>被保険者証の切替え時にPRパンフレットを配布し、対象世帯に周知した者に対してPRパンフレットを配布し周知した。</p>	<p>個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の相談に応じる。</p> <p>被保険者証の切替え時及び窓口での加入手続き時にPRパンフレットを配布し、対象世帯に周知するとともに、重複・頻回受診者に対しパンフレットを送付して適正受診を呼び掛ける等有効活用を図る。</p>	<p>引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。</p> <p>個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の相談に応じる。</p> <p>被保険者証の切替え時及び窓口での加入手続き時にPRパンフレットを配布し、対象世帯に周知するとともに、重複・頻回受診者に対しパンフレットを送付して適正受診を呼び掛ける等有効活用を図る。</p>
<p>みえ子ども医療ダイヤルPR(広報等)</p>	<p>長寿健康課</p> <p>健康づくりG</p>	<p>みえ子ども医療ダイヤルPR(広報等)</p>	<p>新生児訪問や赤ちゃん訪問時や幼児健診時にチラシを配布しPRを行った。</p>	<p>引き続き、訪問や健診にて啓発していく。</p>	<p>引き続き、訪問や健診にて啓発していく。</p>

消防本部と医療センターの連携強化にむけた検討を進めるとともに、三重県が認定する指導救命士の養成等、救急隊員の知識・技術の向上に取り組みます。	消防総務課	消防救急G	(亀山市消防力充実強化プランに基づく取組) ・救急隊員の育成、救急救命士処置拡大への対応、指導救命士の養成 ・救急ワークステーション(WIS)の運用体制検討	三重県消防学校指導救命士課程に入校した2名が課程を修了し、三重県から指導救命士として認定された。	平成31年度三重県消防学校指導救命士課程に1名入校予定。
救急需要に適切に対応するため、救急車の適正利用の啓発を継続して行います。	消防総務課	消防救急G	(亀山市消防力充実強化プランに基づく取組) ・救急車適正利用普及啓発事業	各種イベントや広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	緊急度が高い傷病者への対応が遅れないよう、引き続き、適正利用普及啓発に努める。
医療センターと検証委員会を設け、より効率的な救急WS運用を目的に、運用要領を改正した。	消防総務課	消防救急G	医療センターと検証委員会を設け、より効率的な救急WS運用を目的に、運用要領を改正した。	医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努める。	

03:地域医療の確保と医療センターの経営健全化

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	H30実績・成果	H31以降の方向性
三重大学による亀山地域医療学講座設置の協定を継続し、亀山市及びその周辺地域の住民が健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を実施します。	長寿健康課	健康づくりG	亀山地域医療学講座の設置協定の継続	三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が派遣され、診療を通して地域医療の研究・教育が継続して行われたこと、診療体制の充実につなげた。さらに、講座の総合医を中心に、地域に向いて、講話と対話を行う、「医療カフェ」を開催した。	引き続き、講座の医師等と連携し医療カフェなど市独自の魅力的な取組みを実施する。
医療センターの処方箋を院外処方に移行してジェネリック(後発医薬品)の利用を促進します。	地域医療課	地域医療G	亀山市保険調剤薬局整備事業	平成29年10月開設後は随時、地域と連携のための情報提供を行った。	薬局運営の継続支援を必要に応じて行う。
	病院総務課	医事G	外来患者等の院外処方化によるジェネリック(後発医薬品)の利用促進	一般名処方を行うことで、ジェネリックの利用率が向上に努めた。その結果、ジェネリックの利用率が向上した。(86.5%・変更後薬価額差 30,511,780円)	ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。
医療センターは、県の地域医療構想を踏まえながら、新公立病院改革プラン(平成28年度)を推進し、経営の健全化に取り組みます。	病院総務課	病院総務G	亀山市立医療センターアクションプラン(新公立病院改革プラン含む)の推進	重点的項目である訪問看護ステーションを設置し、また施設改修は進捗していたが、経常収支比率の改善等数値目標に達していない項目があった。	引き続き重点的項目の進捗に取り組み、地域包括ケア病床の増床等により数値目標に達することができなかった項目については、早期に実現できるように、経営の健全化を目指す。

4- 食育の推進
01: 栄養、食生活の改善

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	H30実績・成果	R1以降の方向性
母子保健、保育所、幼稚園、小中学校などでの「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組を充実させるとともに、食事バランスガイド等の活用や、亀山市食生活改善推進協議会による料理講習会等の実施などにより、成人への食育を進めます。	長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時のパンフレット配布	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布した。	引き続き、母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。
	長寿健康課	健康づくりG	健康教室において食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発	あいあい祭りにて、食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発を行った。	出張出前講座などの機会を活用し、より多くの人に啓発を行う。
	長寿健康課	健康づくりG	健康づくりのひまに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供	健康づくりのひまに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供を行った。	引き続き、健康的な食生活につなげる情報提供を行う。
	長寿健康課	健康づくりG	離乳食教室で、離乳食の基本講話や、生後5～8か月児までの離乳食の作り方と試食の実施	離乳食の基本に関する講話とともに、生後5～8か月児までの離乳食の作り方のデモンストレーションと試食を行った。(離乳食教室:年6回(延べ75人))	引き続き、離乳食教室を実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	食生活改善推進協議会による市民・地区伝達講習会の実施	パランスのとれた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会55回を開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	健康教育の実施	幼児健診で「早寝・早起き・朝ごはん」のパンフレットを配布	引き続き、幼児健診にて封筒を配付していく。
	長寿健康課	健康づくりG	健康教育の実施	健康教育の実施	引き続き、健康教育を実施していく。
	長寿健康課	健康づくりG	育見相談の中で、生活リズムの相談を個別で受け、必要な情報提供	育見相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、話の中で生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育見相談:年12回(延べ493件))	引き続き、育見相談の中で、必要な情報提供をしていく。
	長寿健康課	健康づくりG	出前教室や献血、キラリ市民大学などでの健康相談の実施	出前教室のほけらクラブで、「早寝・早起き・朝ごはん」等の生活リズムの大切さについて啓発及び相談を行った。(年2回)	引き続き、出前教室等を通じて、啓発及び相談を行っていく。

子ども未来課	子ども総務課	食育だより(13園、月1回)による啓発(栄養バランス、朝食の重要性、食育に関する情報提供)	食育だより(13園、月1回)により、栄養バランスや野菜の重要性、咀嚼や減塩、その他食育に関する情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。
子ども未来課	子育てサポートG	子育て講座の実施(子どもと保護者)	子育て講座(年50回程度)実施した。栄養相談(年10回)を行い、食の大切さ等を伝えた。	引き続き子育て講座を開催し、運動、食事、睡眠等の大切さを継続して伝える。
教育総務課	施設・保健給食G	食育だより、給食・食育だより、保健だより、保護者参観、懇談会などの場を活用した食育の啓発。また、生涯学習室と連携し、給食・食育だよりによる啓発の実施	食育・食育だよりを年3回発行した。また、定期的に保健だよりを発行するとともに、給食試食会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会や保護者会等の場を活用し、啓発を継続していく。
生涯学習課	社会教育G	生涯中央公民館で、ごどもの食物アレルギー、食育クッキングと題した講座の実施	今年度は皇學館大学駒田聡子教授を講師に、食物アレルギーについて講座を公民館講座にて行った。	今後も、中央公民館で開催を検討する。公民館事業については、参加者の意向に沿って開催を検討する。
生涯学習課	社会教育G	生涯朝ごはんバランスシートによる出前講座での周知・啓発	出前講座において、朝ごはんバランスシートの啓発を行った。また、就学時検診でも啓発を行った。	今後も継続して行う。
市民課 長寿健康課	国民健康保険G 健康づくりG	特定保健指導対象者に対する運動習慣や食生活の改善に向けた指導プログラムの見直し、既存の発症者に対する重症化予防に向けた食生活改善の取組の実施	特定保健指導対象者に対して、コールセンターを利用した電話動員を行った。 特定保健指導の利用を勤めるために、特定健康診査と同日にミニセミナーを開催(14回)したり、家庭訪問を実施し行動変容を促した。	電話での動員を行うとともに、集団健診時に、CTを活用した初回面接を同時実施する方法を取り入れ、特定保健指導につなげていく。
教育総務課	施設・保健給食G	情報収集や先進地視察等、中学校給食についての調査・研究	中学生の食生活と給食に関するアンケート調査を行い、中学校給食における昼食のありかたについて検討した。	アンケート調査結果やこれまでの検討内容を踏まえ、多面的な検討を進めていく。
生涯学習課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による栄養指導・口腔ケアなどの介護保険サービスの充実 ・民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携した高齢者の地域での食生活の支援	訪問型のサービスB及びCについては実績がなかった。配食サービスについては、登録者数は34人で、年間延べ7,531食のバランスのとれた食事を提供した。	栄養指導や口腔ケア事業等については、周知に努め利用率を向上させる。 配食については、継続して調理が困難な人に食事を届けるとともに、安否確認等の支援に努める。

<p>家庭や飲食店などに対する食品ロス削減(生ごみの再資源化等)につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討し実施するとともに、学校等において環境意識を育むための学習に取り組めます。</p>	<p>産業振興課 農業G</p>	<p>廃棄食品ロスの廃棄物に占める割合などの市HPへの掲載、廃棄物の排出抑制の観点からの食べ残し削減に向けた啓発、主官室において効果的な啓発方法を検討</p>	<p>市HPへの掲載は行わなかったが、広報に特集記事を載せたり、マイタウンかめやまや市Facebookで啓発を行った。また、かめまると協働事業を行い、啓発グッズの作成や啓発活動を行った。</p>	<p>広報等に加え、廃棄物の排出抑制の観点からの食べ残し削減に向けた啓発、主官室において効果的な啓発方法を検討する。(かめまるとの協力関係の継続、小学生の施設見学における啓発等)</p>
<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食時間における食べ残しを減らすための指導(残飯ゼロ運動) 給食・食育によりにおいて、食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さの啓発。残食が多い学校では、残食を出さない取組を給食委員会等の活動実施</p>	<p>給食だより等において食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、食品ロスをテーマにした食育の授業やたよりを配付した。</p>	<p>食品ロスに関してたよりを配付し、保護者への啓発も行うなど、今後も、残食を減らす指導や給食だより等における取組を定期的に実施していく。</p>

02:次世代に伝える食文化

取組内容		H30実績・成果		R1以降の方向性	
<p>長寿健康課</p>	<p>担当課名 グループ名 長寿健康課 健康づくりG</p>	<p>取組に対応する事業 市民・地区伝達講習会の実施 健康づくりのための料理講習会と地域の料理教室の開催</p>	<p>地域の食材や行事食を取り入れた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会55回開催した。 亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。</p>	<p>引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。</p>	
<p>長寿健康課</p>	<p>担当課名 グループ名 長寿健康課 健康づくりG</p>	<p>取組に対応する事業 食文化を伝える亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付</p>	<p>亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。</p>	<p>引き続き、補助金を交付していく。</p>	
<p>産業振興課</p>	<p>担当課名 グループ名 産業振興課 農業G</p>	<p>取組に対応する事業 市民農園の維持管理・利用促進(54区画:川合町)</p>	<p>草刈を2回行った。市広報、HPにて利用者を募集した。</p>	<p>引き続き、草刈を行う。市広報、HPにて利用者を募集する。</p>	
<p>産業振興課</p>	<p>担当課名 グループ名 産業振興課 農業G</p>	<p>取組に対応する事業 亀の市での旬の地場産品をつかった簡単レシピの配布</p>	<p>年10回行い、地場産品のPRを行った。</p>	<p>引き続きレシピの配布をする。</p>	
<p>産業振興課</p>	<p>担当課名 グループ名 産業振興課 農業G</p>	<p>取組に対応する事業 亀山青空お茶まつりで、茶摘み体験、手もみ実演、手もみ実演、電子レンジでのお茶づくり体験などの実施</p>	<p>亀山青空お茶まつりにて茶摘み体験、手もみ実演等に加え、20回開催記念としてマラソンイベントを開催した。</p>	<p>亀山青空お茶まつりを開催し、茶摘み体験、電子レンジでのお茶づくり体験等を実施する。</p>	
<p>産業振興課</p>	<p>担当課名 グループ名 産業振興課 農業G</p>	<p>取組に対応する事業 中山間地域活性化事業(加太北在家地区、小山新田の里芋など)</p>	<p>加太北在家地区小山新田でじゃがいもの収穫体験を実施した。</p>	<p>引き続き事業を継続する。</p>	
<p>学校教育課</p>	<p>担当課名 グループ名 学校教育課 教育研究G</p>	<p>取組に対応する事業 小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等の時</p>	<p>市内全ての小学校で、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り、中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培を行った。</p>	<p>小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを、中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培を行っている。</p>	
<p>教育総務課</p>	<p>担当課名 グループ名 教育総務課 施設・保健給食G</p>	<p>取組に対応する事業 食育だよりでの啓発(地産地消マップや地産地消カレンダーを活用し、食育の授業において市内産食材の学習の実施。また、旬の食材の時期にあわせ、給食・食育だよりによる家庭への啓発。)</p>	<p>食育の授業における「亀山市地産地消マップ」等の活用や、体験学習を通じて、市内産の食材について学んだ。また、旬の食材が多く取れる時期に給食だよりを発行し、家庭への啓発や働きかけを行った。</p>	<p>食育の授業や体験活動、給食だよりを活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。</p>	

	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりで旬の食材についての啓発	食育だよりにて和食(だし、乾物、調理法など)について情報提供を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。
学校給食、福祉施設、外食・中食などでの地場産品の利用を促進し、直売所、量販店、観光などにおいての販路拡大や更なる普及のための交流活動、イベントの開催等を支援するとともに、情報提供や広報活動等を行います。	産業振興課	農業G	(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき(取組)学校給食の献立を基にした農家への作付けの指導学校給食に旬の食材を提供するため、学校給食の献立を基にした農産物の作付けの協議。地元産を購入できる場所や地産地消の活動について、市HPで掲載)	亀の市に対し、かめやまっ子給食で使用する農作物の作付指導を年11回行った。また、協議を年2回行った。	引き続き、指導、協議等を行う。
	産業振興課	農業G		亀山紅茶べにほまれの購入ができる場所を市HPにて紹介している。	引き続き、市HPにて紹介する。
	教育総務課	施設(保健給食)G	かめやまっ子給食(学校給食)への地場産品の提供	生産者や納入業者と連携し、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年20回提供した。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。
	教育総務課	施設(保健給食)G	中学校のデリバリー給食に、県内産の食材を使用する「地物が一番みえの日」の実施	県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年11回実施した。	県内産の食材の活用について委託業者と連携を図りながら、「地物が一番みえの日」の実施を継続していく。
	子ども未来課	子ども総務G	可能な範囲での地場産品の提供(毎回)食料納入業者の協力により、可能な限り地元に近い産物を使用し、市HPで産地の公表	可能な限り地元に近い産物を使用するために、給食食材納入業者に協力を依頼した。	継続して地産地消を推進するために旬の食材を使用できるような献立作成に努める。
	地域観光課	観光交流G	納涼大会、関宿街道まつり(桜まつり、観光協会主催)での地場産品の販売(市主催2事業)、モデルツアーでの地元産品PR	観光PRイベントにより委託販売を実施。また観光協会によるモデルツアーにて地元産品を利用した昼食の提供と体験を実施した。	観光PRイベントにおける継続した地元産品の販売とPRを実施する。
	地域観光課	観光交流G	観光協会主催(市協力)で、道の駅での朝市の開催(毎週日曜日)や三重テラス等における亀山茶のPR	道の駅での販売、各種観光PRイベントにおいて亀山茶を含む地元産品の販売とPRを観光協会と連携し実施した。	道の駅における継続した地場産品の販売。観光及び地場産品PRの販売を含むPR活動を実施する。
関係団体による取組や活動状況について、市ホームページや広報媒体などを通して、広報発信を行います。	産業振興課	農業G	(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき(取組))	市HPにて「農漁業を盛り上げていただいている方々の紹介」として、団体等を紹介した。	引き続き、市HPにて紹介していく。

03: 共食の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	H30実績・成果	R1以降の方向性
<p>保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>ファミリーエコクッキング(小学生とその保護者)</p>	<p>ファミリーエコクッキングにおいて、小学生とその保護者を対象に食を通じたコミュニケーション等の重要性についての講話を行った。(延べ25人)</p>	<p>引き続き、ファミリーエコクッキングを実施し、啓発していく。</p>
<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>食育月間における広報、ホームページによる普及啓発の充実(ひとり親家庭、共働き家庭等、多様な暮らしに対応した情報提供)</p>	<p>産業建設課にて、食育月間に合わせ、広報へ記事掲載した。</p>	<p>産業建設課にて対応していく。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>
<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>食育だよりでの共食の普及啓発(年12回)</p>	<p>食育だよりにて共食の大切さや楽しさについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>
<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食・食育だより(小中学校年3回)、食育だより(小学校年5回)での共食の普及啓発</p>	<p>給食・食育だよりを年3回、給食だよりを年5回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。</p>	<p>給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。</p>	<p>給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>学事教職員G</p>	<p>コミュニティスクール等の組織を活用した啓発</p>	<p>地域行事や学校行事を通じて、保護者や地域の方々へ世代に対し、食への興味関心を高め、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発した。</p>	<p>今後も引き続き、地域行事や学校行事を通じて、食への興味関心を高め、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発していく。</p>	<p>今後も引き続き、地域行事や学校行事を通じて、食への興味関心を高め、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発していく。</p>
<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食・食育だより、食育だより、総合的な学習の時間等での啓発</p>	<p>給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における共食の大切さについて啓発を図った。</p>	<p>給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。</p>	<p>給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>教育支援G</p>	<p>生産者をゲストティーチャーとして招いた授業(11校) 生活科、総合的な学習の時間、社会科などで、サツマイモ、ジャガイモ、そば、米などの栽培活動の実施</p>	<p>生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを通して、子どもたちは新たな発見をし、地域への関心が高まり、学校と地域とのつながりが深まった。</p>	<p>生活科、総合的な学習の時間等で生産者をゲストティーチャーとして招き、子どもたちが主体となった創意工夫ある生産体験活動を展開していく。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>
<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>食育だよりでの啓発</p>	<p>食育だよりにて共食の大切さや楽しさについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。</p>

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 2 年度						
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。						
目的・概要	地域ケアシステムを深化・推進するため、介護予防・日常生活支援事業適切に実施し、在宅医療・介護連携体制や認知症総合支援体制など高齢者の多様な生活を適切に支えることを目的とする。						
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基本理念</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち</p> </div>						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標1</td> <td>地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発</td> </tr> <tr> <td>施策の方向性</td> <td>亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。
	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実					
	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発					
	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標2</td> <td>福祉と医療の連携強化</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)</td> </tr> <tr> <td>施策の方向性</td> <td>加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。</td> </tr> </table>	基本目標2	福祉と医療の連携強化	基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)	施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。
	基本目標2	福祉と医療の連携強化					
	基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)					
	施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標3</td> <td>高齢者の尊厳と権利を守る支援</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)</td> </tr> <tr> <td>施策の方向性</td> <td>認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいのある生活が送れることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援	基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)	施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいのある生活が送れることをめざします。
基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援						
基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)						
施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいのある生活が送れることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標4</td> <td>介護予防・生活支援サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)</td> </tr> <tr> <td>施策の方向性</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供	基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)	施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。	
基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供						
基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)						
施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標5</td> <td>高齢者の住まいと暮らしの環境整備</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保</td> </tr> <tr> <td>施策の方向性</td> <td>高齢者の住まいとして、適量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備	基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保	施策の方向性	高齢者の住まいとして、適量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。	
基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備						
基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保						
施策の方向性	高齢者の住まいとして、適量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標6</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の目標と方策</td> </tr> <tr> <td>施策の方向性</td> <td>重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)	基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策	施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。	
基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)						
基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策						
施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。						

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	介護老人福祉施設(入所定員)	人	200	200	230
2	地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問看護	箇所	0	0	2
3	地域密着型サービス 看護小規模多機能型居宅介護	施設	0	0	2
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、高齢者支援体制を強化した。亀山市在宅医療介護連携では、「亀山ホームケアネット」を運用する、市立医療センターとの連携会議を持ち、多職種の連携強化を進めた。高齢者の権利擁護のため、認知所サポーター養成講座を開催し、高齢者の周囲の人達に認知症に関する知識を習得してもらい、認知症予防教室、介護予防教室を開催し予防に努めるとともに、教室参加者や認知症カフェ利用者に寄り添い、必要な場合には早期対応をする認知症初期集中チームに引継いだ。安全な住まいの確保では、建設労働組合と連携し住宅改修を実施し、住まい推進Gの家具転倒防止器具取付事業に協力した。H29年度に着工しH30年4月に竣工・供用を開始したグループホーム安全の里の建設に関し、事務協力を行った。</p>
成果	<p>老人クラブ・サロンなど住民自らの手による地域の通いの場が多く開設されたため、通いの場への参加者が増えた。また、成年後見の市長申立を行い対象者の権利擁護につながった。介護用品支給により在宅高齢者やその家族の負担軽減につながった。認知症サポーターを要請し、認知症高齢者の権利擁護につながり、一方、家族などの精神的負担を軽減するため、介護者の集いを開催し、支援をおこなった。(社福)安全福祉会の特別養護老人ホームの30床増床計画が、広域連合において選定され令和元年度に着工を予定しており、高齢者の安心な住まいの確保につながった。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>高齢者が、必要な医療・介護サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市立医療センターの地域包括ケア病床の増床、訪問看護ステーションを設置し、在宅医療の体制強化をすすめ、在宅医療を行う医療機関は10箇所となった。老人クラブ(16団体)やサロン(89団体)など市民の自主的な介護予防活動に対し助成などの支援を行い、通いの場が増加した。また、認知症初期集中支援チームは10件の相談に対応した。</p>

反省点・課題	<p>住民主体の通いの場の創設は、サロンを中心に増加したが地域にばらつきがあるなどの問題がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>生活支援コーディネーターを活用し、地域課題を集約して効果的な地域支援につなげていく。</p>
--------	---

高齢者福祉計画の推進状況について

1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実 (1) 地域包括支援センターの体制強化

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するため、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会等と連携を強化して、支援が必要な高齢者に対応するネットワーク構築を進めています。				高齢者支援G	社会福祉協議会に地域包括支援センターの運営を委託し、より能動的に相談・支援業務にあたった。生活支援コーディネーター（市1名、在介3名 支援件数431件）、認知症初期集中支援チーム1チーム（相談件数10件）が、対応した。	生活支援コーディネーターを常勤の専門職として社会福祉協議会に配置し、より深く地域に関わることをめざす。より多くの関係者に支援の輪に入ってもらえるよう、連携に努める
社会福祉士、介護支援専門員等必要な人材を確保するとともに、「地域共生社会の実現」をめざして、社会福祉協議会が進める「福祉なんでも相談窓口（総合相談窓口）」などとの事業連携を進めます。				高齢者支援G	社会福祉協議会に地域包括支援センターの運営を委託したことにより、専門職を確保することができた。個別事例について、社会福祉協議会や庁内関係部署と連携し、対応した。	健康福祉部全体で市民の支援ができるよう、連携体制を強化する。
地域包括ケアシステムや地域包括支援センター事業等の状況を市民や関係機関に理解していただくため、広報紙、パンフレット等で各種広報活動を行っています。				高齢者支援G 地域医療・地域連携G	介護予防をテーマに広報16日号に1年間連載（併せて窓口を周知）在宅医療講演会や出前講座を開催し市民に啓発。専門職においても連絡会等を通じて啓発を行った。	引き続き、講演会や出前講座等を実施し市民への啓発・周知を行っていく。また、各関係者への啓発もを行い、広報活動をすすめていく。
広域連合と連携しながら、研修会や事例検討会を定期的に関催し、同職種、多職種連携を強化するとともに、居宅介護事業所連絡会、事例検討会で困難事例のケース検討を行い、介護支援専門員の知識や多角的な視点を得られる機会を設けます。				高齢者支援G 地域医療・地域連携G	包括支援センターが主催し、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所の連絡会を開催在宅医療連携を目的に、多職種での研修/会議を年4回開催し連携強化に努めた	引き続き、多職種連携会議を開催し、連携を強化していく。

(2) 地域ケア会議の充実

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
生活支援等サービスの充実に関する協議体の活用や、「我が事・丸ごと」の視点から、社会福祉協議会などとの地域福祉における地域ケア会議との連携・統合を検討します。				高齢者支援G	包括支援センターにおいて地域ケア会議（個別レベル）を開催し、圏域内の問題を共有した。	地域ケア会議に、より多くの職種が出席し地域課題の共有を図る。
在宅医療介護連携推進協議会など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。				高齢者支援G	包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会連絡会（12回）や医療センター福祉部連絡会（6回）に参加し、個別事案の情報共有し、解決を図った。	引き続き連携を深め、地域問題の解決を図る。

<p>地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、介護保険事業への反映方法について、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、調整していきます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>包括支援センター連絡会議（6回開催）鈴鹿4・亀山1包括、鈴鹿亀山地区広域連合及び鈴鹿市亀山市関係部局）に参加し、各々の地域課題を共有した。</p>	<p>地域課題解決に必要な施策を次期介護保険事業計画に反映できるよう、情報収集する。</p>
---	---------------	--	--

(3) 地域資源の活用と開発

取組み		30 R1 2		H30年度の実績・成果		次年度以降の方向性	
<p>民間事業者、地域まちづくり協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者を支えられよう、協議体への参加を徐々に増やすとともに、それらの事業主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>生活支援を行う組織の新規発掘には繋がらなかったが、周知に努めた。住民主体の支援ボランティアを自主的に立ち上げる地域も見られた。</p>	<p>住民主体の事業の仕組みを検討していく。</p>				
<p>ボランティアポイント制度の構築を支援するなどして高齢者のボランティア活動への参加を促進するとともに、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカーでの包括的な構築を図ります。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーが地域に入り、個別ケースの解決にあたる。</p>	<p>社会福祉協議会のボランティア支援事業を支援、連携を行う。 コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの連携、協働を進め、地域資源の発掘に努める。</p>				

2 福祉と医療の連携強化
在宅医療の推進（ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など）

30 R1 2		H30年度の実績・成果		次年度以降の方向性	
取り組み	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	リビング・ウィル（バンドレット一 体）を講演会やイベントの場で普及啓 発、希望者に配布した。また、訪問看護 等の関係者にも配布し、普及啓発に努め た。	引き続き、リビングウィルの普及啓 発活動を進め、エンディングノートに ついての意思表明書）及びその解説書等 を活用し、市民への普及啓発活動を進 めます。	引き続き、リビングウィルの普及啓 発活動を進め、エンディングノートに ついての意思表明書）及びその解説書等 を活用し、市民への普及啓発活動を進 めます。
在宅医療連携推進協議会を継続して開催するとともに、市民及び関係多職種への亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の普及啓発を行い、利用拡大を進めます。	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	亀山市在宅医療介護連携システム「か めやまホームケアネット」を運用 H30新規登録者 11名 情報共有システムを運用し、多職種の 医療・介護の連携強化をすすめた。 講演会や出前講座を活用し、在宅医療 の普及啓発をおこなった。	引き続き、市民対象の講演会等を行 い普及啓発をすすめていく。また、多 職種連携情報共有システムを活用し、 ホームケアネットの利用促進を図る。	引き続き、市民対象の講演会等を行 い普及啓発をすすめていく。また、多 職種連携情報共有システムを活用し、 ホームケアネットの利用促進を図る。
訪問看護ステーションや医師会の主治医、副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを継続するとともに、近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	亀山市在宅医療介護連携システム「か めやまホームケアネット」を運用 市立医療センターの地域包括ケア病床 の増床、訪問看護ステーションを設 置し、在宅医療の体制強化をすすめた。 三重県の在宅医療広域調整会議に参加	多職種連携情報共有システムを活用 し、多職種での情報共有を強化し、多 職種連携をすすめていく。	多職種連携情報共有システムを活用 し、多職種での情報共有を強化し、多 職種連携をすすめていく。

3 高齢者の尊厳と権利を守る支援
 (1) 認知症高齢者への支援の充実

30 R1	2	担当G	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>認知症に対する地域での理解を促すため、キッズサポーターの養成を拡充するとともに、認知症キヤラバン・メイト（講師役）の活動や認知症サポーターによる認知症理解のための地域の活動を支援します。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>認知症サポーター養成講座は11回開催し、受講者は234人（うち小中高生は89人）であった。これで、延べ2,781人のサポーターができた。また、認知症キヤラバンメイト54人に今後の活動意向調査を行い、研修会及び交流会を実施することができた。</p>	<p>認知症サポーター講座については、幅広い市民が参加できるよう公開講座を実施したり、企業等へも啓発していく。また、認知症キヤラバンメイト研修を引き続き実施するとともに、ステップアップ講座が開催できるよう検討する。</p>	
<p>認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促進します。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>窓口での相談や医療関係者が説明を行う際、ケアパスを含めたパンフレットが有効活用できた。さらに、来年度リユースする。また、現状の課題を整理できた。</p>	<p>より分かりやすいケアパスを含めた認知症パンフレットを作成する。</p>	
<p>新しい総合事業のサービスの中で、認知症予防の通いの場を増強するとともに、認知症カフェの利用を促進しながら、地域での設置や類似する地域活動と認知症地域支援推進員との連携の場づくりを進めます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>認知症予防教室（脳の健康教室）を実施し、半年間継続して取り組むことで脳の活性化につながり、教室での仲間づくりに取り組むことができた。認知症カフェも2カ所各12回ずつ開催でき、認知症地域支援推進員が認知症の人やその家族に寄り添うことができた。</p>	<p>引き続き、認知症に特化した介護予防教室を開催する。また、認知症カフェを他の地域においても開催できるように努める。</p>	
<p>認知症地域支援推進員による、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、専門医、認知症疾患医療センターなどの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスにつなげていきます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>介護予防教室や認知症カフェ、窓口対応等が必要に応じ、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームにつなげることができた。チームの相談件数は10件であり、昨年度より7件増えた。</p>	<p>認知症初期集中支援チームの普及啓発に努める。また、チーム会議を活発化し、適切かつ迅速に対応できる体制づくりに努める。</p>	
<p>高齢者の見守りに関する協定等により地域の協力機関の拡充を図りながら、民間事業者が提供する徘徊探索サービス等を利用促進することにより、徘徊者の早期発見に努めます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>高齢者見守りシール交付事業については新規で導入したため、市民、ケアマネ、民生委員、消防署や警察署等への普及啓発に努めた。申請者は111名であった。</p>	<p>引き続き、徘徊者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。</p>	

(2) 高齢者の権利擁護推進（虐待対応、成年後見制度の利用促進）

取組み	30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>亀山地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係者の虐待防止に関するネットワークを強化し、地域ぐるみで未然防止、早期発見・介入ができる体制を整備していきます。</p>			<p>高齢者支援G</p>	<p>虐待防止代表者会議を開催し、専門家・関係機関・市民代表などの意見を集めることができた。</p>	<p>地域包括支援センターが虐待に関する相談窓口となり、市民相談に努める。</p>
<p>虐待が発生した際は、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルに従い、亀山地域包括支援センターが窓口となって、関係機関と共に保護・支援にあたります。</p>			<p>高齢者支援G</p>	<p>マニュアルに従い、適切に対応した。(疑い事例17件、虐待事例1件)</p>	<p>地域包括支援センターや関係機関と連携し適切な対応に努める。</p>
<p>家族介護者へ虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどい等を開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者に配慮していきます。</p>			<p>高齢者支援G</p>	<p>健康電話相談での24時間相談対応（認知症カフェ（2箇所24回）、介護者のつどい（4回）を開催</p>	<p>介護者のリフレッシュにつながる取組を継続するとともに、認知症カフェを増やし、本人や家族がより気軽に相談できるよう体制を整える。</p>
<p>社会福祉協議会（日常生活自立支援センター）、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら成年後見制度の利用を促進するとともに、権利擁護支援に係る中核機関の整備、地域連携ネットワークづくりや法人後見、市民後見のしくみづくりを進めていきます。</p>			<p>高齢者支援G</p>	<p>地域包括支援センターの権利擁護事業の成年後見制度利用促進等を社会福祉協議会に委託</p>	<p>法人後見、市民後見について社会福祉協議会及び地域福祉課と検討</p>
<p>三重県行政書士会等の専門職から、成年後見制度の市長申立に係る親族調査等の業務に関して、支援が受けられるような体制整備を検討します。</p>			<p>高齢者支援G</p>	<p>市長申立案件は1件のみであったため、職員で対応。</p>	<p>成年後見制度の利用促進啓発を進め、制度利用者が増える場合に備え、検討を進める。</p>

4 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
身近な運動習慣やスポーツなどの機会を通じて、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、地域での活動の輪を広げながら手軽に健康づくりが行え、かつ介護予防にもつながるような取り組みを検討していきます。				高齢者支援G	介護予防教室（のべ314回 9,024人）、出張介護予防教室（のべ98回 2,090人）3地区のまちづくり協議会で健康づくり応援隊を支援 老人クラブ健康教室（のべ31回）、地域のサロン活動（のべ1,854回）	介護予防教室の内容充実を図り、継続発展させる。
新しい総合事業の内容は、生活支援コーディネーター等が発掘、創出した地域の事業者やボランティアなどが提供する新たなサービスの事業化を進めながら、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で継続的に協議して見直し、サービスの拡充につなげます。				高齢者支援G	モデル地域での生活支援コーディネーターの深度のある活動で、住民の意向調査や地域交流事業などを実施した。	常勤の専門職の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、地域課題や資源の発掘をより一層進める。

(2) 多様な生活支援サービスの提供促進（見守り、配食など）

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
民間事業者等による見守り活動の拡大を支援していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。				高齢者支援G	民生委員・児童委員と連携し高齢者世帯の状況把握に努めた。 サロン活動などにより高齢者の孤立を防ぎ、安否確認もすることができた。	民生委員・児童委員と連携し、高齢者世帯の状況把握を継続的に実施する。 サロン活動の育成のため、助成事業を継続する。
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。				高齢者支援G	介護用品を登録者598人に支給し、本人及び家族の負担を軽減した。 配食サービスの利用者（34人）に栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認を行うことができた。	ケアマネジャーや家族と連絡を密に取り、適切に支給をする。
孤立死防止のための緊急時の連絡や御用聞きサービス等について、民間事業者が提供するICTによる包括的に高齢者を支援するシステムの活用を進めます。				高齢者支援G	緊急通報システムは、登録者本人やその家族に安心安全をもたらせた。 亀山QOL支援モデル事業を活用しながら、介護予防の啓発に努めた。	コンテンツを拡充しながら、亀山QOL支援モデル事業を実施する。
高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシードライバー料金の助成については、免許返納に対応し、介護予防のための通いや買い物等生活支援に必要な日常の交通手段として利用できる乗合タクシー制度の運用状況を検証しながら移行していきます。				高齢者支援G	乗合タクシー制度の登録者を増加させる方策を産業建設部とともに考え、スムーズな移行をめざし、交付を1年間延長した。	乗合タクシー制度登録者を増やしてスムーズな移行を図る。

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備
 (1) 高齢者に配慮した住まいの整備

30 R1 2	30 R1 2	担当G	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>取組み 介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮らし高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善に努めます。</p>		<p>高齢者支援G</p>	<p>H30年度の実績・成果 住宅改修を1件実施し、22,313円を三重県建設労働組合亀山支部に助成した。</p>	<p>さらに周知に努め、事業を継続する。</p>
<p>市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を補強するための支援を行うと同時に、バリアフリー化を含めた住宅リフォーム工事を支援します。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱に基づく木造住宅耐震改修実施(3件) 高齢者世帯を対象に、家具等転倒防止器具の取り付けを実施(12件)</p>	<p>継続(亀山市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進)</p>
<p>市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティネット等国や民間の団体等のしくみや空家バンクを活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居を支援します。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>市営住宅への優先入居8名</p>	<p>亀山市住生活基本計画に基づき、事業継続と空家情報バンク制度の活用を促進</p>
<p>消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひとり暮らし高齢者の住まい方を支援します。</p>		<p>消防本部予防G 高齢者支援G</p>	<p>ひとり暮らし高齢者見守り訪問 H31年1月実施 対象地区：本町地区 対象世帯 44戸 実施世帯 41戸 住警器未設置 6戸</p>	<p>現行の亀山市高齢者福祉計画の期間中は消防本部が事業を継続する。関係機関との事前調整等、事業効率に課題があるため、次回の計画策定時に見直しを行う必要がある。</p>
<p>引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組みを進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正利用等優しさと思いやりのある行動を促していきます。</p>		<p>障がい者支援G 福祉総務G</p>	<p>おもいやり駐車場制度、ヘルプマークについて広報で周知しました。 おもいやり駐車場利用証の発行：H30 755件 ヘルプマークの配布：H30 141件 ヘルプカードの配布：H30 141件</p>	<p>「おもいやり駐車場」「ヘルプマーク」についての周知に努め、優しさと思いやりのある行動を促していきます。</p>

<p>高齢者等災害弱者に対しての避難訓練、災害時の安否確認などにおいて、自治会等地域の支援組織や災害ボランティアなどの活動により、地域での自主的な支援体制が構築されるよう、働きかけていきます。</p>	<p>高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G 福祉総務G</p>	<p>避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢者等災害弱者といわれ方を想定した訓練を実施するよう周知した。避難行動要支援者名簿の登録について、平成30年度の対象者に対し更新の案内を送付し名簿の更新を行いました。</p>	<p>地域が実施する防災訓練について、高齢者等災害弱者の方が参加できるよう、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢者等災害弱者といわれ方を想定した訓練を引き続き行っていく。避難支援等関係者に対して配布している避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者管理サービス機能のあるシステムを整備し、適正な名簿の更新・管理を行うとともに、その活用に向けた検討を進めます。</p>
<p>グループホーム等障がい者施設を含めて福祉避難所協定を締結していくとともに、協定を締結した施設の職員及び関係者との連携を図りながら、福祉避難所マニュアル等を整備します。</p>	<p>高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G</p>	<p>グループホーム等障がい者施設との福祉避難所協定や避難所マニュアル等の整備に向けて、協定先や協定先との情報共有、避難所の設定・運営等について各市の状況を調査した。また、関係部署と協議し、福祉避難所マニュアル等の整備に向けて協議を行った。</p>	<p>高齢者支援G、障がい者支援G等関係部署と協議し、福祉避難所の協定を締結について検討するとともに、福祉避難所マニュアル等の整備を進めます。</p>

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

30 R1 2	30 R1 2	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>「養護老人ホーム清和の里」については、三重県と事業者で建替え整備が進められるため、必要に応じて事務調整を行います。</p>	<p>担当G 高齢者支援G</p>	<p>平成30年度内に着工</p>	<p>平成31年4月竣工、令和元年5月供用開始</p>
<p>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの運営やサービス及び関連する計画との整合が担保されるよう、広域連合や県等と連携しながら、事業者に働きかけていきます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>市への計画提示事業者無し</p>	<p>計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力します。</p>

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）
 高齢者（老人）福祉事業の目標と方策

取組み		30 R1	2	担当G	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。				高齢者支援G		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 4施設（200人） 5施設（230人） * 増床の場合は、4施設（230人）					グループホーム安全の里が4月に竣工供用開始（9名） 特別養護老人ホーム安全の里が、広域連合から30床増床の選定を受ける。 広域連合で公募するも応募なし	特別養護老人ホーム安全の里が30床増床。 第7期介護保険事業計画による
地域密着型サービス 居宅サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 2箇所 看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) 2施設(58人)					広域連合で公募するも応募なし	第7期介護保険事業計画による

注) 広域連合... 鈴鹿亀山地区広域連合
 広域7期... 第7期介護保険事業計画

高齢者福祉計画の推進状況について

1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実 (1) 地域包括支援センターの体制強化

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するため、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会等と連携を強化して、支援が必要な高齢者に対応するネットワーク構築を進めています。				高齢者支援G	社会福祉協議会に地域包括支援センターの運営を委託し、より能動的に相談・支援業務にあたった。生活支援コーディネーター（市1名、在介3名 支援件数431件）、認知症初期集中支援チーム1チーム（相談件数10件）が、対応した。	生活支援コーディネーターを常勤の専門職として社会福祉協議会に配置し、より深く地域に関わることをめざす。より多くの関係者に支援の輪に入ってもらえるよう、連携に努める
社会福祉士、介護支援専門員等必要な人材を確保するとともに、「地域共生社会の実現」をめざして、社会福祉協議会が進める「福祉なんでも相談窓口（総合相談窓口）」などとの事業連携を進めます。				高齢者支援G	社会福祉協議会に地域包括支援センターの運営を委託したことにより、専門職を確保することができた。個別事例について、社会福祉協議会や庁内関係部署と連携し、対応した。	健康福祉部全体で市民の支援ができるよう、連携体制を強化する。
地域包括ケアシステムや地域包括支援センター事業等の状況を市民や関係機関に理解していただくため、広報紙、パンフレット等で各種広報活動を行っています。				高齢者支援G 地域医療・地域連携G	介護予防をテーマに広報16日号に1年間連載（併せて窓口を周知）在宅医療講演会や出前講座を開催し市民に啓発。専門職においても連絡会等を通じて啓発を行った。	引き続き、講演会や出前講座等を実施し市民への啓発・周知を行っている。また、各関係者への啓発もを行い、広報活動をすすめていく。
広域連合と連携しながら、研修会や事例検討会を定期的に関催し、同職種、多職種連携を強化するとともに、居宅介護事業所連絡会、事例検討会で困難事例のケース検討を行い、介護支援専門員の知識や多角的な視点を得られる機会を設けます。				高齢者支援G 地域医療・地域連携G	包括支援センターが主催し、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所の連絡会を開催在宅医療連携を目的に、多職種での研修/会議を年4回開催し連携強化に努めた	引き続き、多職種連携会議を開催し、連携を強化していく。

(2) 地域ケア会議の充実

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
生活支援等サービスの充実に関する協議体の活用や、「我が事・丸ごと」の視点から、社会福祉協議会などとの地域福祉における地域ケア会議との連携・統合を検討します。				高齢者支援G	包括支援センターにおいて地域ケア会議（個別レベル）を開催し、圏域内の問題を共有した。	地域ケア会議に、より多くの職種が出席し地域課題の共有を図る。
在宅医療介護連携推進協議会など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。				高齢者支援G	包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会連絡会（12回）や医療センター福祉部連絡会（6回）に参加し、個別事案の情報共有し、解決を図った。	引き続き連携を深め、地域問題の解決を図る。

<p>地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、介護保険事業への反映方法について、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、調整していきます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>包括支援センター連絡会議（6回開催） 鈴鹿4・亀山1包括、鈴鹿亀山地区広域連合及び鈴鹿市亀山市関係部局）に参加し、各々の地域課題を共有した。</p>	<p>地域課題解決に必要な施策を次期介護保険事業計画に反映できるよう、情報収集する。</p>
---	---------------	---	--

(3) 地域資源の活用と開発

取り組み		30 R1 2		H30年度の実績・成果		次年度以降の方向性	
<p>民間事業者、地域まちづくり協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者を支えられよう、協議体への参加を徐々に増やすとともに、それらの事業主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>生活支援を行う組織の新規発掘には繋がらなかったが、周知に努めた。住民主体の支援ボランティアを自主的に立ち上げる地域も見られた。</p>	<p>住民主体の事業の仕組みを検討していく。</p>				
<p>ボランティアポイント制度の構築を支援するなどして高齢者のボランティア活動への参加を促進するとともに、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカーでの包括的な支援体制の構築を図ります。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーが地域に入り、個別ケースの解決にあたる。</p>	<p>社会福祉協議会のボランティア支援事業を支援、連携を行う。 コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの連携、協働を進め、地域資源の発掘に努める。</p>				

2 福祉と医療の連携強化
在宅医療の推進（ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など）

30 R1 2		H30年度の実績・成果		次年度以降の方向性	
取り組み	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	リビング・ウィル（バンドレット一 体）を講演会やイベントの場で普及啓 発、希望者に配布した。また、訪問看護 等の関係者にも配布し、普及啓発に努め た。	引き続き、リビングウィルの普及啓 発活動を進め、エンディングノートに ついての意思表明書）及びその解説書等 を活用し、市民への普及啓発活動を進め ます。	引き続き、リビングウィルの普及啓 発活動を進め、エンディングノートに ついての意思表明書）及びその解説書等 を活用し、市民への普及啓発活動を進め ます。
在宅医療連携推進協議会を継続して開催するとともに、市民及び関係多職種への亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の普及啓発を行い、利用拡大を進めます。	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	亀山市在宅医療介護連携システム「か めやまホームケアネット」を運用 H30新規登録者 11名 情報共有システムを運用し、多職種の 医療・介護の連携強化をすすめた。 講演会や出前講座を活用し、在宅医療 の普及啓発をおこなった。	引き続き、市民対象の講演会等を行 い普及啓発をすすめていく。また、多 職種連携情報共有システムを活用し、 ホームケアネットの利用促進を図る。	引き続き、市民対象の講演会等を行 い普及啓発をすすめていく。また、多 職種連携情報共有システムを活用し、 ホームケアネットの利用促進を図る。
訪問看護ステーションや医師会の主治医、副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを継続するとともに、近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	高年齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	亀山市在宅医療介護連携システム「か めやまホームケアネット」を運用 市立医療センターの地域包括ケア病床 の増床、訪問看護ステーションを設 置し、在宅医療の体制強化をすすめた。 三重県の在宅医療広域調整会議に参加	多職種連携情報共有システムを活用 し、多職種での情報共有を強化し、多 職種連携をすすめていく。	多職種連携情報共有システムを活用 し、多職種での情報共有を強化し、多 職種連携をすすめていく。

3 高齢者の尊厳と権利を守る支援
 (1) 認知症高齢者への支援の充実

30 R1	2	担当G	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>認知症に対する地域での理解を促すため、キッズサポーターの養成を拡充するとともに、認知症キヤラバン・メイト（講師役）の活動や認知症サポーターによる認知症理解のための地域の活動を支援します。</p>		高年齢者支援G	<p>認知症サポーター養成講座は11回開催し、受講者は234人（うち小中高生は89人）であった。これで、延べ2,781人のサポーターができた。また、認知症キヤラバンメイト54人に今後の活動意向調査を行い、研修会及び交流会を実施することができた。</p>	<p>認知症サポーター講座については、幅広い市民が参加できるよう公開講座を実施したり、企業等へも啓発していく。また、認知症キヤラバンメイト研修を引き続き実施するとともに、ステップアップ講座が開催できるよう検討する。</p>
<p>認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促進します。</p>		高年齢者支援G	<p>窓口での相談や医療関係者が説明を行う際、ケアパスを含めたパンフレットが有効活用できた。さらに、来年度リユースできるため、現状の課題を整理できた。</p>	<p>より分かりやすいケアパスを含めた認知症パンフレットを作成する。</p>
<p>新しい総合事業のサービスの中で、認知症予防の通いの場を増強するとともに、認知症カフェの利用を促進しながら、地域での設置や類似する地域活動と認知症地域支援推進員との連携の場づくりを進めます。</p>		高年齢者支援G	<p>認知症予防教室（脳の健康教室）を実施し、半年間継続して取り組むことで脳の活性化につながり、教室での仲間づくりに取り組むことができた。認知症カフェも2カ所各12回ずつ開催でき、認知症地域支援推進員が認知症の人やその家族に寄り添うことができた。</p>	<p>引き続き、認知症に特化した介護予防教室を開催する。また、認知症カフェを他の地域においても開催できるように努める。</p>
<p>認知症地域支援推進員による、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、専門医、認知症疾患医療センターなどの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスにつなげていきます。</p>		高年齢者支援G	<p>介護予防教室や認知症カフェ、窓口対応等で必要に応じ、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームにつなげることができた。チームの相談件数は10件であり、昨年度より7件増えた。</p>	<p>認知症初期集中支援チームの普及啓発に努める。また、チーム会議を活発化し、適切かつ迅速に対応できる体制づくりに努める。</p>
<p>高齢者の見守りに関する協定等により地域の協力機関の拡充を図りながら、民間事業者が提供する徘徊探索サービス等を利用促進することにより、徘徊者の早期発見に努めます。</p>		高年齢者支援G	<p>高齢者見守りシール交付事業については新規で導入したため、市民、ケアマネ、民生委員、消防署や警察署等への普及啓発に努めた。申請者は111名であった。</p>	<p>引き続き、徘徊者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。</p>

(2) 高齢者の権利擁護推進（虐待対応、成年後見制度の利用促進）

取組み	30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>亀山地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係者の虐待防止に関するネットワークを強化し、地域ぐるみで未然防止、早期発見・介入ができる体制を整備していきます。</p>			高齢者支援G	<p>虐待防止代表者会議を開催し、専門家・関係機関・市民代表などの意見を集めることができた。</p>	<p>地域包括支援センターが虐待に関する相談窓口となり、市民相談に努める。</p>
<p>虐待が発生した際は、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルに従い、亀山地域包括支援センターが窓口となって、関係機関と共に保護・支援にあたります。</p>			高齢者支援G	<p>マニュアルに従い、適切に対応した。(疑い事例17件、虐待事例1件)</p>	<p>地域包括支援センターや関係機関と連携し適切な対応に努める。</p>
<p>家族介護者へ虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどい等を開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者に配慮していきます。</p>			高齢者支援G	<p>健康電話相談での24時間相談対応 認知症カフェ（2箇所24回）、介護者のつどい（4回）を開催</p>	<p>介護者のリフレッシュにつながる取組を継続するとともに、認知症カフェを増やし、本人や家族がより気軽に相談できるよう体制を整える。</p>
<p>社会福祉協議会（日常生活自立支援センター）、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら成年後見制度の利用を促進するとともに、権利擁護支援に係る中核機関の整備、地域連携ネットワークづくりや法人後見、市民後見のしくみづくりを進めていきます。</p>			高齢者支援G	<p>地域包括支援センターの権利擁護事業の成年後見制度利用促進等を社会福祉協議会に委託</p>	<p>法人後見、市民後見について社会福祉協議会及び地域福祉課と検討</p>
<p>三重県行政書士会等の専門職から、成年後見制度の市長申立に係る親族調査等の業務に関して、支援が受けられるような体制整備を検討します。</p>			高齢者支援G	<p>市長申立案件は1件のみであったため、職員で対応。</p>	<p>成年後見制度の利用促進啓発を進め、制度利用者が増える場合に備え、検討を進める。</p>

4 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
身近な運動習慣やスポーツなどの機会を通じて、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、地域での活動の輪を広げながら手軽に健康づくりが行え、かつ介護予防にもつながるような取り組みを検討していきます。				高齢者支援G	H30年度の実績・成果 介護予防教室（のべ314回 9,024人）、出張介護予防教室（のべ98回 2,090人）3地区のまちづくり協議会で健康づくり応援隊を支援 老人クラブ健康教室（のべ31回）、地域のサロン活動（のべ1,854回）	介護予防教室の内容充実を図り、継続発展させる。
新しい総合事業の内容は、生活支援コーディネーター等が発掘、創出した地域の事業者やボランティアなどが提供する新たなサービスの事業化を進めながら、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で継続的に協議して見直し、サービスの拡充につなげます。				高齢者支援G	モデル地域での生活支援コーディネーターの深度のある活動で、住民の意向調査や地域交流事業などを実施した。	常勤の専門職の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、地域課題や資源の発掘をより一層進める。

(2) 多様な生活支援サービスの提供促進（見守り、配食など）

取組み		30 R1	2	担当	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
民間事業者等による見守り活動の拡大を支援していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。				高齢者支援G	H30年度の実績・成果 民生委員・児童委員と連携し高齢者世帯の状況把握に努めた。 サロン活動などにより高齢者の孤立を防止、安否確認もすることができた。	民生委員・児童委員と連携し、高齢者世帯の状況把握を継続的に実施する。サロン活動の育成のため、助成事業を継続する。
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。				高齢者支援G	介護用品を登録者598人に支給し、本人及び家族の負担を軽減した。 配食サービスの利用者（34人）に栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認を行うことができた。	ケアマネジャーや家族と連絡を密に取り、適切に支給をする。
孤立死防止のための緊急時の連絡や御用聞きサービス等について、民間事業者が提供するICTによる包括的に高齢者を支援するシステムの活用を進めます。				高齢者支援G	緊急通報システムは、登録者本人やその家族に安心安全をもたらせた。 亀山QOL支援モデル事業を活用しながら、介護予防の啓発に努めた。	コンテンツを拡充しながら、亀山QOL支援モデル事業を実施する。
高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシードライバーの助成については、免許返納に対応し、介護予防のための通いや買い物等生活支援に必要な日常の交通手段として利用できる乗合タクシー制度の運用状況を検証しながら移行していきます。				高齢者支援G	乗合タクシー制度の登録者を増加させる方策を産業建設部とともに考え、スムーズな移行をめざし、交付を1年間延長した。	乗合タクシー制度登録者を増やしてスムーズな移行を図る。

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備
 (1) 高齢者に配慮した住まいの整備

30 R1 2	30 R1 2	担当G	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>取組み 介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮らし高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善に努めます。</p>		<p>高齢者支援G</p>	<p>H30年度の実績・成果 住宅改修を1件実施し、22,313円を三重県建設労働組合亀山支部に助成した。</p>	<p>さらに周知に努め、事業を継続する。</p>
<p>市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を補強するための支援を行うと同時に、バリアフリー化を含めた住宅リフォーム工事を支援します。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱に基づく木造住宅耐震改修実施(3件) 高齢者世帯を対象に、家具等転倒防止器具の取り付けを実施(12件)</p>	<p>継続(亀山市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進)</p>
<p>市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティネット等国や民間の団体等のしくみや空家バンクを活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居を支援します。</p>		<p>住まい推進G</p>	<p>市営住宅への優先入居8名</p>	<p>亀山市住生活基本計画に基づき、事業継続と空家情報バンク制度の活用を促進</p>
<p>消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひとり暮らし高齢者の住まい方を支援します。</p>		<p>消防本部予防G 高齢者支援G</p>	<p>ひとり暮らし高齢者見守り訪問 H31年1月実施 対象地区：本町地区 対象世帯 44戸 実施世帯 41戸 住警器未設置 6戸</p>	<p>現行の亀山市高齢者福祉計画の期間中は消防本部が事業を継続する。関係機関との事前調整等、事業効率に課題があるため、次回の計画策定時に見直しを行う必要がある。</p>
<p>引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組みを進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正利用等優しさと思いやりのある行動を促していきます。</p>		<p>障がい者支援G 福祉総務G</p>	<p>おもいやり駐車場制度、ヘルプマークについて広報で周知しました。 おもいやり駐車場利用証の発行：H30 755件 ヘルプマークの配布：H30 141件 ヘルプカードの配布：H30 141件</p>	<p>「おもいやり駐車場」「ヘルプマーク」についての周知に努め、優しさと思いやりのある行動を促していきます。</p>

<p>高齢者等災害弱者に対しての避難訓練、災害時の安否確認などにおいて、自治会等地域の支援組織や災害ボランティアなどの活動により、地域での自主的な支援体制が構築されるよう、働きかけていきます。</p>	<p>高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G 福祉総務G</p>	<p>避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢者等災害弱者という周知した。避難行動要支援者名簿の登録及び平成30年度、平成29年度の名簿登録者及び平成30年度の対象者に対し更新の案内を送付し名簿の更新を行いました。</p>	<p>地域が実施する防災訓練について、高齢者等災害弱者の方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢者等災害弱者といわれる方を想定した訓練を引き続き行っていく。避難支援等関係者に対して配布している避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者管理サービス機能のあるシステムを整備し、適正な名簿の更新・管理を行うとともに、その活用にに向けた検討を進めます。</p>
<p>グループホーム等障がい者施設を合わせて福祉避難所協定を締結していくとともに、協定を締結した施設の職員及び関係者との連携を図りながら、福祉避難所マニュアル等を整備します。</p>	<p>高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G</p>	<p>グループホーム等障がい者施設との福祉避難所協定や避難所マニュアル等の整備に向けて、協定先や協定先との情報共有、避難所の設定・運営等について各市の状況を調査した。また、関係部署と協議し、福祉避難所マニュアル等の整備に向けて協議を行った。</p>	<p>高齢者支援G、障がい者支援G等関係部署と協議し、福祉避難所の協定の締結について検討するとともに、福祉避難所マニュアル等の整備を進めます。</p>

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

取り組み	30 R1 2	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>「養護老人ホーム清和の里」については、三重県と事業者で建替え整備が進められるため、必要に応じて事務調整を行います。</p>	<p>担当G 高齢者支援G</p>	<p>平成30年度内に着工</p>	<p>平成31年4月竣工、令和元年5月供用開始</p>
<p>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの運営やサービス及び関連する計画との整合が担保されるよう、広域連合や県等と連携しながら、事業者に働きかけていきます。</p>	<p>高齢者支援G</p>	<p>市への計画提示事業者無し</p>	<p>計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力します。</p>

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）
 高齢者（老人）福祉事業の目標と方策

取組み		30 R1	2	担当G	H30年度の実績・成果	次年度以降の方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。				高齢者支援G		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 4施設（200人） 5施設（230人） *増床の場合は、4施設（230人）					グループホーム安全の里が4月に竣工供用開始（9名） 特別養護老人ホーム安全の里が、広域連合から30床増床の選定を受ける。 広域連合で公募するも応募なし	特別養護老人ホーム安全の里が30床増床。 第7期介護保険事業計画による
地域密着型サービス 居宅サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 2箇所 看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) 2施設(58人)					広域連合で公募するも応募なし	第7期介護保険事業計画による

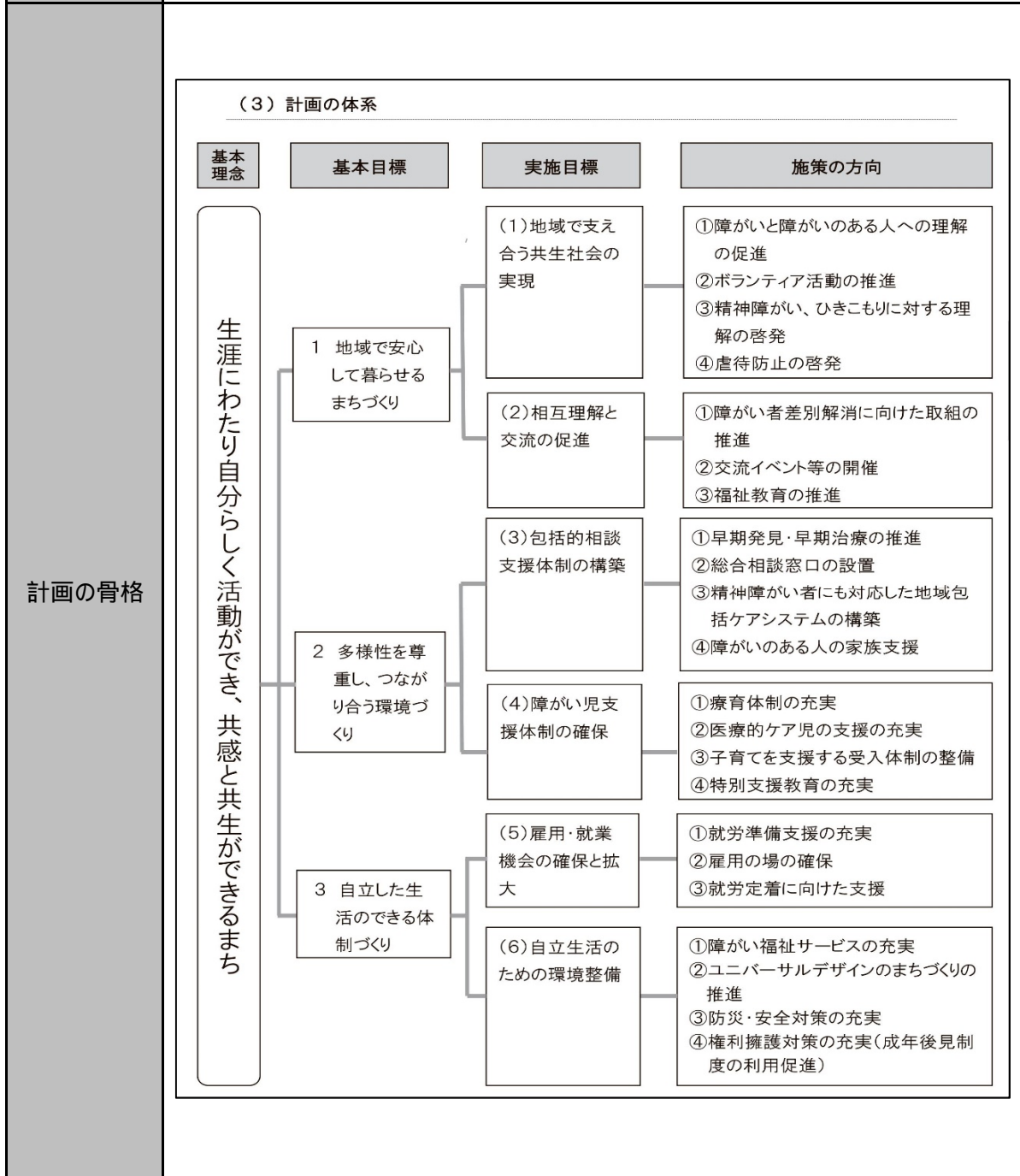
注) 広域連合...鈴鹿亀山地区広域連合
 広域7期...第7期介護保険事業計画

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。



成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>主な実績として、10月のあいあい祭りや12月の人権週間にあわせたヒューマンフェスタin亀山を開催し、障がい者支援団体等が参加することで、市民との交流による啓発活動を行った。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市(津・鈴鹿・名張・伊賀・亀山)が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討や情報共有などができる広圏域の協議の場を設置し、「にじいるネット研究会(平成30年8月鈴鹿市、平成31年1月名張市)」を開催した。さらに、あいあいを主な職場として、障がいのある人に職場実習事業(9～11月)により就労の場の提供や、市ホームページにおける既存ページ(自立支援医療)について、わかりやすく利用しやすいホームページ(申請用紙のダウンロード化等)になるよう、修正した。</p>
成果	<p>障がい者支援団体(3団体)の活動支援や障がい福祉制度の情報提供の充実に加え、企業に対する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の紹介やひきこもりの実態や把握方法の検討を進めることなどにより、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めた。また、精神障がいの方の地域生活を支援するため、鈴鹿厚生病院によるアウトリーチ事業の活用や子どもの発達にあわせた相談・支援体制の充実、多様化・複合化した課題に対応できる体制づくりに向け、社会福祉協議会や総合相談支援センターあいとの協議の場を設けるなど、多様性を尊重し、つながり合う環境づくりに取り組んだ。就労に係る準備から雇用の確保、定着に向けた支援の展開や、地域における自立を支える訪問入浴サービスの事業化などにより、自立生活のための環境整備を進めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>障がいのある人の自立生活に向け、職場実習や就労移行支援事業の活用などにより就労の支援を行うとともに、障害者総合相談支援センターあいや社会福祉協議会との連携強化に向けた協議の場を設けるなどに取り組んだ。また、地域生活支援事業における訪問入浴サービスの予算化を行い、福祉サービスの充実を図った。さらに、各種媒体を活用した市民意識の高揚や、コミュニケーション支援事業の活用などにより、だれもが暮らしやすい社会に向けた取組を進めた。</p>

反省点・課題	<p>障がい者に対する地域の理解は、不十分であると考えており、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の見直しが必須である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>地域における支援者の障がい者に対する理解を深める取組の検討はもとより、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用した相談支援体制の見直しなどにより、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。</p>
--------	---

第5期 障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画【進捗管理】

1 第5期亀山市障がい福祉計画の概要

第5期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成28年度末時点における施設入所者数の9%以上を2020年度末までに地域生活へ移行することとし、また、2020年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本目標としています。

項目	数 値	進 捗			
28年度末時点の入所者数（A）	31人				
目標年度入所者数（B）	30人				
【目標値】 削減見込（A - B）	1人減 （3%）	平成 30 年度	0	令和 元 年度	令和 2 年度
【目標値】 地域生活移行者数（施設入所から 地域生活へ移行した人の数）	3人 （9%）	平成 30 年度	1	令和 元 年度	令和 2 年度

【平成30年度 成果・課題】

平成29年度に1人施設入所したが、平成30年度に1人がグループホームに移行された。今後も、地域移行ができそうな人に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、2020年度末までに市町村ごと、あるいは複数の市町村共同で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを成果目標としています。

項目	数 値	進 捗			
【目標値】 R2年度末の保健・医療・福祉関係 者による協議の場の設置	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成 30 年度	0か所	令和 元 年度	令和 2 年度

【平成30年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域において、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加するワーキング(11回開催)を設置し、当該ワーキングを協議の場に位置付けるよう、検討を進めた。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、2020年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
【目標値】 R2年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	1か所 鈴鹿・亀山圏域	平成 30 年度	0か所	令和 元 年度		令和 2 年度	

【平成30年度 成果・課題】

面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各部会において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、事業所等との意見交換を行い、検討を進めた。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、2020年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度の 年間一般就労移行者数	4人						
【目標値】 32年度の年間一般就労移行者数	6人 (1.5倍)	平成 30 年度	7人	令和 元 年度		令和 2 年度	

【平成30年度 成果・課題】

就労継続支援A型事業所から3人、B型事業所から3人、就労移行支援事業から1人が一般就労につながった。市では、職場実習事業を継続して行うこととしており、障害者就業・生活支援センターや福祉施設などと情報共有や連携を図りながら、一般就労に移行できるよう継続的な支援を行う。

就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、2020年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを成果目標としています。

項目	数値	進捗					
28年度末の 就労移行支援事業の利用者数	14人						
【目標値】 令和2年度末の 就労移行支援事業の利用者数	17人 (121%)	平成 30 年度	31人	令和 元 年度		令和 2 年度	

【平成30年度 成果・課題】

特別支援学校在学生のアセスメント(就労面の評価)の利用など、当該事業の利用者は年々増加傾向にある。アセスメントを参考とした本人の適正に応じた就労や、当該事業利用者の意向に沿った就労につなげつつ、利用者の確保に努めていく。

就労移行支援事業所の就労移行率

国の指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、2020年度末までに全体の5割以上とすることを成果目標としていますが、本市では、事業所が2か所あるものの、1事業所は開所後、間もないため、2020年度末までに就労移行率が3割以上となるよう支援を行います。

項目	数値	説明
【目標値】 R2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。	2か所	令和2年度における就労移行支援事業所の数
	2か所	令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の数
	100%	令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

【平成30年度 成果・課題】

平成30年度に市内の事業所が1か所と減り、鈴鹿・亀山圏域において、6事業所となった。就労移行支援事業の利用者は増加する傾向にあるものの、就労につながるケースは少ないため、事業所の参入を図りつつ、事業所と連携した就労につながる支援が必要である。

就労定着支援事業による職場定着率

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 R1年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を7割以上とする。	4人	30年度中に新規で就労定着支援事業を利用すると見込まれる者の数(A)
	3人	Aのうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B)
	75%	令和元年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B/A)

【平成30年度 状況】

就労定着支援事業の利用者は3人であり、うち2人は、年間を通して継続的に事業を利用し、残り1人は、平成31年2月から当該事業の利用申請を行った。今後も、本事業の利用を継続しつつ、職場定着率の向上を図っていく。

項目	数値	説明
【目標値】 R2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。	5人	令和元年度中に新規で就労定着支援事業を利用すると見込まれる者の数(A')
	4人	A'のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数(B')
	80%	令和2年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(B'/A')

3 障がい福祉サービスの目標とその確保のための方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	627	706	785	750	800	850
	利用者数（人/月）	57	61	65	50	53	55
実績値	給付時間（時間/月）	637	763	698	738		
	利用者数（人/月）	49	51	52	58		

重度訪問介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	260	260	260	250	500	750
	利用者数（人/月）	1	1	1	1	2	3
実績値	給付時間（時間/月）	28	3	223	328		
	利用者数（人/月）	0.2	0.1	1	1		

同行援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	40	60	84	50	55	60
	利用者数（人/月）	4	5	6	5	6	7
実績値	給付時間（時間/月）	43	50	55	58		
	利用者数（人/月）	4	4	3	3		

行動援護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	20	40	60	10	20	30
	利用者数（人/月）	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間（時間/月）	0.2	0.3	0.3	0.3		
	利用者数（人/月）	0.3	0.3	0.3	0.3		

重度障害者等包括支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（時間/月）	0	0	260	0	0	250
	利用者数（人/月）	0	0	1	0	0	1
実績値	給付時間（時間/月）	0	0	0	0		
	利用者数（人/月）	0	0	0	0		

サービスを確保するための方策

ホームヘルパーの人材不足により、サービスを必要とする人が必要な量のサービスを受けられない現状を改善し、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

事業所の新規参入を働きかけ、夜間や早朝にも対応できる事業所の確保やホームヘルパー等の人材確保に努めます。また、障がい特性に配慮した対応ができるよう、県が実施する研修等の情報提供を行い、支援者のスキルアップにつなげます。

【平成 30 年度 成果・課題】

【居宅介護】

給付時間・利用者数は年々増加傾向にある。自宅での介護ニーズの高まりもあり、平成 30 年度は利用者数が目標に達成し、給付時間も目標に限りなく近づいた。今後も利用者数の増加にあわせ、給付時間も伸びると思われる。

【重度訪問介護】

平成 29 年 2 月からの利用者が継続的に利用され、平成 30 年度の実績値において、ともに達成した。今後も、必要とされる人に対し、サービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【同行援護】

給付時間は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度実績において、利用者数は目標を達しなかったが、給付時間は目標を達成した。今後も、視覚障がい者の社会参加や地域生活を支援できるよう、計画相談事業所等と連携を図り、利用者の増加に取り組んでいく。

【行動援護】

市内には、事業者がなく、鈴鹿・亀山圏域においても、2 箇所しかないのが現状である。本市の利用者は少ないものの、市内で対応できるよう、事業者の参入を促していく。

【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業所がないのが現状である。現状、本市において、利用希望はないものの、利用ニーズの把握に努める。

(2)日中活動系サービス

生活介護

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	1,834	2,067	2,328	1,800	1,900	2,000
	利用者数(人/月)	96	106	117	95	100	105
実績値	給付時間(人日/月)	1,622	1,649	1,752	1,869		
	利用者数(人/月)	88	89	92	98		

自立訓練

【機能訓練】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	46	46	46	60	70	90
	利用者数(人/月)	2	2	2	3	3	4
実績値	給付時間(人日/月)	5	9	39	20		
	利用者数(人/月)	0.8	0.9	2	1		

【生活訓練(宿泊型自立訓練含む)】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	69	69	69	70	90	110
	利用者数(人/月)	3	3	3	3	4	5
実績値	給付時間(人日/月)	39	19	39	27		
	利用者数(人/月)	2	1	2	1		

就労移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	138	138	138	250	270	290
	利用者数(人/月)	6	6	6	15	16	17
実績値	給付時間(人日/月)	144	197	254	168		
	利用者数(人/月)	9	13	15	10		

就労継続支援

【A型：雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	394	430	465	670	700	730
	利用者数(人/月)	22	24	26	32	33	34
実績値	給付時間(人日/月)	591	671	632	693		
	利用者数(人/月)	32	34	32	35		

【B型：非雇用型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	1,372	1,504	1,654	1,600	1,700	1,800
	利用者数（人／月）	73	80	88	85	90	95
実績値	給付時間（人日／月）	1,280	1,430	1,437	1,523		
	利用者数（人／月）	69	77	81	89		

就労定着支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数（人／月）				4	5	6
実績値	利用者数（人／月）				0.5		

療養介護

（単位：人／月）

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	8	8	8	11	11	12
実績値	利用者数	10	10	11	10		

短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	78	86	94	190	225	260
	利用者数（人／月）	10	11	12	19	22	25
実績値	給付時間（人日／月）	128	134	179	215		
	利用者数（人／月）	12	12	19	25		

【医療型】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間（人日／月）	39	60	87	5	5	10
	利用者数（人／月）	5	6	7	1	1	2
実績値	給付時間（人日／月）	6	2	5	6		
	利用者数（人／月）	1.4	0.6	1	1		

サービスを確保するための方策

日中活動系のサービスについては、「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」の利用が多くなっています。福祉施設から一般就労への移行を進めるため、継続して通所できている利用者に対しては、計画相談支援事業所等とも連携しながら、一般就労につながるよう取り組んでいきます。

また、「短期入所（福祉型）」についても、利用者が多く、需要の高さがうかがえます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【平成30年度 成果・課題】

【生活介護】

給付時間・利用者数ともに年々増加しており、平成30年度においては、ともに実績を達成することができた。今後も、利用者の増加が見込まれるため、それにあわせ給付時間も増加していくと思われる。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

機能・生活訓練ともに目標には達していないものの、利用者のサービス利用が定着している。今後も、利用を希望される方へのサービスの利用案内や支給決定・支給量になるよう努める。

【就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援】

就労移行支援は、特別支援学校在学生のアセスメント（就労面の評価）の利用など、当該事業を活用する利用者は年々増加傾向にある。就労継続支援（A・B型）は、平成27年度から年々増加しており、平成30年度は給付時間・利用者数ともに目標を達成した。就労定着支援は、平成30年度目標に達していないものの、実利用者数は3人に増加している。

今後も、就労意識の高まりなどにより、利用者の増加が見込まれるため、給付時間も増加していくと思われる。

【療養介護】

平成27年度から継続的な利用者があり、引き続き利用が見込まれる。今後も、サービスの利用が見込まれる方に案内を行い、サービス利用の必要な方の支援につながるよう努める。

【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って、給付時間も年々増加しており、平成30年度において目標を達成した。今後も、福祉型の利用は、共働きの増加や介護者の高齢化などに伴って、増加していくことが予想され、ニーズに対応できるよう、事業との調整を図っていく。

医療型は、サービスの利用者が1人増加し、2人となり、今後も継続的な利用が見込まれる。

(3)居住系サービス

自立生活援助【新規】

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数				0	0	1
実績値	利用者数				0		

共同生活援助(グループホーム)

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	25	29	33	30	32	34
実績値	利用者数	29	29	27	27		

施設入所支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	27	26	25	30	29	28
実績値	利用者数	31	30	30	29		

サービスを確保するための方策

平成28年度は、共同生活援助利用者29人のうち、市内の2つのグループホームで10人が生活しています。福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者の地域移行を推進していくため、障がい者が安心して自立した生活がおくれるように、県や圏域の市と連携しながら居住場所を確保していきます。

また、施設入所支援は、地域移行できそうな人に積極的に働きかけ、関係機関と連携しながら、地域移行していけるよう取り組んでいきます。

【平成30年度 成果・課題】

【共同生活援助・施設入所支援】

市内のグループホームは、平成29年10月に1箇所立ち上がり、平成30年度末では、3箇所となり、その利用者は、市内のグループホームや圏域の鈴鹿市等の施設を利用している。今後も、グループホーム利用者のニーズに応えられるよう、居住確保に努めていく。

また、施設入所支援は、1人がグループホームに移行したため、平成29年度に比べ、1人減少となった。今後も、事業所等、関係機関と連携し、地域移行につながるよう、継続的な働きかけを行う。

(4)相談支援

計画相談支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	22	23	24	50	60	70
実績値	利用者数	43	40	50	49		

地域移行支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	31	62	93			
	利用者数(人/月)	1	2	3	1	2	3
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0			
	利用者数(人/月)	0	0	0	1		

地域定着支援

(単位：人/月)

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数	1	2	3	1	2	3
実績値	利用者数	1	0	0	0		

サービスを確保するための方策

計画相談支援の需要に応えるため、特定相談支援事業所の新規参入の働きかけや、相談支援専門員のスキルアップのため、県が実施する研修等の情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援の周知に努め、障がい者が地域で安心して自立した生活をおくるため、重層的な相談支援体制を構築し、切れ目のない支援をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

計画相談は、計画相談利用のニーズに対応できるよう、事業所に適宜依頼するなど、月当たり49人の利用があり、目標値50に対し、限りなく近い実績となった。今後も、障がい者本人が希望されるサービスが提供できるよう、事業所につないでいく。

地域移行・地域定着支援は、市内に事業所がないのが現状であるものの、平成30年度は地域移行支援の利用が1人となり、目標を達成した。今後、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が、地域定着支援へとつながるよう努める。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

必須事業

(1) 相談支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
障害者 相談支援事業	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
実績値	障害者相談支 援事業				1		
	機関相談支援 センター				有		

【見込量の確保の方策】

障害者総合相談支援センター「あい」による「障害者相談支援」は、平成27年度2,208件、平成28年度2,539件の相談実績がありました。件数と合わせて、相談内容も複雑化した困難なケースが多くなってきています。基幹相談支援センターの機能を強化し、各相談機関との連携や関係機関とのネットワークの構築など、相談支援体制の充実に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

障害者相談支援(鈴鹿市・亀山市委託)は、平成27年度に2,208件であったものが、平成30年度は2,627件と年々増加傾向にあり、その内容も、相談者個人のみではなく、世帯単位や個人が複合的な課題を抱えるケースが出てきている。今後、基幹相談支援機能の見直しを含めた検討を進めるとともに、社協等の関係機関との連携の強化に向け、協議の場づくりを進めていく。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	3	1	2	2	2
実績値	成年後見制度 利用支援事業				0		

【見込量の確保の方策】

平成28年度は身寄りのない知的障がい者等の成年後見の市長申し立てを2件行いました。また、成年後見の審判の請求をした家族の方に、審判の請求に要する費用の助成

を1件行いました。今後、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると思われるため、制度の積極的な情報提供を行い、利用促進に取り組んでいきます。

【平成30年度 成果・課題】

本年度は、事業の実績がなかったものの、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行った。今後は、他市の制度利用に係る要綱等を参考とし、本市における要綱の在り方や、中核機関設置に向けた検討について、関係機関と情報を共有しながら、構築に向け取り組んでいく。

(3)意思疎通支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	2	1	4	5	10	15
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	1	2	2	5	10	15
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	1	1	1	1	1
実績値	手話通訳者派遣事業				1		
	要約筆記者派遣事業				1		
	手話通訳者設置事業				1		

【見込量の確保の方策】

手話通訳者や要約筆記者の派遣を一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行うとともに、手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいあいの窓口配置しました。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように、設置日を増やす等、充実に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

派遣事業は、手話通訳者・要約筆記者ともに1件であった。今後は、窓口における制度利用の周知を行いつつ、利用回数の増加に取り組んでいく。
 窓口に配置した手話通訳(1人)は、平成30年度延べ13件(実利用者5人)の利用があった。手話通訳者を配置した曜日が、市民に定着してきており、今後も継続して配置していく。

(4)日常生活用具給付等事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
介護・訓練支援用具	給付等 件数(件)	13	1	2	5	7	9
自立生活支援用具		10	3	2	7	9	11
在宅療養等支援用具		12	13	4	12	14	16
情報・意思疎通支援用具		5	5	8	7	9	11
排泄管理支援用具		871	858	918	860	870	880
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		6	1	2	3	4	5
実績値	介護・訓練支援用具				4		
	自立生活支援用具				3		
	在宅療養等支援用具				15		
	情報・意思疎通支援用具				8		
	排泄管理支援用具				977		
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)				4		

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者も増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

目標値894件(全体)に対し、平成30年度は、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具が若干目標に達しなかったものの、それ以外の項目は、全て目標に達しており、全体として1,011件と前年度実績(全体936件)と比べても大幅に増加した。今後も、排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれており、支援が必要な人に必要な用具が給付できるよう、支援に努めていく。

(5)移動支援事業

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	16	18	18	22	24	25
	延べ利用時間数 (時間)	558	769	944	850	930	970
実績値	移動支援事業				21		
	実利用者数 (人)				1,426		
	延べ利用時間数 (時間)						

【見込量の確保の方策】

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【平成30年度 成果・課題】

屋外における移動が困難な利用者は年々増加しており、利用者は目標に対し、一人少ないものの、利用時間は1,426時間と目標を達成した。今後も、利用者のニーズは高く、利用者の増加に伴い、利用時間の増加が見込まれる。

任意事業

(1)訪問入浴サービス

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)				0	5	7
実績値	訪問入浴サービス				事業化		
	実利用者数 (人)						

【見込量の確保の方策】

在宅の身体障がい者で、障害者総合支援法で規定する居宅介護サービスや介護保険法で規定する訪問入浴介護、またその他の施策を利用して入浴することが困難な方を対象として事業が実施できるよう、令和元年度からのサービスの提供をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

身体障がい者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、事業の予算化を行い、令和元年度からの事業開始に向け、訪問入浴サービス事業実施要綱を作成し、平成31年4月から施行できるよう整えた。

(2)生活訓練等

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
生活訓練等		実利用者数 (人)	8	9	10	11	12	13
実績値	生活訓練等	実利用者数 (人)				10		

【見込量の確保の方策】

視覚障がい者を対象に、視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

【平成30年度 成果・課題】

実利用者は、平成27年度8人から平成30年度には10人に増加している。利用者は毎年継続して利用されており、既存の利用者は継続しつつ、今後も、利用者は増加していく傾向にある。

(3)日中一時支援

【年間実績及び見込量】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
日中一時支援事業		実利用者数 (人)	59	75	92	90	95	100
		延べ利用時間数 (時間)	2,930	3,724	4,652	4,600	4,900	5,200
実績値	日中一時支援事業	実利用者数 (人)				107		
		延べ利用時間数 (時間)				5,856		

【見込量の確保の方策】

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【平成30年度 成果・課題】

実利用者は、平成27年度に59人であったものが、年々増加しており、平成30年度は107人と、1.8倍も増え、これにあわせ、利用時間数も大幅に増加している。ともに目標を達成しており、今後も、利用ニーズが高いことから、増加していくと思われる。

5 第1期亀山市障がい児福祉計画の概要

第1期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（平成30年～令和2年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、2020年度末までに市町村において児童発達支援センターを1ヶ所以上設置することや、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを成果目標としています。また、令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを成果目標としています。

項目	数値	説明
【目標値】 R2年度末の児童発達支援センターの設置	1か所	2021年度の児童発達支援センターの新たな建設を視野に入れ、センター機能としてのソフト面の充実を図ります。
【目標値】 R2年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制の構築	1か所	
【目標値】 R2年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	児童発達支援事業所数
	2か所	放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 広圏域	近隣市も含めた広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

2024年度に建設予定の児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所となり、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。また、医療的ケアが必要な児を支援するため、三重大学小児トータルケアセンターや三重病院が事務局となり、近隣5市（津・鈴鹿・亀山・伊賀・名張）が研究会を立ち上げ、医療的ケアに係る課題の検討・情報共有などができる広圏域の協議の場を設置した。今後は、これと並行し、コーディネーターの配置を含めた市内部の連携体制強化に向けた場づくり等の検討を進める。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児支援

障がい児福祉サービスは、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。平成 30 年 4 月からは、重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が新たに創設されます。

児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	10	15	20	83	100	120
	利用者数（人／月）	2	3	4	10	12	14
実績値	給付時間（人日／月）	21	50	81	157		
	利用者数（人／月）	4	6	11	19		

医療型児童発達支援

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0	0	10
	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間（人日／月）	0	0	0	0		
	利用者数（人／月）	0	0	0	0		

放課後等デイサービス

区分		第 4 期計画・実績値			第 5 期計画・見込値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	給付時間（人日／月）	184	240	312	690	760	830
	利用者数（人／月）	23	30	39	55	60	65
実績値	給付時間（人日／月）	444	503	630	584		
	利用者数（人／月）	34	39	50	61		

【平成 30 年度 成果・課題】

【児童発達支援】

市内では、利用者のニーズが高く、平成 27 年度から年々増加し、平成 30 年度も、目標値に対し、ともに実績値は達成している。今後も、児童発達支援のニーズは高いことから、増加していくと思われる。

【放課後等デイサービス】

●利用者は、平成 27 年度に 34 人であったものが、平成 30 年度は 61 人と目標を達成し、増加に伴って市内の事業所も 6 か所となり、その内訳は、小学校への入学等により新規の利用登録が多くなっている。今後、新規登録者の継続的な利用に伴い、給付時間は増加していくと思われ、適切に対応できるよう、事業所と連携を図っていく。

保育所等訪問支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)	0	0	0	0	0	5
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1
実績値	給付時間(人日/月)	0	0	0	0		
	利用者数(人/月)	0	0	0	0		

居宅訪問型児童発達支援【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	元年度	2年度
目標値	給付時間(人日/月)				0	0	10
	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	給付時間(人日/月)				0		
	利用者数(人/月)				0		

障害児相談支援

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)	4	6	8	15	17	20
実績値	利用者数(人/月)	8	8	12	14		

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数【新規】

区分		第4期計画・実績値			第5期計画・見込値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	利用者数(人/月)				0	0	1
実績値	利用者数(人/月)				0		

サービスを確保するための方策

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とともに需要が高く、利用者が大幅に増えてきています。「児童発達支援」については、平成29年度に市内に初めて事業所が開設されました。今後、更なる需要に応えるため、事業所の新規参入を促すとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。

【平成30年度 成果・課題】

【障害児相談支援】

●計画相談を利用される児は、児に係るサービスの増加にあわせ年々増加しており、今後もその傾向は続くと思われる。児の相談支援を希望される利用者が支援を受けられるよう、事業所と連携を図りながら対応していく。また、保育所等訪問支援(鈴鹿2か所)や居宅訪問型児童発達支援(鈴鹿1か所)の事業所は市内にはなく、利用者のニーズを把握しつつ、事業所の参入を促していく。

8 鈴鹿・亀山障がい保健福祉圏域プラン

(か所)

施策項目	現状値 (H28)	目標値 (R2)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	34	36	34		
重度訪問介護	23	25	24		
同行援護	9	9	6		
行動援護	3	3	2		
重度障害者等包括支援	0	0	0		
生活介護	14	16	15		
療養介護	1	1	1		
短期入所	9	10	9		
共同生活援助	15	18	16		
自立訓練(機能訓練)	0	0	0		
自立訓練(生活訓練)	2	2	2		
就労移行支援	5	8	6		
就労継続支援(A型)	12	14	12		
就労継続支援(B型)	30	32	35		
就労定着支援		5	1		
総合相談支援	1	1	1		
地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	3	5	3		
計画相談支援	15	17	16		
児童発達支援	10	12	13		
放課後等デイサービス	20	23	30		
保育所等訪問支援	1	2	2		

第2次亀山市障がい者福祉計画事業管理シート

平成30年度		今後の方向性(令和元年度以降)	
基本目標	実施目標	取組内容	実績・成果
地域で安心して暮らせるまちづくり	めざす姿		
1 地域で安心して暮らせるまちづくり			
(1) 地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P29～34)			
①障がいと障がいのある人への理解の促進			
(1)-①-1	障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	10月のあいまいや12月の人権週間にあわせてヒューマンフェスティバルを開催し、障がい者支援団体等が参加することで市民との交流による啓発活動を行った。また、地域の支援者に対しては、全22地区の地域まちづくり協議会や福祉意識の向上に向け、シンポジウムの開催や地域訪問など、重層的に情報提供を行う。	あいまいやヒューマンフェスティバルなどにおいて、より多くの団体に参画していただけるよう働きかけを行い、また、地域の支援者等に対しても、共生社会の理念や福祉意識の向上に向け、シンポジウムの開催や地域訪問など、重層的に情報提供を行う。
(1)-①-2	障がい福祉制度の充実を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	12月の障害者週間にあわせ、広報かめやまにおいて、障がい者、介助者に対する福祉サービスを紹介する特集記事を掲載した。また、自立支援医療(更生、育成、精神障がい)について、制度の概要や申請書のダウンロード化など、HPに掲載した。	今後も、特に周知が必要と判断される制度(事業)は、広報かめやまにおいて特集記事により全体的に周知していくとともに、新規事業については、必要に応じて対象者への個別案内等、機会を捉えた情報提供に努めていく。
②ボランティア活動の推進			
(1)-②-1	住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなつて障がいのある人の支援につながっています。	1 ボランティアの育成と活動の支援 社会福祉協議会が行うボランティア講座等によるボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動が活発になるよう支援します。	地域におけるボランティアのしくみを地域に広げていけるよう、市と社協が連携し、地域支援を行っている。
(1)-②-2	障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っているよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っているよう、ピアカウンセリングの開催など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の活動を支援します。	共同募金配分金等の既存の支援は継続しつつ、対象となりにえる新規団体や既存の団体があれば、社協と連携し、活動の支援につなげていく。
(1)-②-3	地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がい者への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手の活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	青少年総合支援センターの支援員による相談対応を継続するとともに、地域全体で支える支援に向け、地域の福祉課題は地域で解決を試みるしくみづくりを市と社協と連携しながら進めていく。
③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発			
(1)-③-1	精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われていくことにより、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。	1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 企業における精神・発達障がいに関する正しい知識と理解を促進するため、亀山市雇用対策協議会の総会において、精神・発達障がい者サポートセンター養成講座(厚生労働省・三重労働局)の概要を紹介した。	精神障がいをはじめとした障がいについて、地域の支援者に正しく知識を深めてもらえるよう、普及・啓発活動に取り組み。
(1)-③-2	ひきこもりの理解を深める取組の推進 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。	2 ひきこもりの理解を深める取組の推進 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図るとともに、地域のつながりをいかした見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。	ひきこもりの就労支援等を考える会に引き続き参加し、関係機関と連携しながら、ひきこもりの実態把握に向けた調査方法の検討を進めていく。

平成30年度		今後の方向性(令和元年度以降)	
実施目標	実施方向	取組番号	めざす姿
基本目標	取組内容	<p>④虐待防止の啓発</p> <p>(1)-④-1</p> <p>(1)-④-2</p>	<p>虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。</p> <p>2 人権意識を高める啓発</p> <p>一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスティバルや街頭啓発など、あらゆる場を通して人権啓発を行います。</p>
			<p>児童虐待は、11月の児童虐待防止推進月間において、オレンジボンキヤンペーンにより児童虐待防止への関心や、窓口(あいあい)があることを知っていただけという啓発を行った。高齢者・障がい者に対する虐待の防止に向け、虐待に関する通報や情報提供があれば、ケース会議等を開催し、継続的に相談を受けられるよう、関係機関につないだ。</p> <p>12月の人権週間にあわせ「ヒューマンフェスティバル」の開催や、市内ジョシヒングセンターでの街頭啓発、また人権習字の募集・展示等の人権意識の向上に努めた。</p>
実績・成果	<p>虐待に関する窓口は、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は市(総合相談支援センターあいあい)、児童は、子ども支援Gとなっており、相談できる窓口機能があいあいに集約されており、各窓口において、対象となりえるような案件の相談があれば、周知を行っていく。</p> <p>今後も、ヒューマンフェスティバルの開催や街頭啓発、人権習字の募集・展示を継続的に実施し、人権の啓発に取り組んでいく。</p>	<p>市民や地域の支援者など、対象者に応じた周知・啓発に努めるとともに、既存の周知方法や媒体の内容について、より分かりやすく、関心と理解を深めていたという、工夫を行っていく。</p> <p>各市における地域資源や課題が異なる中で、既存の会議体に協議会の機能を付加させる方法も含め、協議会の設置に向けた検討を進めていく。</p> <p>三重市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づき職員対応要領について新規採用職員に対する研修をカピュラムに加えるなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施していく。</p> <p>今後も、あいあいまつりやヒューマンフェスティバルなどのイベントにおいて、障がい者への理解を深めていってほしいという声も聞かれます。関係団体だけでなく、地域住民が参加しやすいイベントとなるよう取り組んでいく。</p>	
取組内容	<p>10月に「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマとしたあいあいまつりを開催し、点訳体験等を実施した。また、12月の人権週間にあわせヒューマンフェスティバルにおいて、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブースの出展、講演会などを行い、約400人が参加し交流を深めた。</p> <p>障がい者スポーツ競技の全国大会等に参加された人に激励金の支給を行い、スポーツ大会参加の支援を行った。</p> <p>種目【ハルポール全国大会:100件】、【水泳全国大会:1件】</p>	<p>10月に「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマとしたあいあいまつりを開催し、点訳体験等を実施した。また、12月の人権週間にあわせヒューマンフェスティバルにおいて、中学生や高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブースの出展、講演会などを行い、約400人が参加し交流を深めた。</p> <p>障がい者スポーツ競技の全国大会等に参加された人に激励金の支給を行い、スポーツ大会参加の支援を行った。</p> <p>種目【ハルポール全国大会:100件】、【水泳全国大会:1件】</p>	
めざす姿	<p>1 障がい者差別解消に向けた啓発</p> <p>障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。</p> <p>2 障がい者差別解消のための体制整備</p> <p>地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができ体制を整えます。</p> <p>3 職員対応要領の研修</p> <p>窓口等において職員が障がい者に適切に対応できる窓口等において職員が障がい者による差別の解消を推進するよう、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。</p>	<p>1 障がい者差別解消に向けた啓発</p> <p>障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。</p> <p>2 障がい者差別解消のための体制整備</p> <p>地域の実情に応じた差別を解消するため、障がい者団体や相談支援事業所など、さまざまな関係機関が、情報共有や協議をすることができ体制を整えます。</p> <p>3 職員対応要領の研修</p> <p>窓口等において職員が障がい者に適切に対応できる窓口等において職員が障がい者による差別の解消を推進するよう、障がい者を理由とする差別の解消を推進する対応要領に基づいた研修を行います。</p>	
取組番号	<p>②交流イベント等の開催</p> <p>(2)-②-1</p> <p>(2)-②-2</p>	<p>1 交流イベントの開催</p> <p>障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。</p> <p>2 障がい者のスポーツ参加の推進</p> <p>障がい者が、スポーツイベントに参加できるよう環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。</p>	<p>1 交流イベントの開催</p> <p>障がい者への理解を深める機会として、あいあいまつり等、より多くの障がい者の参加を図りながら、交流を深められるイベントを開催します。</p> <p>2 障がい者のスポーツ参加の推進</p> <p>障がい者が、スポーツイベントに参加できるよう環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。</p>
実施目標	<p>(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P35～39)</p> <p>①障がい者差別解消に向けた取組の推進</p> <p>さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がい者を理由とする差別の解消の推進が進んでいます。</p> <p>(2)-①-1</p> <p>(2)-①-2</p> <p>(2)-①-3</p>	<p>①障がい者差別解消に向けた取組の推進</p> <p>さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がい者を理由とする差別の解消の推進が進んでいます。</p> <p>(2)-①-1</p> <p>(2)-①-2</p> <p>(2)-①-3</p>	

平成30年度		今後の方向性(令和元年度以降)	
実施目標	実施方向	取組内容	実績・成果
基本目標	めざす姿	<p>③福祉教育の推進</p> <p>さまざまな人が、互いに理解し合っており、生きていく共生社会の実現に向けた意識が高くなっています。</p> <p>(2)-③-1</p> <p>1 福祉教育推進助成事業の推進 より多くの児童・生徒が福祉教育を受けられるよう、社会福祉協議会による助成事業を行い、学校における地域交流や体験学習などを通して障がい者理解を深めます。</p> <p>(2)-③-2</p> <p>2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人とならぬ交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。</p> <p>(2)-③-3</p> <p>3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるように、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。</p>	<p>福祉体験等で体験したことや学んだことを他の場面で生かしたり、周りの生徒に還元していけるような場の設置を検討していく。</p> <p>今後は、社会福祉協議会や市の関係課などと講座内容などを調整しながら、実施を検討していく。</p> <p>学習会の参加について、より多くの保護者に参加していただけたよう促している。また、作品展の開催については、市民への効果的な情報発信に努める。居住地交流は、交流の実施時期や内容について、再度検討を行っている。</p>
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい、若福祉に関する取組の展開P40～45)	<p>①早期発見・早期治療の推進</p> <p>保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が発達に行われることにより、市民の健康が保たれています。</p> <p>(3)-①-1</p> <p>1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めることにも、支援が必要な児童には、関係部署と連携したフォローを行います。</p> <p>(3)-①-2</p> <p>2 発達障がいの子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭・地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。</p>	<p>今後、未受診者への受診勧奨や居住実態の把握について、市の関係部署が連携しながら継続的に行っていく。</p> <p>今後、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。</p>
②総合相談窓口の設置	多様な複合的な悩みや困りごとに対応できる相談体制が確立されています。	<p>1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の再構築を行います。</p> <p>(3)-②-1</p> <p>2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。</p> <p>(3)-②-2</p> <p>3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を、地域生活支援拠点の面的整備として整備します。</p>	<p>総合相談窓口においても、基幹相談機能の見直し・強化を進めることとしており、本市の相談支援に係る資源を踏まえ、鈴鹿市と調整を行っていく。</p> <p>障がい福祉サービスに関する情報は、現在、個々のサービス別で案内している。利用者は、各種サービスを重複して利用されている人が多く、障がい福祉サービスに特化した情報提供の一元化が必要である。</p> <p>相談支援体制の機能は、基幹相談支援センターにコーディネート機能を持たせることが最適であると考え、基幹として必要な機能について鈴鹿市と協議を行いつつ、見直しを進めていく。</p>

平成30年度		今後の方向性(令和元年度以降)	
実施目標		実績・成果	
基本目標	めざす姿	取組内容	
実施方向			
取組番号			
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム(保健・医療・福祉の総合的なしくみ)により、シームレス(切れ目のない)ケアが行われています。	<p>1 地域生活を支援するための関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者や関係機関が連携し、支援するための協議の場を設けます。</p> <p>2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。</p>	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、県や圏域の総務市と引き続きワーキングにおいて協議を進めながら、本市に必要な機能の検討を進めていく。</p> <p>本市におけるCSWや生活困窮者自立支援事業との有機的な連携に向けて、市を介した支援体制の強化を進めていく。</p>
④障がいのある人の家族支援	障がい福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。	<p>1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人やその家族の負担の軽減に努め、障がい者本人だけでなく、家族も孤立しないよう支援します。</p>	<p>新規事業を含め、障がいのある人やその家族に必要な障がいサービスの情報があれば、機会を捉えた情報提供に努める。</p>
(4)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開)46～52)		<p>①療育体制の充実 保健・医療・障がい福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がい児の支援体制の充実が図られています。</p>	
		<p>1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がいのある子どもを支援するため、個別・集団による療育事業や保育所・幼稚園・認定こども園との連携による巡回相談の充実を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの整備に向けた検討を行います。</p> <p>2 切れ目のない支援体制づくり 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。</p>	<p>個別に支援が必要な子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別及び集団の療育を行った(個別療育:7回、13人、集団療育:72回、33人)、保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:6回、CLM巡回指導:2回)。</p> <p>2024年度に建設予定の児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、近隣市を視察や市の情報共有等の協議ができる場を設け、検討を進めた。</p> <p>心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で輝やかに成長していけるよう支援を行った(相談件数:667件)。</p>
		<p>②医療的ケア児の支援の充実 医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。</p>	<p>今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に向けて取り組んでいく。</p> <p>今後は、これと並行し、コーディネート機能を含めた市内部の連携体制の強化に向けた場づくり等の検討を進めていく。</p>

平成30年度		今後の方向性(令和元年度以降)	
実施目標	実施方向	取組番号	取組内容
基本目標	めざす姿		
③障がい児の子育て支援の受入体制の整備			
		(4)-③-1	<p>1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育を受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組みるとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するたため、放課後デイサービスや放課後児童クラブの充実を図ります。</p> <p>2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。</p>
		(4)-③-2	<p>鈴鹿市には、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が2か所あるものの、市内には事業所がないのが現状である。個別に支援が必要な子どもとその家族には、保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:6園、三重県立子ども心身発達医療センター 理療療法士巡回指導:6園、CLM巡回指導:2園)。</p>
④特別支援教育の充実			
		(4)-④-1	<p>1 特別支援教育の充実 発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境を整えています。</p>
		(4)-④-2	<p>2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。</p>
		(4)-④-3	<p>3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じられるよう、卒業後の進学や就労に関する相談窓口の連携を行います。</p>
3 自立した生活のできる体制づくり			
(5)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～58)			
①就業準備支援の充実			
		(5)-①-1	<p>1 職場実習事業の活用促進 障がい者の就業訓練として、市の庁舎内で実施している職場実習事業の活用を促進を図ります。</p>
		(5)-①-2	<p>2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組めます。</p>
			<p>今後も、障がいがある人の就業訓練の場を提供できるよう、職場実習事業の内容を工夫し、図書館での司書体験など、さまざまな就業体験ができるメニューの充実を図っていく。</p> <p>事業者には、亀山市雇用対策協議会等において相談窓口の周知を行うつつ、障がいがある労働者に対しては、相談する場所・人が居ない場合は、市に連絡をもらい、市が必要に応じ関係機関につなぐ等、調整機能を持つよう努めていく。</p>
			<p>公立保育所・幼稚園、認定こども園において、障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点での介助等の必要性を判断したうえで、加配保育士や介助員など、必要な人員を配置し、児童が安心して過ごせる保育環境を整備した。</p> <p>鈴鹿市には、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が2か所あるものの、市内には事業所がないのが現状である。個別に支援が必要な子どもとその家族には、保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:6園、三重県立子ども心身発達医療センター 理療療法士巡回指導:6園、CLM巡回指導:2園)。</p> <p>発達障がい、等、特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を促進した。特に、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒は、同計画を全員作成するよう取り組んだ。</p> <p>特別支援教育コーディネーターを対象に、通常学級で行う特別支援教育に関する研修会を開催し、専門性の向上に取り組んだ。</p> <p>切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。</p>
			<p>非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるように準備態勢を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすくなるよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。</p> <p>三重県立子ども心身発達医療センターへの職員派遣を含めた連携を検討するとともに、障がい児が障がいがない児との集団生活に適応することができるよう、2021年度を目標に建設を進める認定こども園の機能の一つとして検討を進めていく。</p> <p>特別支援学級や通級指導を受け児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。</p> <p>特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう、適切な学びの場を検討する。</p> <p>特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう、適切な学びの場を検討する。</p> <p>切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。</p>

基本目標		実施目標		施策方向		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)	
平成30年度											
②雇用の場の確保											
多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加ができる環境を整っています。		めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-②-1	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加ができる環境を整っています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-②-2	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加ができる環境を整っています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-②-3	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加ができる環境を整っています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-②-4	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加ができる環境を整っています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-②-4	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加ができる環境を整っています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
③就労定着に向けた支援											
障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。		めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-③-1	障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			
(5)-③-2	障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。	めざす姿		取組内容		実績・成果		今後の方向性(令和元年度以降)			

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	実績・成果	今後の方向性(令和元年度以降)
					平成30年度		
(6)自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P59～66)	①障がい福祉サービスの充実	個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送れています。	(6)-①-1	障がい者のニーズを把握し、訪問入浴等の新たなサービスの検討を行い、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	身体障がい者、者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを目的として、事業の予算化を行い、平成31年度からの事業開始に向け、訪問入浴サービス事業実施要綱を作成し、平成31年4月から施行できるよう整えた。		事業の対象となる身体障がい者への個別案内等、地域における障がい者の安心した生活に寄与できるよう、新規事業の案内を検討する。
			(6)-①-2	2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	多様な手段による情報提供の向け、市ホームページにおける既存のページ(自立支援医療)を見直し、掲載情報と様式のダウンロード化を行った。また、窓口配置した手話通訳(1人)は、平成30年度延べ13件(実利用者5人)の利用があった。外部への派遣については、意思疎通支援事業により手話通訳者・要約筆記者を各1件派遣した。		障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を引き続き検討・実施していくとともに、意思疎通支援を必要とされる人の支援につながるよう、窓口における事業の利用案内等、周知を行っていく。
			(6)-①-3	3 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親つき後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。	面的整備型の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域の各都県において、相談体制や緊急時の対応方法などについて、施設関係者等と意見交換を行い、検討を進めた。		令和2年度までの計画期間内において、緊急時の受入や体験ができる機能を面的整備型で備えられよう、鈴鹿・亀山圏域における各都県で検討を進めるとともに、必要に応じて市内の事業所から聞き取り等を行い、亀山市に必要な機能となるよう、検討を行っていく。
			(6)-②-1	2 公共施設等のバリアフリー化の推進 施設等の建設において、ユニバーサルデザインの適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。	布気小野線において縦断勾配に配慮した歩道新設整備(215m)に当たり、歩道の新設することにより歩車道が分離され、歩行者等の交通安全に効果が得られた。また、移動しやす歩道に配慮した横断勾配で整備することができた。		今後、R元年度は西野公園における便所建替工事(1棟)、R2年度は便所建替工事(1棟)を予定しており、実施に当たり、ユニバーサルデザインに配慮できるよう、設計していく。
			(6)-②-2	3 道路等の安全確保の整備 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	布気小野線において縦断勾配に配慮した歩道新設整備(215m)に当たり、歩道の新設することにより歩車道が分離され、歩行者等の交通安全に効果が得られた。また、移動しやす歩道に配慮した横断勾配で整備することができた。		市内の道路の新設や改良を行う際に三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮し、安全で快適に利用できるように配慮した構造を検討し、整備に努める。また、既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損箇所の早期発見と修繕に努めていく。
②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせる、障がいのある人が積極的に関与に参加する姿がみられます。	(6)-②-1	1 亀山駅周辺整備に伴うバリアフリー化の推進 亀山駅周辺の整備において、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。	市街地再開発事業により整備する施設建築物について、亀山駅周辺地区・2ブロック市街地再開発準備会により実施多基本設計への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設建築物の考え方について整理した。		亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合により実施する施設建築物の実施設計や公共施設(道路・駅前広場)の詳細設計への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した設計を行うとともに、施設整備を実施する。今後、R元年度はR元年度、施設建築物実施設計、公共施設(道路、駅前広場)詳細設計、R2～3年 施設建築物・公共施設工事	
		(6)-②-1	2 公共施設等のバリアフリー化の推進 施設等の建設において、ユニバーサルデザインの適正利用等、優しさと思いやりのある行動を促します。	西野公園便所建替勘設計業務(2棟)の実施に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいたバリアフリー対応便所を計画することができた。		今後、R元年度は西野公園における便所建替工事(1棟)、R2年度は便所建替工事(1棟)を予定しており、実施に当たり、ユニバーサルデザインに配慮できるよう、設計していく。	
		(6)-②-2	3 道路等の安全確保の整備 道路の整備は、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理等、歩行者の安全確保に努めます。	布気小野線において縦断勾配に配慮した歩道新設整備(215m)に当たり、歩道の新設することにより歩車道が分離され、歩行者等の交通安全に効果が得られた。また、移動しやす歩道に配慮した横断勾配で整備することができた。		市内の道路の新設や改良を行う際に三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、設計時において勾配や段差の解消・点字ブロックや縁石の設置等に配慮し、安全で快適に利用できるように配慮した構造を検討し、整備に努める。また、既存の道路については、定期的な点検を実施し、破損箇所の早期発見と修繕に努めていく。	
		(6)-②-3	4 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	バリアフリーに配慮した民間住宅(24戸)を借上げ、公営住宅として、障がいがある人が安全で快適に暮らせる環境づくりに取り組んだ。		今後も、障がいがある人の入居を想定し、バリアフリーに配慮した民間住宅を公営住宅として確保できるよう、継続的に取り組んでいく。	
		(6)-②-4	5 有効な情報提供手段の導入 障がい者の有無を問わず情報を得られ、必要な人に確実に届くよう、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応等、情報提供の充実を図ります。	広報研修(9月27～28日実施)において、ウェブアクセシビリティに関する説明を行い、対応の促進を図った。また、個々のウェブページの更新時等に、対応が不十分な箇所があった場合は、その都度、担当Gとともに、当Gでも修正を行った。		引き続き、職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティへの理解・対応の徹底を図っていく。	

平成30年度		今後の方向性(令和元年度以降)			
実施目標	実施方向	取組番号	めざす姿		
基本目標	施策方向	取組内容	実績・成果	<p>平成30年度</p>	
					<p>③防災・安全対策の充実</p> <p>防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。</p>
					<p>(6)-③-1</p>
					<p>(6)-③-2</p>
<p>(6)-③-3</p>					
<p>④権利擁護対策の充実</p> <p>成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。</p>	<p>① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</p> <p>権利擁護支援の必要な人の発見・支援。早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを検討します。</p> <p>② 成年後見制度の利用の促進</p> <p>成年後見制度の積極的な情報提供を行い、制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議します。</p> <p>③ 日常生活自立支援事業の充実</p> <p>判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。</p> <p>④ 虐待防止による権利利益の擁護</p> <p>関係各室、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。</p>	<p>成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。</p> <p>(6)-④-1</p> <p>(6)-④-2</p> <p>(6)-④-3</p> <p>(6)-④-4</p>	<p>今後、他の市の制度利用に係る要綱等を参考とし、本市における要綱の在り方や、中核機関設置に向けた検討について、関係機関と情報を共有しながら、構築に向け取り組んでいく。</p> <p>本市における成年後見制度に係る窓口は、地域包括支援センターが中心となっており、高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行うしていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していく必要がある。</p> <p>今後も、知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、事業を市が補助する等し、継続させていく。</p> <p>障がい者の虐待の窓口機能の強化に向けた検討を進める。また、今度も、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に行っていく。</p>		
<p>③防災・安全対策の充実</p> <p>防災訓練や地域が実施する防災訓練時に、障がいがある人が参加できるように、避難行動要支援者名簿の活用や避難訓練に工夫を加えながら、障がいがある人を想定した訓練内容となるよう努めていく。</p> <p>避難行動要支援者名簿の管理を現在、エクセルで行っているが、入力誤りやデータの維持管理に時間を要しており、データ管理の方法を見直す必要がある。また、福祉総務Gと防災安全Gとが連携し、当該名簿の利活用に向けた検討を進めていく。</p> <p>備蓄している避難生活用具の適正な維持管理に努めていく。福祉避難所は、新規確保に向けて取り組むとともに、障がいがある人が身近な福祉避難所を速定できるように、関係機関・団体、市内の社会福祉施設との協議を進めていく。</p>	<p>防災訓練や地域が実施する防災訓練時に、障がいがある人が参加できるように、避難行動要支援者名簿の活用や避難訓練に工夫を加えられた訓練内容等、障がいのある人を想定した訓練を実施するよう周知した(平成30年度は、総合防災訓練未実施)。</p> <p>平成29年度に再構築した避難行動要支援者名簿の更新に取り組んだ。また、和地区等、地域の防災訓練において当該名簿を活用した訓練が行われている。</p> <p>備蓄している避難生活用具の適切な維持管理に努めることと、新規に防災倉庫を設置した川崎小学校では、リカーやスマートフォン・パーカー(簡易担架)、災害用トイレなど、障がいに対応した用具の配備に努めた。</p>	<p>防災訓練や地域が実施する防災訓練時に、障がいがある人が参加できるように、避難行動要支援者名簿の活用や避難訓練に工夫を加えられた訓練内容等、障がいのある人を想定した訓練を実施するよう周知した(平成30年度は、総合防災訓練未実施)。</p> <p>平成29年度に再構築した避難行動要支援者名簿の更新に取り組んだ。また、和地区等、地域の防災訓練において当該名簿を活用した訓練が行われている。</p> <p>備蓄している避難生活用具の適切な維持管理に努めることと、新規に防災倉庫を設置した川崎小学校では、リカーやスマートフォン・パーカー(簡易担架)、災害用トイレなど、障がいに対応した用具の配備に努めた。</p>	<p>総合防災訓練や地域が実施する防災訓練時に、障がいのある人が参加できるように、避難行動要支援者名簿の活用や避難訓練に工夫を加えながら、障がいがある人を想定した訓練内容となるよう努めていく。</p> <p>避難行動要支援者名簿の管理を現在、エクセルで行っているが、入力誤りやデータの維持管理に時間を要しており、データ管理の方法を見直す必要がある。また、福祉総務Gと防災安全Gとが連携し、当該名簿の利活用に向けた検討を進めていく。</p> <p>備蓄している避難生活用具の適正な維持管理に努めていく。福祉避難所は、新規確保に向けて取り組むとともに、障がいがある人が身近な福祉避難所を速定できるように、関係機関・団体、市内の社会福祉施設との協議を進めていく。</p>		
<p>④権利擁護対策の充実</p> <p>成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。</p>	<p>本年度は、事業の準備がなかったものの、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行った。</p> <p>総合相談支援センターあいににおける窓口を中心として、成年後見制度の情報が必要とされる人に情報提供を行った。法人後見は、近隣の鈴鹿市に法人後見制度の概要等について情報収集を行った。</p> <p>知的・精神障がいがある人が、地域において生活できるよう、日常生活自立支援事業における生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWとなぎ支援する等を行った。</p> <p>警察や司法書士、市の関係機関が参加する高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を3月に開催し、本市における虐待の状況や対応について、関係者との情報共有を行った。</p>	<p>本年度は、事業の準備がなかったものの、成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行った。</p> <p>総合相談支援センターあいににおける窓口を中心として、成年後見制度の情報が必要とされる人に情報提供を行った。法人後見は、近隣の鈴鹿市に法人後見制度の概要等について情報収集を行った。</p> <p>知的・精神障がいがある人が、地域において生活できるよう、日常生活自立支援事業における生活支援員がサポートをし、日常生活における福祉課題があれば、CSWとなぎ支援する等を行った。</p> <p>警察や司法書士、市の関係機関が参加する高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を3月に開催し、本市における虐待の状況や対応について、関係者との情報共有を行った。</p>	<p>今後、他の市の制度利用に係る要綱等を参考とし、本市における要綱の在り方や、中核機関設置に向けた検討について、関係機関と情報を共有しながら、構築に向け取り組んでいく。</p> <p>本市における成年後見制度に係る窓口は、地域包括支援センターが中心となっており、高齢者と障がい者の部署が連携を図った情報提供を行うしていく必要がある。また、法人後見制度は、中核機関の設置にあわせ、一体的に整理していく必要がある。</p> <p>今後も、知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、事業を市が補助する等し、継続させていく。</p> <p>障がい者の虐待の窓口機能の強化に向けた検討を進める。また、今度も、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催し、関係機関との情報共有を継続的に行っていく。</p>		

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(教育委員会 生涯学習課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度												
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。												
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。												
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本理念</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市</p> </div> <div style="width: 60%;"> <table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">めざす姿</th> <th style="text-align: center;">基本施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 1 まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」 </td> <td style="background-color: #f9cb9c; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #a2d4c9; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 2 子育てを楽しみ、子育てを支える「学び」 </td> <td style="background-color: #a2d4c9; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8c8e0; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 3 地域に根差した人材を育む「学び」 </td> <td style="background-color: #c8c8e0; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #a2d4a2; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 4 地域を愛し、亀山を誇れる「学び」 </td> <td style="background-color: #a2d4a2; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #a2a2a2; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 5 自らを高め、ともに高めあう「学び」 </td> <td style="background-color: #a2a2a2; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり </td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	めざす姿	基本施策	1 まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」	1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築	2 子育てを楽しみ、子育てを支える「学び」	1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化	3 地域に根差した人材を育む「学び」	1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携	4 地域を愛し、亀山を誇れる「学び」	1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築	5 自らを高め、ともに高めあう「学び」	1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり
めざす姿	基本施策												
1 まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」	1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築												
2 子育てを楽しみ、子育てを支える「学び」	1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化												
3 地域に根差した人材を育む「学び」	1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携												
4 地域を愛し、亀山を誇れる「学び」	1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築												
5 自らを高め、ともに高めあう「学び」	1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり												

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	地域における歴史文化の学びの機会への参加者総数	人	3,461	1530	4,700
2	年度ごとの家庭教育出前講座受講人数	人	941	619	1,270
3	中央公民館出前教室における地域の魅力や課題をテーマとした講座等の開催地数	地区	12	22	22
4	市民大学における自然との共生を軸とした持続的発展のための講座数	講座	未実施	0	2
5	市民大学や公民館による地域課題解決のために講座を契機に結成された地域活動団体数	団体	未実施	0	3

計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材キラリ育成事業推進委員会において、学びの成果を地域に生かすため、新しい学びの場について検討を行った。 ・地域社会に求められる図書館像について検討するため、市民ワークショップを開催した。(年4回) また、新図書館設置の状況を広く市民に周知するため、ニュースレターを年6回発行した。 ・社会教育委員会において、家庭教育支援のため、子育て家庭への応援メッセージについて検討を行った。また、市内幼・保育園において、家庭教育出前教室を開催した。 ・全ての小学校区で地域の特色を生かした放課後子ども教室が実施された。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの成果を地域に生かすことのできる「かめやま人キャンパス」のカリキュラムを策定した。また、学びの情報の一元化として「亀山学びのガイドブック」を発行した。 ・市民ワークショップや図書館整備推進委員会の意見をまとめた、亀山市立図書館整備基本計画及び基本設計を策定した。 ・家庭教育支援のための子育て家庭への応援メッセージとして「亀山お茶の間10選(実践)」の素案を策定した。 ・放課後子ども教室の実施により地域で子どもの体験学習や、大人の交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所づくりが推進された。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの成果を地域課題の解決に生かすことができるよう、かめやま人キャンパスのカリキュラムを作成したことにより、次年度より地域へ行かせる学びの展開が一層推進されることが期待できる。 ・各地区への出前教室や、放課後子ども教室、家庭教育出前講座など、市民の身近な場所での学習機会を多数提供することができた。

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの情報の一元化については、「亀山学びのガイドブック」を作成し、市域で行われる一部の学びの情報を取りまとめることができたが、市の各部局で開催される学びの機会を網羅するには至らなかった。
--------	--

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する有識者で組織される各種会議や、市民の意見聴取を行いながら、学びの情報の一元化や、「亀山お茶の間10選(実践)」の普及啓発に努め、学びによる生きがいの創出を推進していく。
--------	---

亀山市文化振興ビジョンに関する実績等報告書(平成30年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 3 年度
位置付け	本ビジョンは、文化芸術基本法に基づき、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化施策の方向性を体系化して示した文化施策分野にかかる計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「文化芸術の振興と文化交流の促進」と深く関わるものである。
目的・概要	すべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができるまちづくりが求められている。本ビジョンは、これまで培われてきた伝統の文化を継承・発展させ、さらに磨きをかけることにより、それらの輝きが個性を持ちながらも、調和し、高め合い、魅力ある文化を創造していくよう取組を進めるものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>文化振興によりめざましまちの姿</p> <p>文化振興の基本方針</p> <p>「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展 いせのくに亀山・文化創造都市</p> <p>だれもが輝くクオリティオブライフ</p> <p>文化による創造と交流のまち</p> <p>個性を生かした魅力あふれるまち</p> <p>次世代を育み継承するまち</p> </div> <div style="flex: 2; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p style="text-align: center;">文化振興のための施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)文化芸術の振興と市民文化活動の活性化 (2)文化交流の促進と知の拠点の整備充実 (3)歴史文化遺産の保存と活用 (4)伝統芸能の継承と活用 (5)文化的な景観の保全 (6)次世代を担う人づくり (7)生活文化の充実 (8)データベース化と情報発信 (9)文化と産業経済の融合 </div> <div style="flex: 1; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">文化の見える化プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かめやま文化年」プロジェクト 「歴史的風致のまちづくり」プロジェクト 「未来に羽ばたく人づくり」プロジェクト </div> </div>

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>「かめやま文化年2017」の関連事業実施団体による成果報告や、文化年関係者等へのアンケートを実施し、「かめやま文化年2017」の検証を行った。そして、その検証結果をふまえ、かめやま文化年プロジェクトの集大成となる「かめやま文化年2020」の実施計画の検討を行った。</p> <p>市民俳句会、市民川柳大会、また公募による5部門の市美術展を開催した。市美術展では、中村晋也先生の作品のほか、伊賀市、甲賀市との交流作品の展示も行った。</p> <p>文化会館の施設整備については、大ホールの空調設備の改修工事を実施した。</p>
成果	<p>「かめやま文化年2017」の検証をもとに「かめやま文化年2020」では、既存イベント等に工夫を加え亀山市の文化を市外・県外へ発信するものや、様々な人や団体が文化に触れ、交流できる事業の実施に向けた検討ができた。</p> <p>また、市民が日ごろの活動の成果を発表できる機会や、優れた芸術作品を鑑賞できる機会を設けることで、活動意欲が高まり、創作活動につながった。</p> <p>さらに、文化の拠点の核となる文化会館の施設整備を行い、利用者の安全性、利便性の向上につながった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市、文化会館、文化関係団体等が協力して市民が日ごろの活動の成果を発表できる機会を設けることで、文化の振興を図り、様々な人や団体が文化に触れ、交流できる機会を増やした。</p> <p>文化を通じた人と人との交流や団体間での交流、他市町との交流など、文化交流の促進につながった。</p>



反省点・課題	<p>文化会館や文化関係団体と連携を図り、文化に触れる機会を充実させていくとともに、今後文化芸術活動を担う人材の育成が必要である。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>亀山市の文化力を高めるため、かめやま文化年プロジェクトの集大成となる「かめやま文化年2020」を実施し、市民が文化活動に関わる機会を創出する。</p> <p>また、市の文化政策を推進していくため、条例の策定を目指す。</p>
--------	---

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化芸術の振興	文化芸術に関する広報啓発活動の充実	文化共生G	引き続き、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。	文化に関する行事やイベントの後援を行い、開催内容をホームページ等で周知した。また、国や県からの助成制度についても、関係団体に周知した。文化に関する行事・イベントの後援件数：18件	市のホームページ等を有効に活用し、文化に関する行事やイベント等の情報発信を積極的に行う。	引き続き、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。
	文化芸術に関する講演会などの開催	文化共生G	今後も文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催する。	亀山市美術館の開催期間中に、子供から大人まで幅広い層に文化芸術に触れていただく機会として絵手紙作家による特別講座を開催した。 特別講座：「ことももから大人まで絵手紙教室」参加者数：18名	市民が興味を引き、参加したくなるような文化芸術の振興につながる講演会を企画する必要がある。	今後も文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催する。
	文化芸術に関する講座、教室の充実	社会教育G	生涯学習計画に基づき今後も、地域の歴史をテーマとした講座を継続的に実施していく。	サンデーヒストリーや教養講座、各地域での出前文化講座など、17の歴史関係講座を実施した。	生涯学習計画に基づき地域の魅力発信を図るため継続的な実施を行う。	生涯学習計画に基づき今後も、地域の歴史をテーマとした講座を継続的に実施していく。
	参加体験型の文化芸術事業の推進	文化共生G	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。	亀山市文化会館の自主文化事業として、市や市内の文化芸術団体が参加できる参加・育成型の事業や、小・中学校等へアウトリーチが実施された。 参加・育成型の自主文化事業開催数：14事業	将来の文化を担う人材の育成のため、引き続き、市民参加・育成型の事業や小中学校へのアウトリーチを実施する必要がある。	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。
優れた文化芸術に触れる機会の提供	さまざまな年齢層に配慮した、多様なジャンルの文化芸術事業の推進	文化共生G	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。(クラシック音楽、演歌、子ども向け催し物、コンサート、映画など)	亀山市文化会館の自主文化事業として、音楽や子供向けの催し、コンサート等が実施された。 自主文化事業開催数：23事業	引き続き、幅広い客層が文化芸術に触れることができるよう、多様なジャンルの事業を開催する必要がある。	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。(クラシック音楽、演歌、子ども向け催し物、コンサート、映画など)
	文化芸術公演などにおける手話、字幕などの整備促進	文化共生G	文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示する。	文化会館フェスタ2018の舞台発表において、発表団体や演目等の字幕をプロジェクターに投影した。	文化会館の自主事業において、手話や字幕の整備を促進する必要がある。	今後も文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示する。
	学校や福祉施設などにおけるアウトリーチ活動の推進	文化共生G	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。(学校における発声、合唱指導など)	亀山市文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動が実施された。 アウトリーチ活動実施数：4事業	優れた文化芸術に触れる機会として、引き続き、アウトリーチ活動を様々な場所で実施していく必要がある。	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。(学校における発声、合唱指導など)
	県や周辺市町の文化施設などとの連携による文化芸術鑑賞機会の提供	文化共生G	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。	亀山市美術館の特別展において、伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の取組の一環として、亀山市美術館、甲賀市美術館、伊賀市美術館の入賞作品の展示を行った。	今後も周辺市町や文化施設と連携して、優れた文化芸術を鑑賞できる機会を提供する必要がある。	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。

文化芸術を担う人材の育成	文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設	文化共生G	文化振興祭例の制定のための準備を進めるとともに、顕彰制度の創設に向けて、引き続き検討を行う。	検討委員会での検討を行う中で、文化振興祭例の制定に併せて検討することとした。	文化振興祭例の制定に併せて、具体的な対象者の選定方法や、顕彰の基準について検討が必要である。	文化振興祭例の制定のための準備を進めるとともに、顕彰制度の創設に向けて、引き続き検討を行う。
	文化芸術活動を支える人材の育成	文化共生G	今後文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう支援する。	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を行い、市内の小学校(川崎小・日川小・関小・東小・井田川小)へプロの奏者や市内の劇団などを派遣し、児童生徒に本格的な音楽や講演に触れていただく貴重な機会となった。	文化芸術を支える人材の育成のため、引き続き、アウトリーチ活動や市民参加型事業を行い、将来文化を担う人材を育成する必要がある。	今後文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう支援する。
	芸術家に市内に滞在してもらい、創作活動の場を提供するアーティスト・イン・レジデンスの検討	文化共生G	協働事業提案制度の活用など、市民の自主企画による活動を支援するとともに、アーティスト・イン・レジデンスの実施を支援する。	周辺自治体の実施状況等を情報収集し実施の可能性の検討した。(伊賀市風土のふれあい芸術祭 in 伊賀 実行委員会) 毎年実施、鳥羽市商工会議所(2017で実施)	市内に滞在できよう、当市の芸術文化の更なる向上とともに、活動できる場の確保が必要である。	他市の事例を情報収集しながら、アーティスト・イン・レジデンスの実施の支援を検討する。
	生涯学習人材バンクの普及と活用	社会教育G	生涯学習計画に基づき学び手から学びの提供者への転換の方策として、人材バンクを周知していきたい。	平成30年度は12園で実施し、認定子ども園、保育園、幼稚園と様々な場所での利用が図られた。	保育園・幼稚園・認定子ども園には十分に浸透しているが、講師の固定化があり、固定している講師以外での依頼が少なくなっている。	生涯学習計画に基づき学び手から学びの提供者への転換の方策として、人材バンクを周知していきたい。
スポーツ文化の振興	スポーツ文化に関する情報提供の充実	スポーツ推進	スポーツの重要性を市民に認識してもらえよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。	イベントや各種教室の開催について、市広報やホームページ等で情報提供を行った。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえよう、引き続き、情報提供を行う必要がある。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。
	総合型地域スポーツクラブへの支援	スポーツ推進	たれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組みることのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化するように、補助金による財政支援及び助言を行う。	活動に対する助言等を行ってきた結果、「ENJOYかめ亀クラブ」が市からの財政支援を必要とせず、会費による自己資金で活動を行えるようになった。	地域でのスポーツ環境を整備するため、引き続き、総合型地域スポーツクラブに対する支援が必要である。	たれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組みることのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化するように助言を行う。
	スポーツ事業と文化事業の連携の検討	スポーツ推進	スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。	江戸の道シテイマラソンの開会式において、市の伝統芸能である葛葉太鼓の演奏を行った。	スポーツと文化が融合可能な事業を検討する必要がある。	スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
世代間交 流の促進	地域の伝統行事や学校行事などを活用した、文化を通じた世代間交流の促進	文化共生G	かめやま文化年2020の中で、世代間交流が促進される事業を展開するため、市民文化祭の在り方や、若い世代が参加できる手法について検討を進める。	かめやま文化年2020プロジェクト推進委員会を3回開催して、子供から大人まで関わられる事業の検討を実施した。また、芸術文化協会では芸文祭において子供向けのイベントを実施し、世代間の交流を行うことができた。	地域や学校を巻き込んだ交流の促進が必要である。	かめやま文化年2020の中で、文化を通じた世代間交流の検討を進める。
	教育支援G	教育支援G	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用して、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人との交流を図る。	地域人材を活用した地域の伝統芸能(かんこ踊り、いのこ、神輿など)や技術(紙すき、短歌と俳句、書道等)を学ぶことを通じて、地域の人との交流をした。	引き続き、世代間交流の場の一つとして、学校行事や地域交流の場を活用する必要がある。	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用して、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人との交流を図る。
	文化施設や公民館等における世代間交流を進める事業の推進	文化共生G	かめやま文化年2020において、各地域で世代間交流を深めることのできる事業が展開されるよう検討する。	かめやま文化年2020プロジェクト推進委員会を3回開催して、子供から大人まで関わられる事業の検討を実施した。文化会館の自主文化事業で、子供向けの体験型事業などを行い、世代間交流を深める事業が実施された。	引き続き文化会館において世代間交流を深める事業を展開していく必要がある。	文化会館と協力して世代間交流を深める事業を展開していく。
	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる講座を提供していく。	社会教育G	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる講座を提供していく。	平成30年度は実施していないが、市民会議等において地域や外部団体も参加した、「サマーカーヤンプ」を実施し、世代間での交流を行うことができた。	今後も継続して実施を行う必要がある。	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる機会を提供していく。
地域間交 流の促進	周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実	文化共生G	伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の取組を活用し、美術展の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。	亀山市美術展において、「いこか連携プロジェクト」として美術展の相互展示を実施するとともに情報交換を実施した。	今後も継続して実施を行う必要がある。	伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の一環として、美術展の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。
	政策調整G	政策調整G	平成30年度日本武尊・白鳥伝説三市交流事業を開催し、市民同士の交流促進を図る。 【開催日】平成30年10月14日(日) 予定 【場所】羽曳野市内 【内容】日本武尊に係る講演、白鳥陵の見学等	日本武尊・白鳥伝説交流事業を羽曳野市で開催し、日本武尊・白鳥伝説の歴史・文化にふれるイベントを通じて、交流会を開催した。 開催：10/14 参加者：29人(亀山市民) 内容：講演『スーパースター歌舞伎で描かれた「ヤマトタケル」』 白鳥陵、峯ヶ塚古墳、峯塚管理棟の見学 「はびきののタケ」見学	隔年で行っている日本武尊・白鳥伝説三市交流事業に関して、参加者は高齢者や市民が多く、これからのまちづくりや市民交流を担う若い世代を含めた幅広い年代が参加できるような交流事業を企画検討する必要がある。	次年度の亀山市での交流事業の開催に向け、羽曳野市・御所市との三市で調整し、事業を検討する。
	文化団体同士の交流機会の充実	文化共生G	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の取組みを支援する。	各団体に対して支援を実施し、文化団体同士の交流の機会を提供した。	文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会が、高齢化や若い手不足により登録団体が減少傾向にある。	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の取組みを支援する。

国際交流の促進	外国人住民が日本語を習得できる機会を確保し、やさしい日本語の普及によるコミュニケーションの普及	市民協働G	今年度も亀山日本語教室を開催し、外国人住民が日本語を習得する機会を設けた。また、かめやま出前トークを活用し、亀山日本語教室の学習者に対し「廃棄物対策グループ」の職員からやさしい日本語を使用した「ゴミの分別教室」及び「総合環境センター内の見学会」を実施した。外国人学習者へ亀山市のゴミ分別について学習する機会を設けたことで、正しく分別できるようなったことに加え、わからない時は近くの人に日本語で尋ねるようコミュニケーションの普及に努めた。	今年度も外国人住民が日本語を習得できるように、多くの外国人が日本語を習得することや多国籍化が進むことが予想されるため、今後も外国人住民が日本語を習得できる機会を確保する必要があるが、日本語を教えるスタッフが不足している。また、多言語への対応策の一つとしてやさしい日本語を普及していく必要がある。	今後外国人住民が日本語を習得できるように、日本語教室を開講するとともに、日本語教室の受入れ体制の充実を図るために、日本語を教えるスタッフの増員確保に向け、講座を開講する。また、多言語への対応策の一つとしてやさしい日本語の普及に努める。
外国人住民に対する情報提供の充実と、まちづくりへの積極的な参加の促進	外国人住民が日本語を習得できる機会を確保し、やさしい日本語の普及によるコミュニケーションの普及	市民協働G	職員が、行政用語等を外国人住民が理解できるやさしい日本語に変換できるように、各掲載事項の詳細を勉強する。	入管法の改正により、多くの外国人が入国し、亀山市に転入することや多国籍化が進むことが予想されるため、今後も外国人住民が日本語を習得できる機会を確保する必要があるが、日本語を教えるスタッフが不足している。また、多言語への対応策の一つとしてやさしい日本語を普及していく必要がある。	新たな試みとして、三重県の国際交流員(CIR)の出前講座を活用し、日常業務で利用できるやさしい日本語についての職員研修を実施する。
文化施設の計画的な整備とそれぞれのコンセプトに応じた機能の充実	文化施設におけるバリアフリー化の推進	図書館	「かめやまニュース」を活用し図書の紹介する。また、外国語書籍のブックリストの作成を行い、館内やイベントで配布する。	外国語書籍のニーズ把握や書籍の流通情報の収集に努めること。	かめやまニュースへの図書紹介を継続実施する。また、外国語書籍も意識して購入する。
文化施設の事業運営への市民参画の促進	文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化共生G	文化会館大ホール空調設備改修工事を実施する。	引き続き、利用者ニーズに応じた施設整備を行う必要がある。	文化会館大ホール舞台電動巻上機・ワイヤロープ取替工事を実施する。
文化施設の事業運営への市民参画の促進	文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化共生G	文化会館大ホール空調設備改修工事を実施する。	引き続き、運営委員会への市民参加を促進し、事業運営等に対する意見を求める必要がある。	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する。
身近な文化芸術活動の場の提供	コミュニティセンターをはじめ公共施設の有効活用による、文化芸術の場の拡大	文化共生G	既存の展示スペースを有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら市民や文化団体にPRする。	展示スペースのみではなく、文化会館を活動の場として有効活用できるよう、市民や文化団体に周知する必要がある。	文化会館を活動の場として有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら市民や文化団体にPRする。
身近な文化芸術活動の場の提供	学校施設の開放や空き家などの活用の検討	文化共生G	文化会館を拠点に活動している文化団体から57名のボランティアを確保し、受付や客席案内で活用した。	引き続き、空き家等の活用方法について、検討する必要がある。	身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用を検討する。
公共施設におけるアートリソースの提供	公共施設におけるアートリソースの提供	文化共生G	文化会館の市民ロビーや市民協働センターからなどにおいて、市民団体によりアートリソーススペースとして活用された。	引き続き、アートリソース活動が実施できるスペースを公共施設において確保するとともに周知を図る必要がある。	公共施設におけるアートリソース活動が実施できるよう、継続して周知を図る。

<p>知の拠点 のネット ワークづく り</p>	<p>文化施設間における情報の共有化 と事業連携の促進</p> <p>県や近隣市町の文化施設との広域 連携や機能分担の促進</p>	<p>文化共生G</p>	<p>市内の文化施設がより多くの市民に利 用してもらえるよう、相互の施設間の 連携を促進する。</p> <p>文化会館と県や周辺市町の文化施設な どが連携して、自主文化事業の内容を 充実させるとともに、施設間での情報 交換を進める。</p>	<p>各施設の資料の配架やポスター掲示等 依頼などを行った。</p> <p>文化会館職員が県や周辺市町の文化施 設等が参加する会議等に出席し、自主 文化事業に関する情報交換などを行っ た。</p>	<p>より多くの市民に利用してもらえよ う、施設間の連携を深める必要があ る。</p> <p>引き続き、県や周辺市町と連携して、 様々な助成事業に応募し、自主文化事 業の内容を充実させていく。</p>	<p>市内の文化施設がより多くの市民に利 用してもらえるよう、相互の施設間の 連携を促進する。</p> <p>文化会館と県や周辺市町の文化施設な どが連携して、自主文化事業の内容を 充実させるとともに、施設間での情報 交換を進める。</p>
--------------------------------------	---	--------------	--	--	--	--

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化財などの適切な保存及び活用	文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成 文化財などの保存状況の定期的な点検の実施と、必要に応じて修復を行なうなど保存の推進	まちなみ文化財G まちなみ文化財G	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。 酒直文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。	文化庁へ職員1名を研修派遣し、各種研修会へ参加させた。 警報発令後等に、職員による文化財パトロールを実施した。所有者等の求めに応じ、修復工事等に対する支援を行った。	引き続き文化庁へ職員を研修派遣。各種研究への参加を継続する。派遣した職員を関係部署に配置し、研修成果を現場へ還元する。 文化財所有者等への支援を拡充するとともに、さまざまな文化財分類に応じた職員の専門的知識の習得が必要である。	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。
歴史的なまちなみの保存	歴史文化遺産保全活用推進員(ヘリテージマネージャー)の育成 東海道関宿の重要伝統的建造物群保存地区における適切な保存・修理・修景の推進 亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進	まちなみ文化財G まちなみ文化財G まちなみ文化財G	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。 事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。 整備した旧佐野家住宅の公開活用を努める。	求めに応じて研修会へ市職員を講師として派遣した。関宿伝建地区内で協働して修理現場公開事業を行った。 伝統的建造物保存修理事業を実施した。 整備した旧佐野家住宅の公開活用を開始した。	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。 計画的な事業の推進、継続が必要。 整備した歴史建造物をつなぐ街道の整備等について、引き続き関係部署との協議を行う。	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。 事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。 整備した旧佐野家住宅の公開活用について、地元まちづくり協議会等と活用内容等について協議する。
歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進	まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史施設を利用したイベントの支援 歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信 歴史文化遺産を活用した郷土学習の充実	まちなみ文化財G 農業G 歴史博物館 歴史博物館	第4期の4年目ということで、計画的に事業を執行するとともに、次期の取組に向けて集落への支援を行う。 一般市民向けの亀山宿語り部の会学習会を実施した。	当該事業における協定農地(207,475㎡)については、中山間地域等直接支払制度(第4期対策)において、農地の保全が図られた。また、他県の棚田を視察に行ったり、企業と今後の棚田の保全活動について話し合いを重ねたりするなど坂本棚田を後世へ引き継ぐための取組についての支援を行った。	第4期の最終年度となることから、計画的に事業を執行するとともに第5期に向け、集落への支援を行うとともに、企業などとも保全活動について話し合いを進めていく。 会員の増など、担い手の積極的な育成を図る必要がある。	第31回から第33回までの企画展と亀山宿自由研究のひろばの展示図録を配信する。 歴史博物館 IN 井田川小学校を11月15日に開催する。
市民ぐるみによる歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進	語り部、保存会、地区コミュニティなど地域住民が主体となつて地域の歴史文化遺産を保存、活用する取り組みの促進と活動への支援 デジタル市史を活用し、地域と連携した歴史博物館(屋根のない博物館)の創出	まちなみ文化財G 歴史博物館	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。 関小学校で移動展示を行う。また、行政出前トークのテーマを改めて、より地域で使ってもらいやすいテーマ設定をする。	市内各地での歴史文化遺産を核とした活動を支援した。 関小学校で移動展示を行った。また、行政出前トークのテーマを改めた。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。 テーマ設定や内容を工夫し、行政出前トークのリクエストを増やす。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。 行政出前トークのテーマと内容を見直しを行う。

歴史文化遺産から文化を発信する	歴史文化遺産を活用したまちづくり観光の推進	観光交流G	引き続き、関宿・周辺地域にぎわいつくり補助金交付要綱の見直しを行う。	補助金限度額及び募集期間を設定した。かめやまこども能サークルとともに、かめやま文化年で繋がった高梁市のイベントに出向き、高梁市の「こども神楽」と文化交流を実施した。	限度額及び募集期間を設定したものの、補助金活用団体が少数もしくは特定した団体であるため、広報活動が必要である。	補助金活用の広報活動や補助対象の拡大検討を行う。
	歴史文化遺産を活用した文化イベントの開催	まちなみ文化財G	「文化財建造物公開活用事業」を進める。	「文化財建造物公開活用事業」を進める。	市民団体等との連携を深め、文化財建造物の公開をより進める必要がある。	「文化財建造物公開活用事業」を進める。

(4) 伝統芸能の継承と活用

施策項目	施策の内容	担当	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
伝統芸能の保存、継承	郷土芸能や伝統行事が有する文化的価値について、理解、普及を図るための情報提供の充実 映像や音声などによる郷土芸能や伝統行事の記録化	まちなみ文化財G まちなみ文化財G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容) 広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行った。	伝統行事等の確実な継承・実施に向けた支援を行う。	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。
		歴史博物館	鶴山市史の改編について、鶴山市歴史博物館専門委員会に諮る。	鶴山市史の改編について、鶴山市歴史博物館専門委員会にセキユリテイとページデザイン改編することを諮り了承を得た。	セキユリテイと利用活用のしやすさとのシレンマを、現状のプラウザ機能が、より社会との関係をつながいながら、より利用しやすいページ改編をすることが課題	個人所蔵者、執筆者へ改編について了承をとる 他の資料保存機関や自治体によるホームページのセキユリテイ等の状況をリサーチする。
	活動が消滅、衰退している郷土芸能や伝統行事の発掘と復興のための取り組みの促進	文化共生G	郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対して、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。	文化庁の実施している伝統文化親子教室事業を活用し、伝統芸能の保存団体等が助成金を獲得して事業を実施することができた。	引き続き、様々な制度を活用しながら、継続的に活動している団体を支援する必要がある。	郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対して、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。
		まちなみ文化財G	山車会館の整備にあわせて支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。
伝統芸能の後継者の育成	郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実	文化共生G	様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。	市が補助支援している芸術文化協会の芸文祭において、灯おどりなど伝統行事を体験できる機会を提供していた。	今後も、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。	様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。
	子どもや若者が地域の伝統文化を学ぶ機会の充実	まちなみ文化財G 社会教育G	山車会館の整備にあわせて支援を行う。 生涯学習計画に基づき、今後も広い視野で伝統文化に接する機会提供を進める。	閑宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。 出前文化教室や出前教室など、19の伝統文化に関する講座を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。
		文化共生G	子どもたちが伝統文化を体験できる機会について検討する。	市が補助支援している芸術文化協会の芸文祭において、灯おどりなど伝統行事を体験できる機会を提供していた。	今後も、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。	様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。
		まちなみ文化財G	山車会館の整備にあわせて支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。
		社会教育G	生涯学習計画に基づき、今後も広い視野で伝統文化に接する機会提供を進める。	出前文化教室や出前教室など、19の伝統文化に関する講座を実施した。	伝統文化を地域の魅力として共有する意識の中で取り組んでいく必要がある。	生涯学習計画に基づき、今後も広い視野で伝統文化に接する機会提供を進める。
		文化共生G	子どもたちが伝統文化を体験できる機会について検討する。	市が補助支援している芸術文化協会の芸文祭において、灯おどりなど伝統行事を体験できる機会を提供していた。	今後も、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。	様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。
		まちなみ文化財G	山車会館の整備にあわせて支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。	整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。	閑宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。
		社会教育G	生涯学習に基づき、今後、子どもから大人まで参加することができる講座が後継者育成につながるよう継続実施していく。	平成30年度は、実施していないが、市民会講等において親子を対象とした「親子ふれあい教室」を実施した。	今後も、家族で参加できる伝統文化に関する学習機会を継続していく必要がある。	生涯学習に基づき、今後、子どもから大人まで参加することができる講座が後継者育成につながるよう継続実施していく。

	<p>地域の高齢者が子どもや若者に伝統文化を伝える仕組みづくりの推進</p>	<p>まちなみ文化財G</p>	<p>山車会館の整備にあわせて支援を行う。</p>	<p>関宿「関の山車」保存会による地元の子供や小学生を対象とした小山車曳きやお囃子太鼓の練習体験会を実施した。</p>	<p>整備した関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習体験会等の定期的な実施に向けた支援を行う。</p>	<p>関宿「関の山車」保存会による地元の子供を対象としたお囃子練習体験等の支援を行う。</p>
<p>伝統芸能の公開</p>	<p>市民文化祭のほか、国民文化祭、県民文化祭などの機会をとらえて、亀山市の伝統芸能を披露する公演の実施</p>	<p>社会教育G</p>	<p>生涯学習計画に基づき、人材バンクなど、学び手から学びの提供者への転換を図る場として放課後子ども教室の活用も促していく。</p>	<p>放課後子ども教室において和太鼓、茶道、生け花などの体験教室の開催を行った。</p>	<p>コーディネーター意見交換会などの場を通じて、地域から次世代への文化伝達方法の共有が必要である。また、参加児童からの要望を汲み取った事業も開催できるよう、コーディネーターを中心に取り組みが必要がある。</p>	<p>生涯学習計画に基づき、人材バンクなど、学び手から学びの提供者への転換を図る場として放課後子ども教室の活用も促していく。</p>
	<p>伝統芸能の公開</p>	<p>文化共生G</p>	<p>様々な機会を捉えて、亀山市の伝統芸能を披露できる場づくりを検討する。</p>	<p>かめやまこども能サークルとともに、かめやま文化年で繋がった高梁市のイベントに出向き、高梁市の「こども神楽」と文化交流を実施した。また、市が補助支援している芸術文化協会の芸術祭において、灯おどりなど伝統行事を披露していただいた。</p>	<p>今後も、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。</p>	<p>様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。</p>

(5) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
景観の保全、整備の推進	亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用による魅力ある景観の保全と形成	都市計画G	引き続き、景観法の届出時ににおいて、申請者と事前相談しながら、より良好な景観形成を目指して景観計画の運用を図る。	景観法の届出に際し、36件の事前相談を行った。	届出の事前相談を行うことで、景観への配慮事項の確認等を行い、計画途中での手戻りを生じさせないスムーズな手続きを進めることが、亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用につながる。	届出の事前相談の中で、景観への配慮事項の確認等を行い、スムーズな手続きを進める。
	景観形成推進地区及び景観重点地区の指定と保全、整備の推進	都市計画G	城西地区に対して景観形成推進地区等の重点地区指定や補助制度の意向についてアンケート等により調査を行う。	最初の調査から年月が経っていることから、再度の現状を把握することが必要と判断し、城西地区に対するアンケート調査等は実施しなかった。	景観形成推進地区における町屋等の歴史的建造物の取り壊しや建替えが進んでいる。	亀山城下町景観形成推進地区における町屋等の歴史的建造物の調査を行い、現状の把握を行う。
	亀山市の景観の大きな特徴となっている自然景観、歴史・文化景観のうち、主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進	都市計画G	引き続き、景観届出の際に、チェックシートに行方地近隣に主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。	景観届出のチェックシートに行方地近隣に主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行った。	主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進が必要である。	景観届出の際に、チェックシートに行方地近隣に主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。
	景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	農業G	農業経営の安定化を支援しつつ、フェイスブック等を通じ情報発信することによって農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に理解を得て、持続的な運営を支援する。	農地を保全し、持続的な田園景観の維持を図った。市内で1,321aの取組があった。フェイスブックの活用や、新聞などに掲載され、市内外に広くPRすることができた。	農家や営農組合の担い手が高齢化していることで、取組者の確保が難しい。また、市の補助金だけでは必要経費を賅う程度でしかないため、取組面積の拡大につなげにくい。	農業経営の安定化を支援しつつ、フェイスブック等を通じ情報発信することによって農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に理解を得て、持続的な運営を支援する。
	景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	都市計画G	引き続き、地域や関係機関に対して、景観に関する定期的なPRや回覧にとり、広報等による市民への周知を図る。	景観の日に合わせて、広報へ景観計画についての周知を行うとともに、関係機関(三重県四日市建設事務所等)に亀山市景観計画の届出制度に関する資料を置きPRに努めた。	景観計画及び届出制度の更なる周知が必要である。	地域や関係機関に対して、景観に関する定期的なPRや回覧、また、良好な景観に関する事業についての情報発信を進める。
地域における環境意識を高める取り組みの推進	里山公園や森林公園などを環境学習の場として活用	環境創造G	5月に春のイベント、8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、自然の大切さを学ぶ機会を設ける。 亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく。	春のイベントやザリガニつり大会、クリスマスリースづくり体験などを実施する事で、自然の大切さを学ぶ機会を設けた。(H30年度約400名参加) 市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテスト、里山塾(年7回)を実施。 また、本協議会において、運営方法について検討を行った。(H30年度7回開催)	イベント参加者に、環境に関する新しい情報や里山の機能・重要性をわかりやすく発信できるようにイベント内容の改善を図っていく必要がある。また、イベントの参加者数が減少していることから、イベント内容の見直しも含め、改善を図る必要がある。	5月に春のイベント、8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、自然の大切さを学ぶ機会を設ける。 亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく。

	森林業G	「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用し、亀山里山公園や亀山森林公園において、イベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供する。また、亀山森林公園において、有志で結成された生物多様性グループによる自然観察や動植物調査を実施する。その結果、自然公園の更なる有効活用のために、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を働きかける。	「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用し、地元まちづくり協議会の協力を得て森林や木材に触れ合うイベントを開催した。また、亀山森林公園において、有志で結成された生物多様性グループによる自然観察や動植物調査を実施した。 G活動回数：4回、イベント回数：3回、参加者数155名	公園を利用した環境イベントは、市民団体が主体となり、自然公園の有効活用のためには、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を促進することも必要である。	「鈴鹿川等源流の森林づくり協議会」を中心に、亀山森林公園において、引き続きイベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供する。また、自然公園の更なる有効活用のために、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を働きかける。
協賛企業や地元住民の協働による、森林づくりのための実践活動の促進	森林業G	新たな協議会の設立に向けて、産・学・民・官の関係者への参画を呼び掛け、各主体が協働して整備を実施できる環境を整える。	平成20年度に市民・事業者・行政が協働した「かめやま会館の森環境整備協議会」を一旦終了し、平成30年5月に産学民官が協働・連携し森林づくりに取り組み「鈴鹿川等源流の森づくり協議会」を設立した。また、今年度は平成31年度から5ヶ年間の活動の構想の内容を検討した。	「鈴鹿川等源流の森づくり協議会」の事務局は市が担うが、産学民官が協働・連携できる仕組みを構築し、産学民官が一体的に構想内容を推進できる体制を構築する必要がある。	今後、協議会役員会において、構想実現のための協議を進め、協働できる環境を整える。
学校における環境学習の充実	教育支援G	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動(清掃活動、花の栽培など)や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動(清掃活動、花の栽培など)や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組んだ。	今後も取り組みのねらいを明らかにし、地域や保護者と協働した取り組みを継続し、学校環境に関する意識の向上を図る。	社会に関わった教育課程を意識し、生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動(清掃活動、花の栽培など)や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。
地球環境に配慮した文化活動の推進	環境創造G	平成30年度においても亀山市総合環境研究センターと協働し、環境講演会を開催し、環境教育を推進する。	亀山市総合環境研究センターにおける調査研究成果発表及び環境よもやま話を主な内容とする環境講演会を平成31年2月9日(土)に開催した。	引き続き、亀山市総合環境研究センターと協働し、環境教育を推進していく必要がある。	平成31年度においても亀山市総合環境研究センターと協働し、環境講演会を開催し、環境教育を推進する。
既存の組織を活用した、市民、事業者、行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進	環境創造G	引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター、及び推進員と協働し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。環境活動ポイアント制度(AKP)を取り入れた活動を行う。また、推進員が所属する三重県地球温暖化防止活動推進センターとも情報共有し、より良い啓発・周知の方法を検討する。	三重県地球温暖化防止対策推進員とともに、春の里山公園イベントにて地球温暖化防止啓発のためのクイズ大会を実施した。 クイズ等参加者：50人	地球温暖化防止は、成果が見えづらく、市民が実感しにくいことから、各主体と連携を取りながら、環境活動ポイアント制度(AKP)を活用して温暖化防止行動に繋げていく必要がある。	引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員と協働し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。環境活動ポイアント制度(AKP)を活用して温暖化防止行動を啓発していく。
情報発信をはじめとする、環境保全の意識を高める取り組みの推進	環境創造G	市民団体と連携し、引き続き実施していく(平成30年度もクリーン作戦を実施予定)	亀山市地区衛生組織連合会主催でクリーン作戦を実施し、一部小学校の通路等で清掃活動やイロエーチャーク作戦による犬のフン対策の啓発活動を行った。 実施場所：亀山西・東小学校区内通学路等 参加人数：79人	より環境保全や環境美化への意識高揚を図るため、今後も継続的・効果的な啓発方法の検討を行い事業を実施していく必要がある。	市民団体と連携し、引き続き実施していく(平成31年度もクリーン作戦を実施予定)

(6) 次世代を担う人づくり

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
学校における文化芸術鑑賞機会の充実	子どもたちが本物の文化芸術に直接触れることのできる機会の提供	教育支援G	成長期にある児童生徒に優れた音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を図りつつ、生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。	小中音楽会では、亀山文化大使 正美先生を招待演奏として開催した。	児童生徒の発達段階を踏まえつつ、地域で文化・芸術的な活動、芸能活動等を行っている方々を活かした取組をすすめていく必要がある。	成長期にある児童生徒に優れた音楽、地域と関わりのある音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。
	学校と文化会館などとの連携によるアウトリーチ活動の拡充	教育支援G	文化会館により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図る。	文化会館との連携により、市内小中学校に、音楽の外部講師を派遣し、歌唱指導を実施した。	外部講師の指導を受け、歌謡に對する児童生徒の意識も高まってきた。児童生徒の歌唱力、表現力を高めるために、今後も継続していく必要がある。	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図るようとする。
	地域で活動する芸術家や周辺の大・高専学校などの協力による、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実	教育支援G	地域の方々の協力のもと、校内展示などに取り組みと共に、児童が直接鑑賞できる機会を設定していく。	地域の方々による伝統芸能の鑑賞、地元の高専生による音楽鑑賞の場を設けることが出来た。	社会に関わられた教育課程を意識し、それぞれ活動のねらいを明らかにし、大学、高校、との連携をさらに進める必要がある。	地域の方々の協力のもと、校内展示などに取り組みと共に、児童が直接鑑賞できる機会を設定していく。
創作・鑑賞活動の充実	学校における音楽や書写、図画工作、美術などの学習の充実	教育支援G	学力向上推進計画に基づき教職員の指導力向上を図るため、教職員の実態やニーズにあった研修講座を実施するとともに、校内研修の充実のため、外部講師を各校に派遣する。	教職員の指導力向上、児童生徒理解のため等の研修講座を実施した。また、合唱指導等のための外部講師を派遣した。	教職員の実態やニーズにあった研修講座の実施、外部講師を各校に派遣する必要がある。	学力向上推進計画に基づき教職員の指導力向上を図るため、教職員の実態やニーズにあった研修講座を実施するとともに、校内研修の充実のため、外部講師を各校に派遣する。
	子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、鑑賞し合う機会の提供	教育支援G	日頃の学習の成果を発表し、鑑賞し合う場として「亀山市小中学校音楽会」を実施した。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	日頃の学習の成果を発表し、鑑賞し合う場として「亀山市小中学校音楽会」を実施した。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	今後も継続して「亀山市小中学校音楽会」「亀山市児童生徒書写展」を実施するとともに、芸術鑑賞の場として設定していく必要がある。	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施する。
郷土学習の充実	学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実	教育支援G	歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進めていく。	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪問したり、学芸員が学校を訪ねたりしながら、亀山市の歴史や文化を学習した。また、各学校において、社会科など各教科の授業等で、歴史博物館の資料を活用し、子どもたちの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	今後も歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源をより活かした学習を進めていく。また、歴史博物館の学芸員や指導員の方に来校していただく機会をもつ必要がある。	社会に関わられた教育課程を意識しながら、歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進めていく。
		図書館	行政資料や地域資料を収集保存するための行程を検討する。ついでに、司書を中心に随時対応をする。	資料の収集保存は次年度において蔵書54件のレファレンスサービスを行った。	図書館サービスのひとつであるレファレンスサービスのPRが不十分である。	蔵書計画を作成するうえで、地域資料や行政資料の収集についても検討をする。
	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学習ボランティアの活用促進	教育支援G	今後も、総合的な学習の時間、教科学習等で、地域の豊かな人材の活用を図る。地域との連携の中で、新たなゲストティーチャーやボランティアの活用を期待する。	総合的な学習、教科学習、クラブ活動、委員会活動等に、地域の方々を招聘し、米や野菜作り、花の栽培、防災マップづくりなどの活動を行った。また、かんこやお雛子等の伝統文化の体験活動も実施した。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの方の確保と、内容の充実を図る必要がある。また、それぞれの活動のねらいを明らかにする必要がある。	今後も、総合的な学習の時間、教科学習等で、地域の豊かな人材の活用を図る。また、指導をしていただく方と、取り組みのねらいの共通認識を持つ必要がある。

<p>家庭教育における文化芸術の振興</p>	<p>展示やスクールミュージアムによる学校教育支援 地域の伝統工芸品や特産物などに身近に触れ、実際に体験ができる機会の提供</p>	<p>教育支援G</p>	<p>可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく。 郷土の文化や産業に関する施設について、教員も興味を持つとともに、事前指導を行う。また、地域の方と連携を深め、学習内容に応じて様々な方に協力を依頼できるような関係づくりを進める。</p>	<p>学校を会場として開催する文化祭において、また、地域のコミュニティ児童が鑑賞することができた。 社会見学で各種施設を訪問し、亀山市の歴史・文化・産業について目で見て体験することにより学習することができた。また、ゲストティーチャーを招き、専門的な立場からお話いただくとともに、生き方や思いについて学ぶことができた。</p>	<p>今後も、可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく必要がある。</p>	<p>可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく。</p>
<p>家庭教育講座や広報啓発活動などの充実</p>	<p>子ども読書習慣の定着と親子の触れ合いを深める活動の推進</p>	<p>教育支援G</p>	<p>幼稚園・小学校での「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を図る。対象となる本の追加について検討していく。</p>	<p>幼稚園・小学校で「ファミリー読書リレー」に取り組み、688家族が参加した。リレーバツグを希望する学校、幼稚園に新規給付を行った。各校において、図書日より等を発行し、家庭への情報発信を行った。 学校図書館支援事業において、学校図書館の環境整備を行うとともに、ファミリー読書リレーを実施した。また、各校において、朝の読書タイムや、読書指導致活動など、日常的な読書指導に取り組んだ。</p>	<p>今後も「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を高める。また、「読書チャレンジ」の取り組みをすすめる。</p>	<p>幼稚園・小学校での「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を図る。対象となる本の追加について検討していく。また、新たに推薦図書を紹介する「読書チャレンジ」の取り組みを行う。</p>
		<p>教育支援G</p>	<p>ファミリー読書リレーを継続して実施する。各校の取組についての情報共有を行い、システム利用についての研修会の実施する。</p>	<p>図書情報システムにおいて、学校図書館の環境整備を行うとともに、ファミリー読書リレーを実施した。また、各校において、朝の読書タイムや、読書指導致活動など、日常的な読書指導に取り組んだ。</p>	<p>図書情報システムを使った効果的な読書指導のあり方の研究実践を進める。</p>	<p>ファミリー読書リレーを継続して実施する。各校の取組についての情報共有を行い、システム利用についての研修会の実施する。</p>
		<p>図書館</p>	<p>図書館ポランティア団体と協力しながら、図書館内だけでなく、他の公共施設での取組みを行うことで、絆を深める機会を設ける。</p>	<p>幼少期から図書館利用につなげるあかちゃんタイムの設定や育児相談の待ち時間を活用した読み聞かせなどを実施した。</p>	<p>定期イベントのほか、図書館ポランティア団体の協力を得ながら開催するイベントは準備が不十分となった。</p>	<p>図書館ポランティア団体の協力を得ながら、本を通して親子で触れ合えるイベントを開催する。</p>

(7) 生活文化の充実

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
暮らしに根づいた文化の推進	家族の時間づくりなどを活用し、親子の絆、地域の絆を深める機会の充実	文化共生G	ワーク・ライフ・バランス週間(11月10日から11月25日まで)を亀山市ワーク・ライフ・バランス週間として位置付け、社会教育施設等の無料開放を行い、家族で楽しんでもらう機会を増やした。	11月10日から11月25日までを亀山市ワーク・ライフ・バランス週間として位置付け、社会教育施設等の無料開放を行い、家族で楽しんでもらう機会を増やした。	一人ひとりが地域活動や、家族とのふれあいなど、ライフスタイルやそれぞれの価値観に応じた生活がおくれるように、ワーク・ライフ・バランスの推進を進めていく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス週間(11月10日から11月25日まで)を亀山市ワーク・ライフ・バランス週間として位置付け、社会教育施設等の無料開放を行い、市民や事業所へ啓発を行う。
	図書館	図書館	図書館ボランティア団体と協力しながら、図書館内だけでなく、他の公共施設での取組みを行うことで、絆を深める機会を設ける。	図書館ボランティア団体の協力を得ながら定期イベントのほか、ゴールデンウィークやクリスマスなどのイベントを開催することで、本を介した親子の時間づくりの機会を設けた。	イベントの情報発信をタイムリーに発信すること。	図書館ボランティア団体の協力を得ながら、イベントの開催を定着させる。また、除籍などのリサイクル資料を公共施設などへ提供するよう情報発信をする。
	学校の総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちが生活文化に触れ、親しめる機会の充実	教育支援G	生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。	生活科や総合的な学習の時間、社会科等の学習時に、家族や地域の方に聞き取りを行うなどの調べ学習をした。また、実際に体験することにより、生活文化に触れる機会を設定した。	社会に開かれた教育課程を意識し、今後も、各校での取組を継続するため、子どもの実態や課題、活動のねらいなどを共有する必要がある。	生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。
	民話や言い伝え、わらべうた、方言などについて、冊子や音声などによる記録化の推進	歴史博物館	まちなみ文化財G主体で行う心形刀流関連イベントの開催補助を行う。	まちなみ文化財G主体で行う心形刀流関連イベントの開催補助を行った。	まちなみ文化財G主体で行う心形刀流関連イベントの開催補助を行うため、連携をはかる。	開催前の事前打ち合わせを行い、当日の補助担当を明確にする。
	生活の知恵や音の遊び、まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた文化の紹介と支援	文化共生G	かめやま文化年2020の事業検討において、地域の文化を活かすことができる機会を設けるよう検討した。	かめやま文化年2020の事業検討において、地域の文化を活かすことができる機会を設けるよう検討した。	地域で培われてきた文化などを取り上げる機会を増やしていく必要がある。	かめやま文化年2020の事業検討において、地域で培われてきた文化などを取り上げる等引き続き検討する。
		歴史博物館	蘭小学校で移動展示を行う。また、小学3年生の「昔の道具」の課程に合わせて「昔の道具」の展示を行う。	蘭小学校での移動展示は全校生徒と地域の方を合わせて455人に観覧しても良かった。「昔の道具」展では、全小学校が利用した。内訳は来館授業が9校、出前授業2校であった。	全校児童は初論、広報や情報BOXを通じて、保護者、地域の方の観覧を申しもたうために、学校と連携をはかるとともに、亀山高校の日本史授業とも2回目の連携をはかる。	11月15日に井田川小学校を会場に移動展示を開催するための出品資料の選定を行う。亀山高校の日本史授業との連携をはかるために担当教員と打合せを進める。
食文化の継承、創造	地元の安心・安全な食材をじっくり味わう「スローフード」運動の推進	健康づくりG	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元産の安心・安全な食材の利用へつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1) また、幼児期における食生活についての情報提供を継続的に行う。	食生活改善推進協議会の協力のもと、健康づくりのための料理講習会(5回、91人)と地域での料理講習会(55回、535人)を開催した。健康づくりのための料理講習会については、市ホームページにレシピを掲載し、安心・安全な食生活の推進につなげた。また、幼児健康診査時に食生活についてのリーフレットを配布(24回、825人)し、幼児期における食生活の重要性を周知した。	引き続き、地域での料理講習会ができるよう支援していく。また、幼児期からの食生活の重要性を継続的に周知することが必要である。	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元産の安心・安全な食材の利用へつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1) また、幼児期における食生活についての情報提供を継続的に行う。
	郷土料理や行事食、食習慣を食文化として伝達する取り組みの充実	健康づくりG	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元産の安心・安全な食材の利用へつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)	食生活改善推進協議会会員による健康づくりのための料理講習会(5回、91人)や地域での料理講習会(55回、535人)を開催した。また、ホームページにレシピを掲載し、安心・安全な食生活の推進につなげた。	引き続き、地域での料理講習会ができるよう支援していく。	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元産の安心・安全な食材の利用へつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)

	<p>保育所や学校において、旬の食材や行事食などを取り入れた「かめやまっ子」給食の実施</p>	<p>社会教育G 施設・保健給食G</p>	<p>産業振興課農業Gとの連携や委託業者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」を年20回、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。</p>	<p>自校方式及びセブセンター方式の給食において、市内産・県内産の食材を使用した「かめやまっ子給食」を年20回実施した。また、デリバリー方式の給食においては、県内産の食材を使用した「地物が一番みえの日」を年12回実施した。</p>	<p>今後も定期的に市内産・県内産食材を給食に取り入れることができるよう、産業振興課農業Gと連携し、生産者や納入業者との調整や委託業者との協議を継続するとともに、地場産物を活用した新たなメニューの導入を検討する。</p>	<p>産業振興課農業Gとの連携や委託業者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」を年20回、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。</p>	<p>地産地消や旬の食材を重視した給食を提供すること。お誕生日や節分、節句などに合せ、行事食を提供する。各家庭へ食育だよりを発行し、継続して食への意識啓発を図る。</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>	<p>食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元安心・安全な食材の利用へとつなげる。(地元食材を使用したメニュー+1)</p>
<p>健康づくり</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>健康づくりG</p>	

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
文化関連産業の育成	「ろうそく」「亀山茶」などのブランドイメージ向上と情報発信の充実	商工業・地域交通G	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会を捉えて情報発信を図る。サンシャインパークの春のイベントでは市交流自治体を招いて2年連続2回目の特産品フェアを実施予定である。	当市と交流のある7自治体を招き、サンシャインパークにて交流自治体特産品フェアを開催した。また、県や関係部署等と連携し、関係市の特産品フェア(五所川原市・泉佐野市・大和市)へ出展するなど、様々な機会を捉えて市のPRや特産品PRを行った。	継続して関係団体と連携した効果的かつ積極的な情報発信が必要である。	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会(出展等)を捉えて情報発信を図る。サンシャインパークの春のイベントでは市交流自治体を招いて2年連続2回目の特産品フェア(4/27)を実施予定である。
	「環境にやさしいものづくり」など、亀山市に根づいた先端技術産業の育成	商工業・地域交通G	市や支援機関が行う支援事業や助成制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的な情報発信を行う。	市内中小企業を対象とした専門家による経営支援事業や設備投資にかかる資金繰り支援制度などにより、企業の事業活動を支援した。また、生産性向上特別措置法に基づく導入促進計画を策定し、中小企業の設備投資対する支援を行った。	事業者へ効果的な情報発信を行う必要がある。	市や支援機関が行う支援事業や助成制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的な情報発信を行う。
文化を生かした産業経済活動	地域の特産をブランドにした産業の育成支援	商工業・地域交通G	引き続き関係団体と連携を図り、取組みを支援する。	商工会議所へ補助金を交付することにより、地域資源を活用した特産品開発などの地域ブランド確立の取組みを支援した。	引き続き関係団体と連携が必要である。	引き続き関係団体と連携を図り、取組みを支援する。
	地域産材の利用や森林関係団体などとの連携による「木造文化」の保存、普及	森林業G	引き続き、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、関連部署と連携して推進する。また、出前講座や木育教室を引き続き実施するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や木材関係団体と協働した新たな啓発活動をさらに検討する。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、設計段階で関連部署と地元産材の使用について協議した。また、木の良さや木材の利用を市民や特に子どもたちにも伝えるため、森林・木材関係団体と連携し森林と木材と触れ合うイベントを開催するとともに、市内4小学校及び保育園において木育教室を開催した。開催回数：9回、参加者数：416名	市民に木の良さや木材の利用を伝えるためには、イベントのみの普及では一部の者に限られるため、広く市民に普及する施策が必要である。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化を図られるよう、引き続き関連部署と連携して推進する。また、森林・木材関係団体と連携し、木の良さや木材利用を促進するため、市民に森林と木材と触れ合う機会を提供するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や広く市民に普及するよう新たな新たな啓発活動をさらに検討する。
	職人の技によって支えられてきた伝統工芸、食文化などの保存、育成	まちなみ文化財G	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続して実施する。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の勉強会に職員を講師として派遣するなど、活動支援を行った。関係市における伝統的建造物群保存修理修景事業を通して、建築士・技能者の養成を行った。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動の場である伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続的に実施していく必要がある。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続して実施する。
	「企業メセナ」など民間の支援活動の促進	商工業・地域交通G	引き続き研究を行う。	事例収集を行った。	引き続き研究を行う。	引き続き研究を行う。

まちづくり観光の推進	空き店舗等を活用した展覧会などの開催支援	商工業・地域交通G	引き続き関係団体と連携し、空き店舗等活用支援事業補助金制度を確立し、空き店舗等を活用したまちづくりとにぎわいの創出を支援する。	東町商店街派輿組合と連携し、東海道ののびのびなさまざまによる、空き店舗等を活用したまちづくりの取組を支援した。また、空き店舗等の解消による商業の活性化及びにぎわい創出を目的として、空き店舗等活用支援補助金制度を創設した。	関係団体と継続した連携し、空き店舗等を活用した事業に関する支援体制を確立していく必要がある。	若者・女性の創業を積極的に支援するため、昨年度創設した空き店舗等活用支援事業補助金制度を拡充し、空き店舗等を活用したまちづくりとにぎわいの創出を支援する。
		文化共生G	かめやま文化年やトリエンナーレにおいて開権地区・地域住民との連携や市内全体への浸透を図るよう、情報発信や地域との調整等について実行委員会に協力・支援を行う。	かめやま文化年2020に向けて、市民主体事業も含めて空き店舗の活用の検討をした。	空き店舗の活用する事業の実施が必要である。	文化年2020に向けて、空き店舗活用に向けて検討する。
まちづくり観光の推進	まちづくり観光のマネジメントの推進	観光交流G	地域団体等の活動支援に繋がるツアー内容になるように亀山市観光協会と協働を行ない、多数参加いただくためHPにモデルコースの掲載を行なう。	観光協会によりモデルツアーを1コース実施したが、通年性がなく、HP掲載には至っていない。	通年利用が可能なコース設定や季節や来訪方法に応じたコース設定検討が必要。	だれもがいつでもモデルコースが楽しめるよう、来訪方法別に市内観光でできるモデルコース設定を行い、HP掲載を実施する。
まちづくり観光の推進	JR亀山駅を中心とした「鉄道のまち亀山」の発信と、それらの歴史や資産を生かしたまちづくりの推進	亀山駅前整備G	亀山駅前周辺整備事業として、設立された組合に対して所定の補助金の交付や駅前広場、都市計画道路等の整備に向けて、測量や補償等の支援や事業推進に取組む。	亀山駅前周辺整備事業の再開に向けて、準備会に対し基本設計や資金計画等の作成に対し補助金等による支援を行うとともに、組合設立に向けた支援を行うことと2月15日に三重県より組合設立の認可が得られた。また、優良建築物等整備事業への支援や市道御幸線の道路整備を進めた。	再開発事業の円滑な推進のため、組合に対して所定の補助金の交付や駅前広場、都市計画道路等の整備に向けて、設計業務等に取り組むことで、事業の推進を図る。亀山駅周辺の一体的な整備に向け、整備計画の構築が必要である。	亀山駅前周辺整備事業として、組合等に対して所定の補助金の交付や駅前広場、都市計画道路等の整備に向けて、設計業務等に取り組むことで、事業の推進を図る。亀山駅周辺の一体的な整備に向け、周辺の道路整備や駐輪場等の整備を進める。

第2次亀山市スポーツ推進計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度												
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に則した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。												
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。												
計画の骨格	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p>目指す姿</p> <p>市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <p>基本施策</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 20px;"> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f9cb9c;"> <p>スポーツ活動の充実</p> </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #99ccff;"> <p>スポーツを支える力の促進</p> </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #99cc99;"> <p>スポーツ文化の浸透</p> </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #cc99ff;"> <p>スポーツの拠点整備</p> </div> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>施策の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c; padding: 5px;"> <p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 障がい者のスポーツ参加の推進 女性のスポーツ参加の推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f9cb9c; padding: 5px;"> <p>子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>学校体育活動の充実 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #99ccff; padding: 5px;"> <p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>各種スポーツ団体の育成・支援 指導者の育成支援と登録・活用 スポーツ推進委員の活動の充実 競技スポーツレベルの向上 スポーツ医・科学の活用</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #99cc99; padding: 5px;"> <p>スポーツ情報提供の充実</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>スポーツ情報内容の充実 各種情報媒体を活用した情報発信 大規模大会に向けた情報発信</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #99cc99; padding: 5px;"> <p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>市内のスポーツ大会を盛り上げる 気運の醸成 大規模大会開催に向けた組織体制 トップアスリートとの交流機会の創出</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cc99ff; padding: 5px;"> <p>スポーツ施設の整備と利用促進</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>市民ニーズに応じた運動施設の充実 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 学校運動施設や公園の有効活用</p> </td> </tr> </table> </div> </div>	<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p>	<p>ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 障がい者のスポーツ参加の推進 女性のスポーツ参加の推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p>	<p>子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p>	<p>学校体育活動の充実 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり</p>	<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p>	<p>各種スポーツ団体の育成・支援 指導者の育成支援と登録・活用 スポーツ推進委員の活動の充実 競技スポーツレベルの向上 スポーツ医・科学の活用</p>	<p>スポーツ情報提供の充実</p>	<p>スポーツ情報内容の充実 各種情報媒体を活用した情報発信 大規模大会に向けた情報発信</p>	<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p>	<p>市内のスポーツ大会を盛り上げる 気運の醸成 大規模大会開催に向けた組織体制 トップアスリートとの交流機会の創出</p>	<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<p>市民ニーズに応じた運動施設の充実 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 学校運動施設や公園の有効活用</p>
<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p>	<p>ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 障がい者のスポーツ参加の推進 女性のスポーツ参加の推進 総合型地域スポーツクラブの育成・支援</p>												
<p>子どもを取り巻くスポーツ環境の充実</p>	<p>学校体育活動の充実 身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり</p>												
<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p>	<p>各種スポーツ団体の育成・支援 指導者の育成支援と登録・活用 スポーツ推進委員の活動の充実 競技スポーツレベルの向上 スポーツ医・科学の活用</p>												
<p>スポーツ情報提供の充実</p>	<p>スポーツ情報内容の充実 各種情報媒体を活用した情報発信 大規模大会に向けた情報発信</p>												
<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p>	<p>市内のスポーツ大会を盛り上げる 気運の醸成 大規模大会開催に向けた組織体制 トップアスリートとの交流機会の創出</p>												
<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p>	<p>市民ニーズに応じた運動施設の充実 運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 学校運動施設や公園の有効活用</p>												

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	42.4	-	50
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,754	5,499	5,000
3	市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	19,900	26,211	21,000
4	市内の主な運動施設の利用率	%	72.0	74.1	78.0
5					

計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツ大会において「家族の部」を作り、家族で運動する機会を設けた。指定管理者の自主事業として、幼少期のこどもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 9種 280回開催) ・激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。(激励金支給件数:192件)(旅費補助件数:28件) ・総合型地域スポーツクラブに対し、必要に応じてクラブ運営等に関する指導・助言を行った。 ・国体の軟式野球会場である西野公園野球場改修工事に向けて、関係団体と協議し、円滑な大会運営ができるような施設整備について検討した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係団体から情報を収集し、様々なスポーツに関する情報を市民に提供するとともに、スポーツ大会を開催したり、指定管理者の自主事業に助言等することで誰もが参加出来るスポーツ実施機会を充実することが出来た。 ・総合型地域スポーツクラブに対し、必要に応じてクラブ運営等に関する指導・助言を行った。 ・各スポーツ団体の育成、支援を行うとともに、組織強化に向けた関係者との協議を行い、改革を進めた。また、障がい者を含め有力な競技者への激励金の支給や、関係団体を実施するトップアスリートとの交流機会の創出を支援することで、自主的・自発的なスポーツ活動の促進を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	<p>市内の主な運動施設の利用率やスポーツ教室・大会への参加者数が増加しており、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に寄与した。 また、運動施設の整備を行い、「スポーツの拠点づくり」を推進した。</p>

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。 ・利用者の安全確保及び利便性の向上のため、計画的に施設整備、修繕等に取り組む必要がある。
--------	---

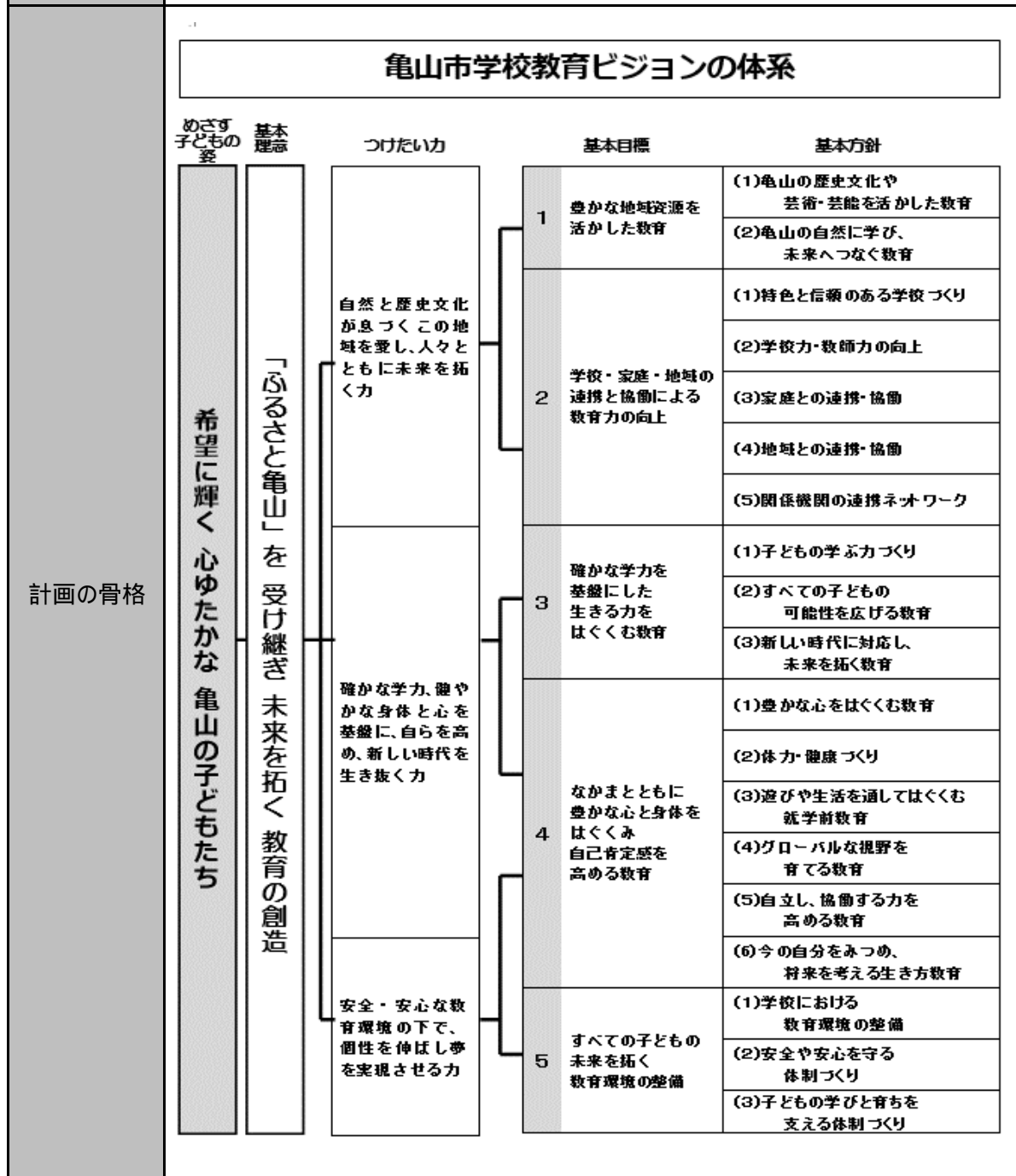
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加出来るスポーツ大会やイベント等を引き続き企画し、また、各スポーツ団体へ助言等を行いながら、誰もが参加出来るスポーツ機会の充実を図る。 ・計画的に運動施設整備等を行い、全国規模の大会の開催を促進することで、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組む意欲を生み出すことに繋げる。
--------	---

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(平成30年度)

(教育委員会 学校教育課)

計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 3 年度
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと、「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「亀山市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図り、学校教育の視点から施策の方針をまとめている。本ビジョンは教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけている。
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」と、基本理念「『ふるさと亀山』を受け継ぎ 未来を拓く 教育の創造」を実現するため、3つの「子どもにつけたい力」を定め、5つの「基本目標」と19の「基本方針」を設定している。



成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市小中学校音楽会では亀山文化大使を招待演奏に招き、地域にゆかりのある文化・芸術に触れる機会を設けた。 ・地域との連携では、新たに3校がコミュニティスクールの認定校となり、地域とともにある学校づくりを目指して取組をすすめた。 ・確かな学力・生きる力をはぐくむ教育の取組として、授業での「ふり返し」を、理由や根拠をつけて子どもが記述する、「書く」指導を徹底した。 ・豊かな心と身体をはぐくむ教育では、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、総合的な学習の時間等で地域の人との出会い学習や体験活動を行った。 ・教育環境整備として平成29年度の学習者用タブレット各校1クラス分導入に加え、教員1人に1台を導入、また中学校2校の普通教室等の空調整備を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学習の取組により、子どもと地域との関わりが生まれ、地域行事に参加している子どもの割合は中学校で現状値に対し伸びが見られた。 ・地域と学校との協働が進み、学習支援等のボランティアの活用が小中学校ともに増加し、小学校では82.8%と目標値を達成した。 ・「書く」ことを軸とした授業でのふりかえり活動の実施により、「授業がわかる」子どもの割合は、小学校で現状値に対し0.6%増加した。 ・特別の教科道徳や人権学習で自他を思いやることを考える機会を持ったことで自己肯定感の高まった子どもの割合は増加し、小中学校ともに目標値に達した。 ・教育環境整備においては、中学校普通教室へのエアコン整備率が100%になった。
総合計画 推進への 寄与度	<p>コミュニティスクール認定校(目標値:8校)は、6校となった。令和元年度には、新たに3校(亀山南小学校、関小学校、関中学校)が認定校として加わり、9校となる見込である。また、普通教室のエアコン整備率(目標値:小・中学校:100%)は、令和元年度の小学校における工事の完了で100%となる予定である。</p>

反省点・課題	<p>学校評価アンケートにおける授業理解度(目標値:小学校92%、中学校85%)は、小学校:88.6%、中学校81%。学校満足度(目標値、小・中学校:92%)は、小・中学校88.9%であった。(目標値:前期基本計画目標値)</p>
--------	---

今後の方向性	<p>授業理解度向上については、学力向上推進計画の見直しと、社会に開かれた教育課程の実現に向けた子どもにつけたい力の学校・地域での共有と協働をすすめる。学校満足度向上については、学ぶ喜びやわかる楽しさを実感できる授業の実践、子どもにとって居心地の良い学校づくりの推進を行う。</p>
--------	---

成果指標(亀山市学校教育ビジョン)

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 69.5% 中学生: 64.9%	小学生: 59.4% 中学生: 52.9%	小学生: 75% 中学生: 70%
2	学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動を、年間のべ2回以上実施した学校の割合	%	小中学校: 60%	小中学校: 100%	小中学校: 75%
3	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の実施状況 *コミュニティ・スクール(学校運営協議会)指定校の数	校	3校	6校	8校
4	子どもの家庭学習の状況 *「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 54.6% 中学生: 44.3%	小学生: 69.8% 中学生: 65.2%	小学生: 65% 中学生: 50%
5	子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況 *1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」「テレビゲームをしますか」「携帯電話やメール、インターネットをしますか」という質問に対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 66.7% 中学生: 58.4%	小学生: 71.2% 中学生: 57.7% (H29年度)	小学生: 70% 中学生: 62%
6	地域の行事に参加している子どもの割合 *「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 76.9% 中学生: 68.6%	小学生: 75.2% 中学生: 70.8%	小学生: 85% 中学生: 72%
7	学校での授業をよく理解している子どもの割合 *「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【学校評価アンケート】	%	小学生: 88.0% 中学生: 83.0% (H27)	小学生: 88.6% 中学生: 81.0%	小学生: 92% 中学生: 85%

成果指標(亀山市学校教育ビジョン)

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
8	子どもの学習意欲の状況 *「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのまましておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学校: 93.9% 中学校: 89.3%	小学生: 91.5% 中学生: 89.2% (H29年度)	小学校: 95% 中学校: 92%
9	授業時間以外の子どもの読書状況 *「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 68.6% 中学生: 54.0%	小学生: 80.3% 中学生: 62.2%	小学生: 80% 中学生: 65%
10	ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「コンピューター等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学校: 36.4% 中学校: 66.7%	小学校: 81.8% 中学校: 100% (平成29年度)	小学校: 50% 中学校: 70%
11	子どもの園・学校生活への満足度の状況 *「おさんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合(%) 【学校評価アンケート】	%	幼稚園: 小中学校: 91% (H27年度)	幼稚園: - 小中学校: 88.9%	幼稚園: 95% 小中学校: 92%
12	自分には良いところがあると思う子どもの割合 *「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 74.9% 中学生: 61.5%	小学生: 83.1% 中学生: 75.8%	小学生: 80% 中学生: 172%
13	将来の夢や目標を持っている子どもの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 81.9% 中学生: 66.4%	小学生: 81.0% 中学生: 73.1%	小学生: 85% 中学生: 70%

成果指標(亀山市学校教育ビジョン)

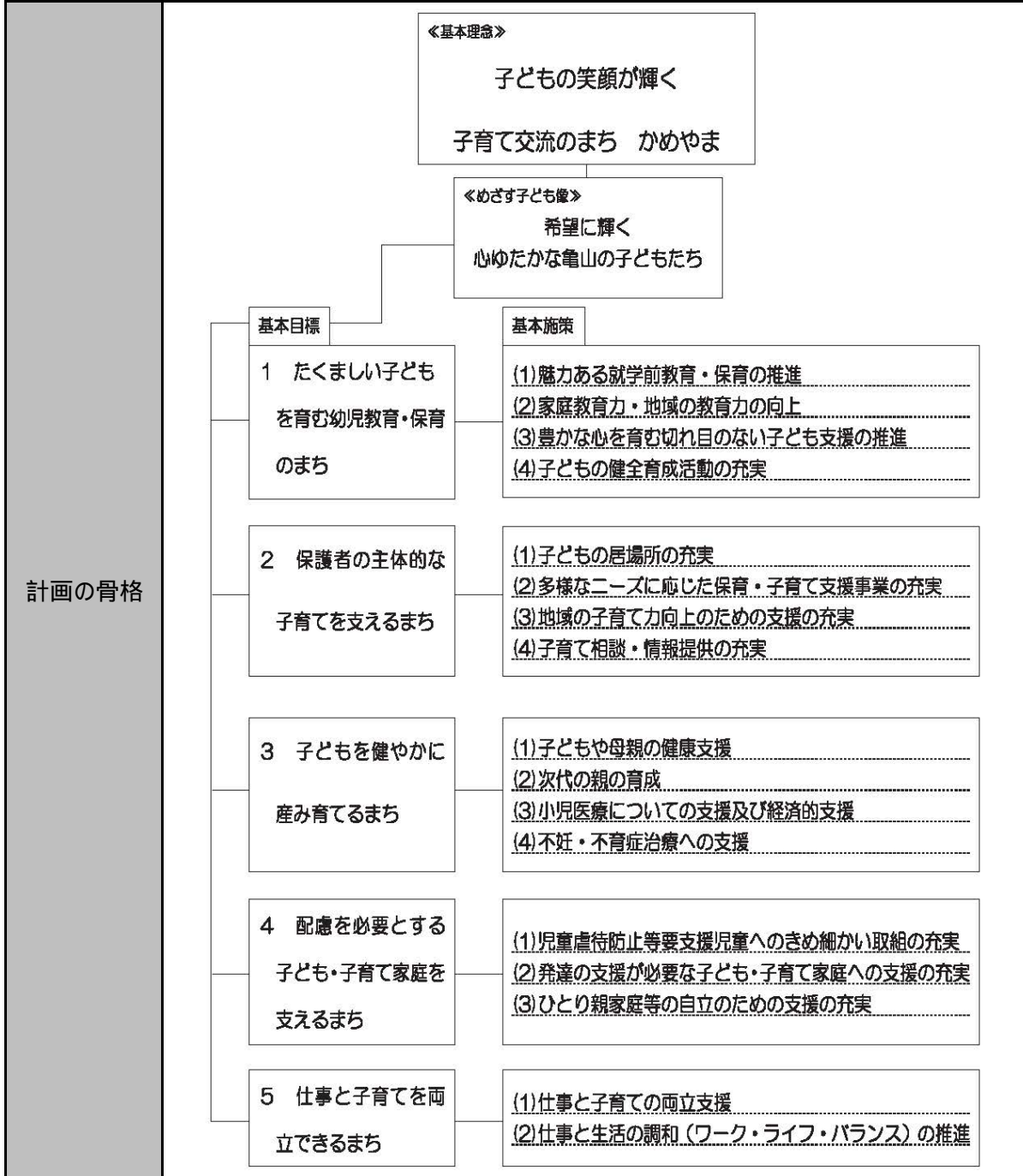
成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
14	子どもたちの規範意識の状況 *「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生: 91.6% 中学生: 94.8%	小学生: 91.4% 中学生: 97.8%	小学生: 93% 中学生: 96%
15	子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 *体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合(%)	%	幼稚園: 100% 小学校: 54.5%	幼稚園: 100% 小学校: 100%	幼稚園: 100% 小学校: 100%
16	小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 *小中学校に整備された教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)	%	小学校: 6.5人 中学校: 8.4人	小学校: 4.1人に1台 中学校: 5.3人に1台	小学校: 2人 中学校: 3人
17	小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 *市内小中学校の普通教室の中で、空調機(エアコン)が整備されている教室数の割合(%)	%	小学校: 36.2% 中学校: 50.0%	小学校: 48.1% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%
18	放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習サポートの実施状況 *放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習を、年間20回以上実施した学校の割合(%)	%	小学校: - % 中学校: - %	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%
19	学校教育へのボランティア等の活用状況 *「ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】	%	小学校: 54.6% 中学校: 33.3%	小学校: 82.8% 中学校: 66.7%	小学校: 70% 中学校: 70%

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(健康福祉部 子ども未来課)

計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ R 1 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画。
目的・概要	すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざす。



成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙 子ども・子育て支援事業計画 目標事業量一覧表のとおり				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>魅力ある就学前教育・保育の推進については、待機児童の解消に向けた新たな認定こども園の整備に向けて地域との協議を進めつつ、適切な入所事務等に努めた。また、子どもの居場所の充実については、19支援の放課後児童クラブの運営支援等を行いつつ、昼生小学校放課後児童クラブの公設への移行と施設整備を行うとともに、小学校の長期休業期間における受け皿となる長期休暇子どもの居場所事業を実施した。</p> <p>さらに、恒例の「かめやまげんきっこフェスティバル」や、保育所等の地域子育て支援センターでの行事等を通じて、親子がともに成長できる環境づくりを行った。また、旧西谷邸(西町)での地域小規模児童養護施設及び児童短期支援施設の整備に向けて、事業者の選定を行うなど、令和2年度からの開設に向けた支援を行った。</p>
成果	<p>魅力ある就学前教育・保育の推進については、前年度に増加した小規模保育事業の定員などを含め、保育の必要性等の条件を審査しつつ適切な児童の受入を行うとともに、待機児童館を有効活用しながら、急な保育の必要性の高い児童の受入を行うことができた。</p> <p>また、放課後児童の見守りについては、昼生小学校放課後児童クラブの改築により、児童の過ごす環境の改善を図ることができた。さらに、2年目となる長期休暇子どもの居場所事業についても、認知度が高まりから、利用者が増加するとともに、利用者の高い満足を得ることができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>成果指標に掲げる「低年齢児(3歳未満児)の待機児童数」の目標達成に向け、受入規模の拡充を図ることで寄与することができた。</p> <p>また、仕事と子育てが両立できる環境づくりについて、新たな長期休暇子どもの居場所事業を行うことで、子どもの見守りに関する保護者の不安を解消することができた。</p>

反省点・課題	<p>低年齢児の受入規模の拡充に向けて、民間事業者との小規模保育事業等の開設に向けた協議等は行ってきたものの、開設には至っておらず、新たな認定こども園の整備と合わせて、低年齢児を中心とした受入規模の拡大が必要な状況となっている。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>本年10月に実施される幼児教育無償化などでの動向の変化にも注視しつつ、待機児童の解消に向けた必要な供給量の確保方策について、次期子ども・子育て支援事業計画の策定において検討する。</p>
--------	--

別紙 子ども・子育て支援事業計画 目標事業量一覧表

項目	単位等	現状値(H25)	目標値(R1)	平成30年度
教育保育事業	1号認定提供数(人)	727	806	662
	2号認定提供数(人)	721	814	948
	3号認定提供数(人)	415	499	261
認定こども園	設置箇所数(箇所)	未設置	3	2
延長保育事業	設置箇所数(箇所)	6	6	6
	利用児童数(人)	52	245	178
放課後児童健全育成事業	設置箇所数(箇所)	12	18	18
	利用児童数(人)	413	605	576
子育て短期支援事業	市内設置箇所数(箇所)	未設置	1	未設置
	市外設置箇所数(箇所)	10	10	8
	利用児童数(人)	4	65	25
市内小規模児童養護施設	設置箇所数:(箇所)	未設置	1	未設置
地域子育て支援拠点事業	設置箇所数(箇所)	5	7	5
	利用児童数(人)	3,085	2,098	2,771
一時預かり事業	1号認定	設置箇所数(箇所)	2	2
		利用児童数(人)	171	520
	2号認定	設置箇所数(箇所)	1	2
		利用児童数(人)	69	293
		利用児童延べ数(人)	626	5,002
病児・病後児保育事業	設置箇所数(箇所)	未設置	5年間で実施 に向け検討	未設置
	利用児童数(人)	未実施		未実施
子育て援助活動支援事業	利用人数(人)	627	690	932
利用者支援	設置箇所数(箇所)	未設置	1	未設置
妊婦健康診査	提供可能回数(人)	5,965	5,782	5,279
乳児家庭全戸訪問事業	提供可能数(人)	475	413	401
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	提供可能数(人)	17	20	31
市内児童発達支援センター等の設置	設置箇所数(箇所)	未設置	1	未設置
	利用児童数(人)	未実施	30	未実施

第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度																												
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。																												
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。																												
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 共につくりよう 男女が生き生き輝くまち かめやま </div> </div>																												
	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">基本目標</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">基本施策</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社会の 男女共同 参画の実現</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1 男女の人権尊重</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2 教育や啓発による意識改革、理解の促進</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">あらゆる 分野にお ける</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">7 雇用等における男女共同参画の推進</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全・安 心な暮ら しの</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">9 生涯にわたる健康づくり支援</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	施策の方向性	社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備	安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築
	基本目標	基本施策	施策の方向性																										
	社会の 男女共同 参画の実現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実																										
		2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進																										
		3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備																										
	あらゆる 分野にお ける	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大																										
		5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み																										
		6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備																										
		7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備																										
	安全・安 心な暮ら しの	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進																										
9 生涯にわたる健康づくり支援		(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画																											
10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備		(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備																											
11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築																											

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画について理解を深めるため、三重県男女共同参画センター「フレんテみえ」と連携し、亀山市文化会館で三重県内男女共同参画連携映画祭を開催した。市民活動団体とも協働し、上映後にアフタートークを行った。</p> <p>11月10日～25日までの16日間を「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」として位置づけ、市内の社会教育施設等の無料開放や男女共同参画研修会、ワーク・ライフ・バランス講演会を実施した。ワーク・ライフ・バランス講演会では、市内企業が取り組む優良事例の発表を行った。また、労働団体、地域活動団体が企画するイベントや等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。</p>
成果	<p>男女共同参画連携映画祭上映後にアフタートークを行うことで、映画をきっかけとして、参加された方が、それぞれ自分の生き方を見つめ、男女共同参画への意識高揚を図ることができた。</p> <p>また、「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につながった。男女共同参画研修会では、仕事と育児の両立について、ワーク・ライフ・バランス講演会では、働き方について考えるきっかけになった。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>男女共同参画の意識高揚を図るため、様々な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めた。</p>

反省点・課題	<p>性別による固定的役割分担意識の解消は、今後も継続して意識啓発を図っていく必要がある。</p> <p>また、仕事と仕事以外の生活の両立など、働き方に対する意識については、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、事業所の取組を推進する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、研修会や講座、広報等様々な手段を活用して意識啓発を進めていく。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の取組の優良事例の紹介など、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。</p>
--------	---

成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H30)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	33.9
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社		6	0
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ: 23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	5.7
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	22.2
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	24.4 (12.7)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年 度からの6年 間)	20	0
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	10.3
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	17
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.5
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	3
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:12.2 乳がん:23.4
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	未設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	17

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
基本施策 (1) 男女の権利尊重

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
① 人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの権利が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンファースタイン亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	文化共生G	引き続き「ヒューマンファースタイン亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	「ヒューマンファースタイン亀山」を亀山東小学校で開催し、福島での震災の記録映像を交えた講演や中学生による人権作文の発表など、人権啓発のイベントを行った。	より多くの市民に、イベントに参加してもらい、人権に関心を持ってもらえるよう、イベントの内容や開催場所などを検討する必要がある。	引き続き「ヒューマンファースタイン亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組みるとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	文化共生G	児童・生徒に夏休みの課題の一つとして人権に関する絵画・ポスターに取り組みってもらうとともに、「人権の花運動」を通じて、協力すること、感謝することの大切さを学ぶ機会を設ける。	小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めってもらうため、人権に関する絵画・ポスターに取り組みってもらうため、加太小学校で「人権の花運動」に取り組みってもらうことを行った。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組みます。	広報秘書G	市広報については、共生に関するコラムを定期的に掲載する。ホームページについては、既存ページが陳腐化しないよう、また、効果的な人権啓発が図れるよう、各ページの更新時に関連ページも確認する。	市広報については、共生に関するコラムを6回掲載した。ホームページ(フェイスブック含む)では、男女共同参画週間、ワーク・ライフ・バランス推進週間、ヒューマンファースタインについて、担当課に依頼して、画像を含む情報量を増やして分かりやすいバージョンを作成したほか、関連する講演会や研修のページも掲載し、人権啓発を図った。	毎年、同じ内容の啓発やイベント案内等の定期的な啓発に留まる傾向にある。日常的に、身近に人権について正しく理解いただけるような情報発信の工夫が必要である。また、多くの方に情報を受け取っていただけるよう、継続して市民活動団体などと協力して情報発信を行う必要がある。	市広報では、共生に関するコラムを写真や動画なども活用しながら、より理解できるように掲載する。ホームページ(フェイスブック含む)では、イベント案内以外の人権啓発ができる記事掲載を関連部署と検討する。行政情報番組では、市民活動団体などの参加を得て、市民へわかりやすい番組づくりを行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいて、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	亀山市人権教育基本方針の周知とその取り組みを進める。	H30年3月に改定された亀山市人権教育基本方針について、市内校長会や人権教育推進協議会の場で周知し、各校の人権教育の実践につなげた。	地域と学校が連携した人権教育の推進のための体制づくりに向けて取り組む。	差別解消に係る三法について学習する機会を持ち、差別に対する正しい認識を持つ。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催した。(15箇所)また、朝ごはんバランスシートを保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布した。	家庭教育出前講座においては、本間に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付きではないため、改善も行っていく必要がある。	子育て家庭への応援メッセージとして、社会教育委員会がかめやまお茶の間10選(実践)を作成中である。平成31年度以降は、当メッセージを出前講座の講座内にも位置づけを行い、事業の推進を進める。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら啓発を行う。	労働者団体等の開催するイベント等において、文化共生Gと連携し、チラシ配布などを行い、広く啓発を行った。	継続して各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら啓発を行う。
② 人権相談・支援体制の充実	困難をかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G	今年度途中で、任期が満了となる人権擁護委員がいるため、相談支援に支障をきたすことのないよう、新たに代わりの委員を選任する。	新たに人権擁護委員を選任し、相談体制を整えた。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っていく。	人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。

②学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G	各校のキャリア教育・総合的な学習の時間の計画の見直しや職場体験学習を実施する。	キャリア教育を進める中で、これまでの「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身につけることができた。市内全ての中学校で職場体験学習（5日間）を実施し、多様な勤労観や職業観に接することができた。	子どももの発達段階に応じた系統的な指導計画が必要である。	引き継ぎ、総合的な学習の時間を活用した職場体験学習を実施するとともに、道徳や人権学習においてもそれぞれの特徴を尊重し、互いを認め合う意識を育成する。
③地域における男女共同参画教育の推進	児童・生徒にもなる生徒等に対して、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G	人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間などに、子どももの発達段階に応じた学習機会をつくる。	保健体育科・社会科・総合的な学習の時間の学習のなかで性に関する正しい知識の学習を子どももの発達段階に応じた学習機会をつくる。	教科書での学習と併せて、出会いを通しての学習の機会を設ける。	引き継ぎ、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間の中で学習の機会をつくる。
④地域における男女共同参画教育の推進	中学生や高校生と乳幼児とのいれ違いを体感するなどを通して、子ども産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G	人権教育・社会科・総合的な学習の時間などに、子どももの発達段階に応じた学習機会をつくる。	家庭科の学習や人権学習を通して、男女が協力しながらそれぞれの希望に沿った働き方や家庭生活が送れるよう、ワークライフバランスの学習を進めた。	教科書での学習と併せて、出会いを通しての学習の機会を設ける。	引き継ぎ、人権教育・社会科・総合的な学習の時間の中で学習の機会をつくる。
⑤地域における男女共同参画教育の推進	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙や市ホームページでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進週間に、地域活動団体等が実施するイベント等で、チラシの配布を行い、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につなげる。
⑥地域における男女共同参画教育の推進	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	文化共生G	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を開催し実施する。	男性の仕事と育児の両立について理解を深めてもらうため、男女共同参画研修会を開催した。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を開催し実施する。
⑦地域における男女共同参画教育の推進	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のチャレンジーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのほり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	文化共生G	啓発パネルの展示やのほり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、引き続き広く啓発を行う。	6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのほり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がると、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行うっていく必要がある。	引き継ぎ、啓発パネルの展示やのほり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。
⑧地域における男女共同参画教育の推進	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなどの、研修の機会を設けます。	文化共生G	平成30年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。	市職員、市民等の研修会として、三重県男女共同参画センターフレンテみえに講師を依頼し、研修の機会を設けた。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。	平成31年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。

男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	文化共生G	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を引き続き行う。	男女共同参画を推進する市民活動団体に協力を願ひし、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体と連携し、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。
自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	文化共生G	地域で開催されるイベント等とも連携を取り、啓発活動を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進週間が開催された地域のイベント等で、チラシの配布を行い、男女共同参画推進のための啓発を行った。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。	地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現
基本施策 (3) 男女共同参画の観点に立った慣行等の見直し

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。 自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発することにも、各組織や団体に働きかけます。	文化共生G 社会教育G 地域まちづくりG	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容) 男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。リーダーとしての女性の参画を促進するよう、今後も各団体に働きかける。 亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	(1) 平成30年度の実績 男性の仕事と育児の両立について理解を深めてもらうため、男女共同参画研修会を開催した。 市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、22.2% (4人/18人)であった。 亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。地域担い手研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛け、参加が得られた。 亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」に、亀山市婦人会連合協議会が参画いただき大きな協力を得た。亀山市自治会連合会支部長会について、参加しやすいよう夜間の開催を検討する。	(2) 今後の課題 講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。 今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。 自治会においても、女性参画の重要性を認識できるような意識改革を促していく必要がある。 亀山市自治会連合会の各種活動の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った取り組みを行うよう促していく。	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容) 男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。 今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。 亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。地域担い手研修を開催するに当たり、若者や女性の参加を呼び掛ける。 引き続き、亀山市自治会連合会主催の「食の祭典・市民の集い」に、亀山市婦人会連合協議会の協力をいただく。
あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かったりすることを意識的に第三者に見せることで、人々の意識を変えることができよう取り組みを推進します。	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット)やホームページ等の情報発信において、無意識のうち固定の性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	文化共生G 広報秘書G	先進的な取組をしている組織や団体等と連携して、事例発表や広報などができないか、情報収集等に努める。	先述の取組を行っている組織や団体等の情報収集等に取り組むことができなかった。	性別に関係なく、個人の能力に即した活躍ができるよう、広く市民の意識を変える啓発が必要がある。	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。
記事作成に当たり、各課の担当者が、どのような表現が固定的性別役割分担意識を助長するのかわ識する必要がある。			各課からの広報紙、ホームページ及び行政情報番組に関する決裁において、固定的性別役割分担意識を助長する表現やイラスト等がないよう意識して内容を確認した。	記事作成に当たり、各課の担当者が、どのような表現が固定的性別役割分担意識を助長するのかわ識する必要がある。	引き続き、表現やイラスト等、各記事内容が適切であるか確認する。また、広報研修において、固定的性別役割分担意識の解消を促す。	

②固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備(ハビヘット付男性トイレの整備等)に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらおう。	西野公園便所(北)の建替のための建築設計において、男性用内に、子供用ブースと子供用小便器を計画した。	建物改修予算が減少傾向にあるなか、十分な機能を有する予算の確保が課題である。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらおう。
	学校・幼稚園・保育所の保護者会(PTA等)や自治会等の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議において、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等を開催するなど、多様な市民が参加しやすい運営となるよう広く周知啓発を図ります。	教育研究G	固定的性別役割分担意識の解消に努め、会議時間等を設定していく。	各種委員等との開会時間を19:00に設定するようにした。 PTAの役員会や地区集會等についても土曜日や19:00頃で開催できた。	様々な機会を通じて広く啓発していく。	固定的性別役割分担意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすいよう開催時間を設定していく。
		子ども総務G	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、HP等を通じた情報発信を行う。また、名園での会議等についても同様	子ども総務Gが所管する亀山市子ども・子育て会議については、PTA役員や保育所等の保護者など現役世代の委員が参画していることから、引き続き参加しやすい夜間の会議開催を通例としている。	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、HP等を通じた情報発信を行う。また、名園での会議等についても同様	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、HP等を通じた情報発信を行う。また、名園での会議等についても同様
		地域まちづくりG	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。	11月18日に開催された市主催の「ワーク・ライフ・バランス講演会」について、同日・同場所で開催の亀山市自治会連合会「食の祭典」との調整や、会員へ参加を呼び掛けた。また、11月24日に、亀山市自治会連合会主催の自治会長リーダー研修として、自主活動における男女共同参画をテーマに講演と研修を支援した。	自治会の会議等について、多様な市民が参加しやすい運営となるよう、引き続き研修等を通じて周知啓発を図る必要がある。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修の開催を促し、開催の支援を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策 (4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取組内容)	平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取組内容)
①行政分野における女性の参画拡大	亀山市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成について、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	文化共生G	選出母体を所管する部署等から働きかけを行って、引き続き依頼を続けていく。	亀山市の各種審議会等における女性の登用率の調査を行い、市の各担当部署に女性登用の意識付けを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけには至っていない。	審議会委員等を選出する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、若くは職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本的要因や背景を調査研究し、それらを解消できるように取り組めます。	文化共生G	審議会等における女性の登用率が20%以下の場合または前回の登用率から10%以上低下して40%を下回った場合は、「現状分析と改善方策」を作成し委員の登用率を向上させるよう働きかけを行います。	委員の選任依頼及び委員委嘱の決議時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体もあり、女性登用率の向上につながるような審議会等がある。	女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善方策を検討するよう所管部署に依頼する。
	各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が偏って高いような審議会等については、その選出母体も改めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	文化共生G	審議会等における女性の登用率が80%以上の場合についても「現状分析と改善方策」を作成し委員の登用率を向上させるよう働きかけを行います。	委員の選任依頼及び委員委嘱の決議時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	女性の比率が偏って高いような審議会等についても、注視していく必要がある。	女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高いような審議会等についても確認する。

<p>鶴山市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。</p>	<p>人事総与G</p>	<p>新規採用職員の庁内研修のカリキュラムに男女共同参画を組み入れ、女性の参画の重要性について意識付けを行う。また、職員に対し男女共同参画に関する講演会等に対して積極的な参加を促す。</p>	<p>新規採用職員について、女性職員の活躍推進に関する意識啓発や研修等を行う必要がある。</p>	<p>新規採用職員の庁内研修のカリキュラムに男女共同参画を組み入れ、女性の参画の重要性について意識付けを行う。</p>
<p>鶴山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。</p>	<p>人事総与G</p>	<p>平成30年度の組織機構の再編において、管理職になる前のマネジメント能力を育成するために設置したグループリーダーの職について、積極的に配置を行う。</p>	<p>女性の管理職の登用率が、男女共同参画基本計画に定める30%に達していないことから、目標達成に向けて更に取り組みが必要がある。</p>	<p>引き続き、管理職やグループリーダーの職について女性職員を積極的に配置するとともに、職員のマネジメント能力向上のための研修を行う。</p>
<p>市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないように努めます。</p>	<p>福祉総務G</p>	<p>民生委員・児童委員については、次回(平成31年12月1日)の改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。</p>	<p>民生委員・児童委員については、一斉改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。</p>	<p>民生委員・児童委員については、12月1日の改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。</p>
<p>政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、引き続き情報発信していく。</p>	<p>市民の意識を醸成するため、情報誌や広報等の工夫が必要である。</p>	<p>引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。</p>
<p>PTA等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。</p>	<p>社会教育G</p>	<p>リーダーとしての女性の参画を促進するよう、今後も各団体に働きかける。</p>	<p>今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。</p>	<p>今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。</p>
<p>企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。</p>	<p>地域まちづくりG 工業・地域交通G</p>	<p>鶴山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。</p>	<p>自治会においても、女性参画の重要性を認識できるように意識改革を促していく必要がある。</p>	<p>鶴山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。</p>
<p>経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体(文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等)、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画意識の醸成のため、情報発信・啓発を行います。</p>	<p>文化共生G</p>	<p>関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口やラジオなどに配置するなど情報発信に努めた。市内創業者向けの空き店舗活用支援補助金を創設した。</p>	<p>平成30年度に創設した空き店舗等活用支援補助金をさらに拡充し、若者・女性の創業を積極的に支援する。</p>	<p>継続して啓発活動を実施することにも、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助金をさらに拡充する。</p>
<p>農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。</p>	<p>農業G 森林林業G</p>	<p>平成29年度の鶴山青空お茶まつりは台風のため中止になったため、平成30年度についても、引き続き協力を呼びかけ、お茶まつり内での新しいイベント等の開催を目指す。</p>	<p>各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策 (5) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取組内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取組内容)
①市民・企業等に対する啓発・取組	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。 ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。 ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取組の良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	文化共生G 文化共生G 商工業・地域交通G	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。 市民に考えてもらう機会を増やすよう、ワーク・ライフ・バランス推進週間中のイベントと連携して啓発する機会を増やす。 ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	11月10日から25日までの16日間を鶴山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置づけ、講演会等を開催し、重点的に啓発を行った。 ワーク・ライフ・バランス推進週間に、ハネル展示や労働団体、地域活動団体等が実施するイベント等で、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。 労働団体等が開催するイベント(フェア・フェスタ2018)を「ワーク・ライフ・バランス推進週間」に合わせ開催しPRした。鶴山市雇用対策協議会の新規就職者交流会にてワーク・ライフ・バランスを議題として研修を行った。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の検証を行い、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。 情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果を上げるための手法を検討する必要がある。 各種団体と連携し、様々な機会をとりあげて、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業所の優良事例の紹介や、雇用対策協議会等と連携した取組を検討する。 ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信をしていく。 引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。 本市が、時に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、鶴山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。	商工業・地域交通G	引き続き研究を行う。	企業等ハワーク・ライフ・バランスの啓発活動等は実施しているが、具体的な事例収集にまで至っていない。	引き続き、事例収集し、研究を行う。	引き続き、事例収集し、研究を行う。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆっくろ(夏の生活スタイル変革)」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	広報秘書G	11月には、行政情報番組において、ワーク・ライフ・バランス推進週間の周知のため、市の取組みや関係団体の紹介、イベントの紹介などを行う。また、市広報においても特集記事を掲載するなど、各種情報媒体を用いて情報発信していく。	10月1日発行の市広報や11月の行政情報番組やホームページにおいて、ワーク・ライフ・バランス推進週間及び関連イベントの案内を行った。	市広報やホームページ(フェイスブック含む)の掲載内容について、イベント案内やワーク・ライフ・バランス週間の説明に留まっている。より積極的な情報発信や啓発に努める必要がある。	市広報での情報発信について前年度と同じにならないよう、また、ホームページ(フェイスブック含む)で、イベント案内以外の啓発ができる記事掲載を、担当部署と調整する。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立させるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G	関係機関と連携し、引き続きホームページやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、ホームページやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとりあげて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、ホームページやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。
		商工業・地域交通G	雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレキシブル等が関係するセミナーのチラシ等を配布する。企業が働き方改革に意欲的に取組めるよう啓発活動を行う。	市のイベント等で情報発信や啓発、鶴山市雇用対策協議会や働く環境づくり懇談会でフレキシブル等に関する講演、研修を行った。	企業に関心を持ってもらえるような情報の提供、企業向け研修会等を継続して実施していく。	雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレキシブル等が関係するセミナーのチラシ等を配布する。企業が働き方改革に意欲的に取組めるよう研修会や啓発活動を行う。

<p>②仕事と家庭の両立のための環境整備</p>	<p>公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。</p>	<p>契約管理G</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等の導入のため、企画競争方式（プロポーザル）の見直しを検討したが実施要領の改訂には及ばなかった。</p>	<p>引き続き、ワーク・ライフ・バランス等の導入のための市役所内の取り組みの検討と、普及啓発を行うことが必要である。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。</p>
<p>②仕事と家庭の両立のための環境整備</p>	<p>保護者になる方を対象として「ハハ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>「ハハ・ママ教室」を年4回、引き続き開催する。参加者を増やすため、母子健康手帳交付時に、今以上に教室の周知を行っていく。</p>	<p>「ハハ・ママ教室」を年4回開催し、延36人の参加があり、教室内で男女が共に子育てできるためのきっかけづくりを行った。</p>	<p>引き続き、教室参加者が少なめである。</p>	<p>引き続き、「ハハ・ママ教室」を年4回開催する。参加者を増やすため、母子健康手帳交付時に、今以上に教室の周知を行っていく。</p>
<p>③市役所内の取り組み</p>	<p>女性が活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等の推進企業をより幅広く評価する。</p>	<p>契約管理G</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。</p>	<p>企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるほし認定企業等）を加算評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。</p>	<p>市の入札制度として総合評価落札方式を導入していないため、引き続き企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入を検討する必要がある。</p>	<p>企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるほし認定企業等）を加算評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。</p>
<p>③市役所内の取り組み</p>	<p>若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができれば、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。</p>	<p>子育てサポートG</p>	<p>子育てに関する情報提供を継続して行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。</p>	<p>市ホームページなどで子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成、育児講座など、子育てしやすい環境づくりを行った。</p>	<p>事業所内託児施設設置促進など、子育てしなから動き続けられる環境の整備を充実させる。</p>	<p>継続して、子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。</p>
<p>③市役所内の取り組み</p>	<p>女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等の推進企業をより幅広く評価する。</p>	<p>契約管理G</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。</p>	<p>企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるほし認定企業等）を加算評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。</p>	<p>市の入札制度として総合評価落札方式を導入していないため、引き続き企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入を検討する必要がある。</p>	<p>企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるほし認定企業等）を加算評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。</p>
<p>③市役所内の取り組み</p>	<p>亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進することも、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取付を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得促進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</p>	<p>人事給与G</p>	<p>時間外勤務については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、昨年度の時間外実績状況及び今年度の業務内容を確認のうえ、新年度の時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得や、亀山市ワーク・ライフ・バランス推進適間における年次有給休暇の取得促進などに取り組む。</p>	<p>平成30年度の時間外勤務の実績は、42,328時間であり、目標である44,000時間を下回った。</p>	<p>今後も、ワーク・ライフ・バランスの削減のため、引き続き時間外勤務時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けて取り組む必要がある。また、時間外勤務時間の削減については、平成31年4月から職員1人あたりの時間外勤務時間を原則1月について4.5時間かつ1年について360時間と定めたことから、職員個人での時間外管理が必要となる。</p>	<p>時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、昨年度の時間外実績状況及び今年度の業務内容を確認のうえ、新年度の時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得などに取り組む。また、第三次特定事業主行動計画が本年度最終年度となることから、当該計画の検証を行い、第四次特定事業主行動計画を策定する。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策 (6) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指すとして、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。	関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に配架した。また、雇用対策委員会等でのチラシ配付を行った。	働き方改革についての講座の周知等を行い関係者に参加してもらい働く環境を変えていく必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間等を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、フレキシブルな働き方を事業所等に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業所に、実態を把握してもらい、現場の意見を反映してもらえようという取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	再就職や起業をしやすい環境を整える必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	1社でも多くの事業所が取組みに参加することが必要であるため、広く周知する。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等（女性活躍推進法第23条に基づく協議会）の組織化について検討する。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業主団体に関して現状を把握するのが難しい。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
②女性の活躍推進に向けた環境整備	「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。	パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	「企業における女性の活躍状況に関する情報」の周知を促進する必要があるため、周知方法等も検討していく必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。

<p>男女が共に子育てしながら働き続けることができれば、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。</p>	<p>子ども総務 G</p>	<p>公立園の必要な人員確保に努めつつ、私立園への給付費等による安定した園運営の支援を引き続き行う。また、待機児童の発生に際しては、その受け皿である待機児童館ばんびを有効に活用し、保護者の就労しやすしい環境づくりを行う。</p>	<p>(公立園) 各園の配置基準に基づき適切な人員配置を行い、安定的な園運営を行った。 (私立園) 施設の適切な辞任配置や運営状況を確認しつつ、給付費の支給を行うことで、適切な施設運営の支援を行った。</p>	<p>保育所等については、低年齢児を中心に対機児童が発生しており、近年増加傾向にあることから、その解消に向けた受け皿の確保が課題となっている。その一方で、幼稚園については利用者が増加傾向にあり、今後の施設再編と合わせた待機児童解消の対策が必要となっている。</p>	<p>公立園の適切な人員配置を含めた安定的な運営に努めるとともに、私立園についても給付費の支給等を通じた適切な運営支援を図る。 また、今後の保育等への需要に合わせた施設の再編方針についての検討を行う。</p>
<p>男女が共に子育てしながら働き続けることができれば、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもたちの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもたちの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。</p>	<p>子育てサポートG 障がい者支援G</p>	<p>待機児童を出さないために、各施設の状況を把握し、地域に応じた整備を進める。 女性の活躍推進に向けた環境整備として引き続き放課後等デイサービスの希望者に適正な支給決定に努める。</p>	<p>放課後等デイサービスの利用を希望された72人に対し、利用時期や給付費など、適正な支給決定に努めた。</p>	<p>待機児童を出さないよう、施設の管理に努めていく。 放課後等デイサービスは、障がいのある子の保護者が子育てしながら働き続けることができる環境の整備に寄与するものであるが、利用者の増加に伴い、公費負担が年々増加する傾向にある。</p>	<p>待機児童を把握し、地域に応じた整備を進める。 放課後等デイサービスの利用を希望される方に対して、支援が必要な給付費となるよう、モニタリング報告書や計画書(案)などを確認し、適正な支給決定を図る。 今後、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。</p>
<p>安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合っ子育て支援事業と併せて、障がい病児の預かり等により子育てをサポートします。</p>	<p>社会教育G 子育てサポートG</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。 継続して、子育てを助けて欲しい人の要望にこたえて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施する。</p>	<p>地域で子ども体験学習や地域の大人との交流活動を通して、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」や「持続的展開のための委託化」を進めた。 概ね6カ月から小学6年生までで、子育てを助けて欲しい人の要望にこたえて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートの制度を実施した。</p>	<p>待機児童を出さないよう、地域の管理に努めていく。 放課後等デイサービスは、障がいのある子の保護者が子育てしながら働き続けることができる環境の整備に寄与するものであるが、利用者の増加に伴い、公費負担が年々増加する傾向にある。</p>	<p>今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。 子育てを助けて欲しい人の要望にこたえて、子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施する。</p>
<p>保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるように、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。</p>	<p>子育てサポートG 高齢者支援G</p>	<p>フェイスタック等の情報発信も取り入れて事業の周知を行う。 男女ともに仕事と介護の両立が図れるよう、家庭や仕事の状況に応じて相談に応じる。</p>	<p>市広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビ等で子育てに関わる皆さんが参加できるように、情報発信を行った。 食事・排泄・入浴などの身体介護や掃除・調理といった生活援助など、包括支援センターとともに介護サービス相談のり、働く女性の支援を行った。また、介護者のつどいを開催し、介護者への相談・支援も行った。</p>	<p>定期的なお知らせとにならないよう、工夫した情報発信を進めていく。 家族介護者を支援する事業の情報発信に努めるとともに、介護者がリフレクシユでできる機会も提供する必要がある。</p>	<p>フェイスタック等の情報発信も継続して取り入れ、事業の周知を行っていく。 男女ともに働きながら介護を続けていくよう、継続してサービスの相談・支援に努める。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍
基本施策 (7) 雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取組内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取組内容)
①就労環境 の向上等に 関する啓 発・取組 み	企業に対し、育児や介護等に対し するための柔軟な働き方の導入や 育児復帰支援、育児取得後の中長 期的なキャリア形成支援等に関する 情報提供並びにそれらの優良事 例等の情報発信に努めます。 男女間や正規雇用者、非正規雇用 者間の賃金格差や企業内での性別 による固定的な職種への配置・採 用等、雇用に関する様々な問題に 意識啓発を図ります。	商工業・地 域交通G	継続して、関係機関と連携し、パンフ レットやチラシを窓口を設置し、情報 発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチ ラシを窓口を設置するなど情報発信に 努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフ レットやチラシを窓口を設置し、情報 発信に努める。
	セクシュアル・ハラスメント、ハ ワー・ハラスメント、マタニティ・ハ ラスメント及びパタニティ・ハ ラスメント等、雇用の場における 各種ハラスメントの防止に向け、 企業内における研修の開催を働き かけ、支援するとともに、これら の問題の解消のために広く啓発し ます。	商工業・地 域交通G	継続して、関係機関と連携してパンフ レットやチラシを窓口を設置する。ま た、事業所等に専門員の話が聞ける機 会を提示し、周知を行う。雇用対策委 員会等でのチラシ配付を行うことによ り、より多くの方に周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチ ラシを窓口を設置するなど情報発信に 努めた。また、働く環境づくり懇談会 にて、ハラスメントを議題とする研修 を実施した。	事業所に、ハラスメントに対して問題 意識を持ってもらい、現場での見直し を行い現場の意見を取り入れてもらえ るような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフ レットやチラシを窓口を設置する。ま た、事業所等に専門員の話が聞ける機 会を提示し、周知を行う。
	男性も女性も働きやすい職場環 境・施設・設備の整備(男女別更衣 室やトイレの設置等)の重要性 等について、特に女性の参画が進 んでいない業種や中小企業等を意 識しながら、情報発信に努めま す。	商工業・地 域交通G	継続して、関係機関と連携し、パンフ レットやチラシを窓口を設置し、情報 発信に努める。	関係機関と連携し、パンフレットやチ ラシを窓口を設置するなど情報発信に 努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフ レットやチラシを窓口を設置し、情報 発信に努める。
	農林業等の経営において、女性が 男性の対等なパートナーとして経 営等に参画できるようなにするた めに、家族経営協定の普及、農業経 営改善計画の共同申請、女性の集 落営農への参画等を促進します。	農業G	認定農業者における家族経営協定の締 結の補助や農村女性アドバイザーへの 支援等を引き続き行う。	農村女性アドバイザーの方々は積極的 に各種会議に参加し、働きやすい環 境づくりなどを話し合い、経営への参 画、農山漁村女性起業家として地域 リーダーとして活躍を目指している。	女性の積極的な農林業等の経営の参加 を目指し、認定農業者における家族経 営協定の普及や、農村女性アドバイ ザーの増加を目指す。	引き続き、認定農業者における家族経 営協定の締結の補助や農村女性アドバ イザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラス メント等、雇員に関する相談窓口 である「働く人の相談窓口」の充 実とその存在の周知を図ります。	商工業・地 域交通G	「働く人の相談窓口」の周知を引き続 き行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチ ラシを窓口を設置するなど情報発信に 努めた。国、ハローワーク、三重県と 連携し、市役所を会場として出張合同 就職・生活相談会を開催した。	「働く人の相談窓口」を開設している が認知度が低い。	引き続き「働く人の相談窓口」の周知 を行う。
	亀山商工会議所や亀山市雇用対策 協議会などの関係機関等と連携 し、企業における男女共同参画や 女性の活躍推進の取組の組みを支援 します。	商工業・地 域交通G	継続して、パンフレットやチラシを窓 口に設置する。また、事業所等に専門 員の話が聞ける機会を提示し、周知を 行う。雇用対策委員会等でのチラシ配 付を行うことにより、より多くの方に 周知する。	関係機関と連携し、パンフレットやチ ラシを窓口を設置するなど情報発信に 努めた。また、亀山市雇用対策協議会 等の会議にて啓発した。	協議会等、女性の出席者が少数であ る。	継続して、パンフレットやチラシを窓 口に設置する。また、事業所等に専門 員の話が聞ける機会を提示し、周知を 行う。雇用対策委員会等でのチラシ配 付を行うことにより、より多くの方に 周知する。

②子育て支援等、周辺環境の整備	男性の育児休業取得率を高められよう。また男女ともに育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。	改正世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てサポート企業」等としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。	くるみん認定…改正世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度	親近者を介護するための職種の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努める。	市ホームページ等で「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等の普及・啓発の情報発信を行う。	市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努める。
③子育て支援等、周辺環境の整備	男性の育児休業取得率を高められよう。また男女ともに育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。	改正世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てサポート企業」等としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。	くるみん認定…改正世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度	親近者を介護するための職種の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努める。	市ホームページ等で「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等の普及・啓発の情報発信を行う。	市ホームページ等で子育てに関する普及・啓発の情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口で設置するなど情報発信に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
基本施策 (8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的取組内容)	平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的取組内容)
①女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	子ども支援G	女性等に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市内の学校でのテートDV等の周知活動を行う。	「かめやま出前トーク」のテーマの中に、女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を伝える「それ、DV(ドメスティック・バイオレンス)です!」を掲載した。また、学習の一環としてテートDV等の周知をさせていた。また、市内の高等学校に依頼した。	女性等に対する暴力をなくす運動の趣旨を男性も理解する必要があること、若年層への啓発強化も重要なことなどから、啓発を行う対象のターゲットを学校等に広げる必要がある。	「かめやま出前トーク」や学校からの依頼に応じ、女性に対する暴力抑制などDV防止の周知活動を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を促して、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害者の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	子ども支援G	女性等に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。11月12日亀山高等学校及び徳風高等学校の校門前でDV防止のチラシ等の配布を行った。市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	11月1日号市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載した。11月12日亀山高等学校及び徳風高等学校の校門前でDV防止のチラシ等の配布を行った。市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対する暴力を許さない社会意識の醸成や被害者の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内コンビニエンスストアにDV相談カードやチラシの設置依頼をする。
	相談窓口に関する女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	子ども支援G	相談窓口に関する女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心身のケアや継続した相談など被害者に寄り添った支援を行うとともに、行政手続等の同行支援も行った。 ・相談実人員151人、延べ件数1,333件	被害者の保護や自立等のため、心身のケアや継続した相談を行うとともに、被害者に寄り添った支援を行うことによっていく必要がある。	相談窓口に関する女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。

各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な情報交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上）を開催していく。	子ども支援 G	DV被害者の適切な保護のために必要な情報交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上）を開催していく。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上）を開催していく。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会（代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上）を開催していく。
被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	子ども支援 G	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き継ぎ女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き継ぎ女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き継ぎ女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。
被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	子ども支援 G	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。
外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	高齢者支援 G 障がい者支援 G	高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて亀山市社会福祉協議会、子ども支援G、総合相談支援センターなどの関係機関とのケース会議を開催することにより早期の対応を行った。また、亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議に報告し、関係機関と情報交換を行った。	高齢者や障がい者に対する暴力については、必要に応じて亀山市社会福祉協議会、子ども支援G、総合相談支援センターなどの関係機関とのケース会議を開催することにより早期の対応を行った。また、亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議に報告し、関係機関と情報交換を行った。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議において高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、障がい者の虐待に対する窓口機能の強化に向けた検討に努める。
男性に対する暴力等の相談窓口についても周知・啓発に努めます。	文化共生G	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。	男性のための相談窓口があることがあまり知られていない。	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。
女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態（代理受場）になったり、相談員がハーンアウト（燃え尽き）したりするのを防止するため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	子ども支援 G	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加する。また、岩手県盛岡市で開催される全国婦人相談員連絡協議会にも参加し、研鑽や情報収集を行った。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加する。また、岩手県盛岡市で開催された全国婦人相談員連絡協議会にも参加し、研鑽や情報収集を行った。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。
DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	住まい推進 G	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅の提供を行う。空き住宅を確保しておく。	DV被害者への市営住宅提供はなかつた。	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅情報の提供や空き住宅の確保に努める。

②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながるに、高齢女性における認知症を併うDV被害(身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G	既存のメニューの中で虐待予防の周知・啓発をさらに努め、虐待防止に効果があるものを検討していく。	窓口での様々な相談の際、問題を抱えた家庭が無いか慎重に事情を聞いた。民生委員等の協力を得て実態把握に努めた。	個人宅内で起こる虐待等に対しても慎重に対応する必要がある。	虐待予防の周知・啓発をさらに努めるとともに、関係機関との連携を密にし、虐待防止に努める。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などにも、専門的支援を行うとともに、専任相談員等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G 子ども支援G	引き続き特別児童扶養手当や、障害者福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的支援をする。また、療育相談事業においては、専門機関と連携し、療育体制の調査研究と療育内容の強化に努める。	特別児童扶養手当1級54人、2級56人、障害児福祉手当35人に手当を支給し、経済的な支援を行った。	手帳の新規取得時や等級変更時など、該当者に対し制度の周知をすることも、障がいの特性により申請手続きが困難な該当者に対し、支援・助言の方法の検討が必要である。	該当者に対し制度の紹介を行うこと、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報提供の提供に努めます。	市民協働G	多言語に配慮するため、やさしい日本語の印刷物を増やしていく。	平成29年度に引き続き、やさしい日本語版「かめやまニュース」を毎月作成し、各種行政サービスや制度等の情報提供を行った。また、新たに災害時の避難所をまとめた避難所ガイドを作成し、英語版、ポルトガル語版と併せ、やさしい日本語版を作成した。	入管法の改正により、多くの外国人が入国し、亀山市に転入することや多国籍化が進むことが予想されるため、多言語への対応が求められる。	やさしい日本語の普及や多言語への対応を検討する。
	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	文化共生G	関係機関と連携し、引き続きハンズレットやチラシを窓口配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発を図る。	関係機関と連携し、ハンズレットやチラシを窓口配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	LGBTなどの「性的マイノリティ」への関心は高まりつつあるが、まだまだ理解には乏しい状況である。	関係機関と連携し、ハンズレットやチラシの配布や、相談等を通して「性的マイノリティ」への理解に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現
基本施策 (1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	平成30年度の計画 (具体的な取り組み内容)	(1) 平成30年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成31年度の計画 (具体的な取り組み内容)
①災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G	自治会や自主防災組織等対象の出前講座で、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を継続していく。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座で、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を行った。特に野村地区防災訓練では、多数の女性が参加し、避難所運営に関する知識を深めた。	自主防災組織の活動状況については地域によって差があり、全地域で理解を得るのに時間を要する。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練で、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求めます。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	災害対策本部活動マニュアル等各種のマニュアル修正を行った。その一つとして自主防災リーダーハンドブックの修正については、避難所運営における妊婦等への配慮について明記した。	自主防災組織内における女性担当の増加	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。

<p>防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に盛り込んだ内容となるよう、工夫します。</p>	<p>防災安全G</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。</p>	<p>中止にはなったが、総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等について計画した。野村地区防災訓練では、多数の女性の方が避難所運営訓練(ゲーム)に参加し、避難所運営に関する知識を深めた。各地域における出前講座で、段ボール間仕切りを利用した避難所生活体験を行い、プライバシーの保護の重要性について理解いただいた。</p>	<p>自主防災組織の活動状況については地域によって差があり、全地域で理解を得るのに時間を要する。</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。</p>
<p>防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に盛り込んだ内容となるよう、工夫します。</p>	<p>防災安全G</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。</p>	<p>中止にはなったが、総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等について計画した。野村地区防災訓練では、多数の女性の方が避難所運営訓練(ゲーム)に参加し、避難所運営に関する知識を深めた。各地域における出前講座で、段ボール間仕切りを利用した避難所生活体験を行い、プライバシーの保護の重要性について理解いただいた。</p>	<p>より多くの指導、支援を実施するために女性消防団員の確保が課題である。</p>	<p>継続した救急講習等への参加、防災活動への指導・支援を行い、さらに、各団員に女性の視点を取入れ活かしていく。また、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。</p>
<p>②災害に備えた避難所運営体制の構築</p>	<p>防災安全G</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。</p>	<p>中止にはなったが、総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>
<p>②災害に備えた避難所運営体制の構築</p>	<p>防災安全G</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。</p>	<p>中止にはなったが、総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>
<p>②災害に備えた避難所運営体制の構築</p>	<p>防災安全G</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。</p>	<p>中止にはなったが、総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>
<p>②災害に備えた避難所運営体制の構築</p>	<p>防災安全G</p>	<p>総合防災訓練において女性の視点を取入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。</p>	<p>中止にはなったが、総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>	<p>総合防災訓練において地域の皆さまを中心に女性の視点を取入れた避難所運営の体制を考えた。各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとすることを決めた。</p>

亀山市公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(総合政策部 財務課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	<p>将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5ヵ年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。</p> <p>この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。</p>

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1	-	1362.0
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	本計画に掲げる「60年間で将来費用を25%削減する」という目標達成に向け、建物(ハコモノ)において実行計画となる施設類型ごとの個別施設計画の策定に取り組んだ。策定にあたり、施設類型ごとに将来費用の削減に向けた取組み、今後の施設の在り方を整理するとともに、関係部署と協議を行った。
成果	個別施設計画の策定のため関係部署と協議を行うとともに、複合化や集約化に向け関連施設間の調整が図られるよう検討した。
総合計画推進への寄与度	本計画の基本方針に沿って個別施設計画の策定を進めることで、効率的・効果的な施設の維持・管理が可能となることから、持続可能な財政運営の確保と総合計画の推進が図られる。



反省点・課題	総務省が要請する個別施設計画の策定期限は令和2年度末までであるが、同計画が実行計画となるため、庁内での意思統一を図り、出来る限り早い段階で策定する必要がある。
--------	---



今後の方向性	庁内での意思統一を図りながら個別施設計画を策定し、本計画の推進にあたっては、行財政改革推進本部において横断的な調整機能を発揮しながら取り組んでいく。
--------	--

亀山市ICT利活用計画に関する実績等報告書(平成30年度)

(総合政策部 総務課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施するための個別計画として位置づけており、市の総合計画及び関係する分野別計画との整合を図るものとしています。
目的・概要	これまでの計画の成果や課題を踏まえながら、「第2次亀山市総合計画」の実現をICTの面から下支えするとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組むため、「亀山市ICT利活用計画」を策定し、市のICTの効果的かつ効率的な利活用を進めます。
計画の骨格	<div data-bbox="379 734 1340 862" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>基本理念</p> <p>・ 新たな視点で“つなげる”ICTの利活用</p> </div> <p>この基本理念は、ICTをまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で利活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり(ネットワーク)を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div data-bbox="422 1075 1284 1288"> <p>ビジョン 誰もが実感できる行政サービスの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供 ・子育てワンストップサービスの推進 ・多様な媒体を介した情報発信の充実 ・多様な公金収納環境の整備 ・地域医療連携システムの整備 </div> <div data-bbox="422 1310 1284 1523"> <p>ビジョン 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報オープンデータ化の推進 ・市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築 ・シティプロモーション戦略の推進 ・総合的な防災情報伝達システムの構築 </div> <div data-bbox="422 1545 1284 1758"> <p>ビジョン スリムで持続可能な行政運営への変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報システムの安定稼働と業務改革 ・「行政情報システム最適化指針」の適用 ・学校教育におけるICT利活用の推進 ・庁内ペーパーレス化の推進 </div> </div>

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>[平成30年度に実施した主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携システムの運用を開始 ・行政情報のオープンデータを掲載した亀山市オープンデータサイトの運用を開始 ・人事給与システムのクラウドコンピューティングによる運用を開始 ・職員に配布している一人一台パソコンを更新 ・小中学校に指導用のタブレット型パソコンを導入 ・ごみの分け方・出し方が簡単に検索できるごみ分別辞典サイトの運用を開始 ・未就学児の福祉医療費助成窓口無償化に対応するためのシステム改修 ・地域まちづくり協議会におけるホームページ開設のための勉強会を開催 ・マイナンバーカードを活用した、各種証明書のコンビニ交付導入に向けての検討
成果	<p>地域医療連携システムの運用により、医療・介護の多職種連携強化が図れた。また、市民・地域・事業者による、新たな事業創造や課題解決に向けて、行政情報オープンデータの運用を開始できた。</p> <p>さらに、人事給与システムをクラウド化したことにより、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みが確保できた。</p> <p>加えて、一人一台パソコンを更新したことにより、ウィンドウズ7のサポート終了に対応するとともに、行政事務の効率化・迅速化の維持、向上を図ることができた。</p> <p>また、小中学校に指導用タブレットを導入したことにより、ICTを活用する場面が増加し、児童生徒の学習への意欲感心を高め、主体的・協働的な授業展開を推進することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>6.行政経営 (2)財産・情報の適正な管理・活用 行政情報の適切な管理</p> <p>人事給与システムをクラウド化し、情報セキュリティの強化を図ったことで、行政情報の適正な管理に繋げることができた。</p> <p>また、市民・地域・事業者による、新たな事業創造や課題解決に向けて、行政情報オープンデータの運用を開始することができた。</p>

反省点・課題	<p>平成30年度に導入・更新等を計画していた事業について、人事給与システムのクラウド化や小中学校への指導用タブレットの導入など、概ね計画どおりに実施できたが、今後、これらの事業の維持・継続にあたり、関連する制度の改正や情報通信技術の進展など、ICTを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応していく必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>継続事業については、ICTを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応していくために、改善が必要なものは、適宜改善を図りながら維持・継続していく。また、令和元年度以降に導入・更新等を計画している事業については、今後の情勢を踏まえた十分な検討を行った上で、計画的かつ円滑に実施していく。</p>
--------	---

亀山市ICT利活用計画取組実績一覧

① 誰もが実感できる行政サービスの実現

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	
					△	○	◎	→	→	→	→	→			
① (1)-1	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供	マイナンバーカード交付事業	マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上と事務の効率化を図る。	マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのコンピュータで住民票や印鑑証明書等を交付するサービスを行うことができるよう、コンビニ交付事業の導入を検討する。	導入の可否及び手法等について検討	→	△	○	◎	→	→	→	生活文化部	市民課	戸籍住民G
① (2)-1	子育てワンストップサービスの推進	子育てワンストップサービス推進事業	妊娠、出産、育児等に係る子育ての負担軽減を図るため、子育て関連手続きにおいて、マイナンバーカードを用いたオンラインで一括して手続きを行うことができるよう推進する。	マイポータルを通じて利用できる子育てワンストップサービスを導入し、児童手当・保育・母子保健・ひとり親世帯関係の電子申請やお知らせ等に係るオンラインサービスを提供する方向を注視しつつ検討する。	調査	→	△	◎	◎	→	→	→	総合政策部	総務課	情報統計G
① (3)-1 【再掲中】	多様な媒体を介した情報発信の充実	行政情報提供事業	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施策・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供することにより、市民のまちへの愛着を高める。また、本市の魅力動画を市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組の制作・提供を行う。	継続	→	△	◎	◎	→	→	→	総合政策部	政策課	広報秘書G
① (3)-2 【再掲中】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ホームページ情報発信事業	市の施策や魅力をどこでも必要に応じて取得できるように、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信することにより、フェイスブックなどのソーシャルを利用し、より身近で取得しやすい環境を整えるとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	平成26年度導入のCMSを活用したホームページにより、タイムリーかつ安定的な市政情報の発信を行うとともに、ウェブアクセシビリティ向上のため、継続的に職工研修を実施する。また、個人システム上の県民便契約が平成31年度で満了することから、システム更新の検討を行い、次期ホームページの契約及び移行作業を進める。	継続	→	△	◎	◎	→	→	→	総合政策部	政策課	広報秘書G

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
① (3)-3 【再発防】	多様な媒体を介した情報発信の充実	メール配信システム事業	安いで、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時における消防、防災、災害及び市からのイベント開催等のお知らせを限定したメール配信を行う。(安心メール) 職員募集メール	継続	継続	継続	継続	→	緊急情報、防犯情報、イベント情報など142件のメール配信を行った。なお、平成30年度末の登録者は、4,444名である。市内の小・中学校、幼稚園、保育園等が活用している登録者数は8,520人であり、年間934件の連絡メールを配信した。	安いで、安全なまちづくりに向け、引き続き、メール配信システム事業を継続する。	総合政策部 総務課		情報統計G	
① (3)-4	多様な媒体を介した情報発信の充実	公共施設予約システム運用管理事業	運動施設など市の公共施設の予約システムを運用することにより、市民の利便性を向上させ、市民の利便性を向上させ、市民の利便性を向上させることを行う。	予約システムを運用することにより、市民の利便性を向上させることを行う。	継続	継続	継続	→	△	オンラインでの予約や空き状況の確認ができる公共施設予約システム運用管理を行った。	オンラインでの予約や空き状況の確認ができる公共施設予約システム運用管理を行った。	生活文化部 文化スポーツ課		スポーツ連G	
① (3)-5 【再発防】	多様な媒体を介した情報発信の充実	亀山市史の普及拡大事業	亀山市史の普及拡大事業	平成33年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では市民のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一紙、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないことがある。亀山市史編さん推進委員会で設定されたウェブサイトの考え方やシステムそのものを活用し、現在レベルで利用できるようにする。	継続	継続	継続	→	◎	亀山市史の改編について、亀山市歴史博物館専門委員会にウェブサイトのページデザインの改編することを認り了承を得た。	亀山市史ページのリニューアルに向けて諸課題を整理する。	生活文化部 文化スポーツ課		歴史博物館	
① (3)-6 【再発防】	多様な媒体を介した情報発信の充実	多言語情報メール配信事業	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供することを行う。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1回、外国語版広報を携帯電話へ情報発信している。このほか、英語版、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△	◎	◎	→	→	英語及びポルトガル語で月に1度、外国語版広報を携帯電話へ情報発信した。	外国語版広報の情報発信はできていない。通訳(英語及びポルトガル語)は、非常勤職員であるため緊急時に出動する体制となっていない。また、防犯情報発信の際の翻訳依頼がない。	通訳(英語及びポルトガル語)は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報の情報発信や防犯情報などの部署が担当していくのが検討される必要がある。	生活文化部 まちづくり協働課		市民協働G
① (3)-7 【再発防】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ごみ分別ハンドブック公開事業	市民がごみの分別を迷わないよう、ごみ分別の確認や出し忘れ防止ができること、ハードルを下げ、ごみ分別の徹底を目的として、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	H31.3.1にウェブ上で亀山市「ごみ分別ハンドブック」のごみ分別ハンドブック「ごみ分別ハンドブック」の公開を開始した。	これまで紙媒体のごみ分別ハンドブックしかなかったが、ウェブ上で公開することができた。紙媒体と違い品目の追加が容易であることから、問い合わせがあった品目を随時追加し充実させていく必要がある。	現在、約600品目のごみを掲載している。これは別に約1,400品目のリストがあることから、精査が終わったものから随時追加し、内容を更新していく。	生活文化部 環境課		廃棄物対策G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性		担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課	グループ			
① (3)-8 【再掲中】	多様な媒体を介した情報発信の充実	道路台帳整備事業	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	産業建設部	用地管理課	管理G
① (3)-9 【再掲中】	多様な媒体を介した情報発信の充実	都市計画関連情報整備事業	都市計画情報を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	産業建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-10 【再掲中】	多様な媒体を介した情報発信の充実	公開型GIS機能拡充事業	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供することにより、市民の利便性を拡充する。	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	産業建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-11	多様な媒体を介した情報発信の充実	図書館情報システム更新事業	図書館が所蔵する図書のデータや利用者の個人情報等を図書館情報システム内に所蔵し、利用者に安定した図書館サービスを提供する。	住民サービスの観点から継続的に安定した図書館サービスを実施していくため、現行システムの更改を実施する。	△	○	◎	→	→	→	→	→	→	→	教育委員会事務局	生涯学習課	図書館
① (3)-12 【再掲中】	多様な媒体を介した情報発信の充実	議会映像等インターネット配信事業	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組をインターネットにより配信することにより、市民の利便性の向上を図り、議会に対する関心を高め、市民の関心を高めることを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（ハジコ、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットで録画配信（ハジコ、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	議会事務局	議事調整課	議事調整G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度							平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部	課		グループ	
① (4)-1	多様な公金収納環境の整備	市税クレジット収納事業	納税環境の充実のため、これまでのコンビニ納付に加え、外出しなくともパソコン等で使って、24時間いつでも納付できる仕組みを構築する。	クレジットカード利用者が、インターネットにアクセスできるパソコンやスマートフォンから、24時間いつでも市税を納付できるサービスを実施する。	運用	継続	継続	継続	継続	継続	国保も含め、31年3月末現在において、銀行営業以外の時間帯での納付が65%あり、納税環境の拡大が図れている。休日の利用は26%しかし、利用件数は、29年度より減少した。	自宅で24時間納付可能なため、納税環境の拡大と納税者の利便性の向上に繋がっている。一方でカードポイントが付くもの手数料の負担が必要のため、利用件数の拡大には至っていない。	今後進んでいくと用いられるキャッシュレス社会に対応し納税者が納付方法を選択できる環境を維持するためにも、事業を継続する。	総合政策部 税務課		収納対策G
① (4)-2	多様な公金収納環境の整備	地方税共通納税システム導入事業	地方税の納付について、納税者の納付負担の軽減を図る。また、納付情報をデータベースで取り込み、事務の負担を軽減する。	地方税の納付について、全ての地方団体が電子的に納付できるシステムを導入することにより、納税者の利便性の向上と収納事務における負担とリスクの軽減を図る。緊急住民情報システムとの連携が必要のため、システム改修を行う。	△	△	◎	→	→	→	地方税共通納税システム導入のため、連携する市の基幹システムの改修を行った。	システム導入に向けた準備は進んでいる。	令和元年10月運用開始に向け導入試験等の準備を進める。システム導入後は適正運用に努める。	総合政策部 税務課		収納対策G
① (4)-3	多様な公金収納環境の整備	水道料金クレジット収納事業	水道使用者が、外出せずにパソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付が継続できている仕組みを構築する。	指定代理納付者の公金収納クレジットにおいて、水道使用者がクレジットカードを登録することにより、指定代理納付者が水道料金を立替払いする導入作業として、公金収納サイトの構築及び水道料金システムの改修を行う。また、その後の運用として、水道料金請求サイト及び水道料金収納サイトの保守を行う。	○	◎	→	→	→	→	平成30年4月分から水道使用者が、パソコン等を使用して24時間いつでも水道料金の納付が継続できるよう、クレジット収納のシステムを保守運用し、水道料金請求及び収納処理を行った。	平成31年3月分のクレジット収納利用件数は264件で、全体の1.3%となった。口座振替は82.0%（前年比0.7ポイント減）、納付書は16.7%（前年比0.6ポイント増）であり、口座振替・納付書はどちらからも移行している。登録方法の問い合わせを日に数回受けることがある。	口座の残高不足や払い忘れの心配がなく、登録も来庁不要であり、使用者と市の双方にメリットがある。保守運用を継続し安定稼働を図ることに、利用動向を把握し、登録方法の簡明な案内に努める。	上下水道部 水道課		水道管理G
① (5)-1	地域医療連携システムの整備	地域医療連携システム導入事業	医療及び介護情報を統合し、県内の複数の医療機関、介護施設と患者の情報を共有できる地域医療連携システムの導入を行い、地域医療連携体制の整備を図る。	患者の同意に基づいて公開した診療情報を病院やクリニック等に提供することにより、国の方針である、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを結ぶことができる「地域包括ケアシステム」の構築やスムーズな転院、在宅医療の推進を図る。また、緊急な連携により、重複検査や処方箋の削減により、患者の医療費及び精神的な負担軽減を図る。また、平成28年4月の診療報酬改定で新設された、検査・画像情報提供加算を算定し、収益の向上を図る。	○	◎	→	→	→	→	システム有効活用を行ったことで、多職種の連携の場を活用し、医療・介護多職種連携システムの成功事例の発表など研修や説明を行った。また、各職種の会合などでの啓発も行った。	普及啓発を行った中で、多職種連携共有システムの利用者数も増加し、多職種の連携強化が図れた。また、三重県医療あんしんネットワークを利用する医療機関もあり、患者の負担軽減にもつなげられた。	多職種連携共有システムの普及啓発を各種関係者に行い、医療・介護の連携強化に努める。また、活用促進につながる体制を検討する。	地域医療課		地域医療G
① (5)-2	地域医療連携システムの整備	ICT技術導入検討事業	医療機関へ正確かつ迅速な情報提供を行い、医療機関の所要時間を短縮するため、ICT技術の導入を検討する。	高齢化の進展等に伴い、年々増加する救急事案に的確に対応するためには、救急隊と医療機関との連携共有が不可欠である。現在は救急隊が医療機関へ電話連絡し、傷病者の状態を伝えているが、タブレット端末等を活用し、改めて医療機関への情報提供を行い、早期搬送を目指す。	△	△	△	△	○	△	災害現場で使用する携帯電話をスマートフォンに更新した。関係機関との調整の一歩試行運用	画像伝送等を行うための準備として、従来の携帯電話から高機能端末に更新することができた。高機能端末を活用した具体的な情報伝達方法について、医療機関との調整が必要となる。	医療・介護多職種連携共有システム（ハイタルリンク）を利用した情報伝達を目指し、関係部と調整を図っていく。	消防本部 消防総務課		消防救急G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
② (1)-5	行政情報オープン化の推進	都市計画関連情報整備事業【角場】	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	→	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時、ホームページの更新を行い、迅速な情報提供を行う。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-6	行政情報オープン化の推進	公開型GIS機能拡充事業【角場】	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎	→	→	→	→	→	窓口での用途地域の問い合わせ件数が減少した。窓口及び電話での問い合わせがある。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-7	行政情報オープン化の推進	議会映像及びインターネット配信事業【角場】	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及びインターネット配信をインターネットにより配信すること、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報発信を目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。(パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応)する。また、議会報告番組「こんにちは!市議会です」をインターネット上で、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報発信を目的とする。(パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応)する。	→	→	→	→	→	→	議会中継や議会報告番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることができ、市民の利便性の向上と議会活動の積極的な情報発信に努めることとした。 【アクセス件数】 8,134件 ・議員別配信(録画) 65,749件 ・議会報告番組(録画) 6,245件	議事事務局	議事調査課	議事調査G
② (2)-1	市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域と市が連携して課題解決に取り組むため、地域まちづくり協議会と市の間、さらには各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを通じて相互に情報交流ができる仕組みを構築する。	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進するとともに、市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている依頼文書、資料等について、情報交換の新たな取り組みを構築すること、より確実な情報交流を実現する。	△	○	◎	→	→	→	ホームページ未開設の団体に対し、様々な支援の周知を行うなど、開設を促していく。また、情報交流の仕組みの導入・運用について研究を行う。	まちづくり協議課 生活文化部 総合政策部	まちづくり協議課 総務課	地域まちづくりG 情報統計G
② (3)-1	シティプロモーション戦略の推進	シティプロモーション推進事業	本市が「訪れるまち(交流人口の増加)」「住むまち(定住・移住人口の増加)」として市内内外の人から選ばれ、市民等のまちに対する愛着や誇りの醸成を基礎として、本市の魅力を創造し、磨き上げ、まちのイメージを向上させる。	シティプロモーション専用サイトの各種コンテンツの更新・充実を図るとともに、SNSや広告への掲載を通して、市内内外に対し積極的な情報発信を行う。	→	→	△	◎	→	→	シティプロモーション専用サイトを定期更新することで、サイトへのアクセス数の増加を達成できた。(68,115件(前年比31,146件)の増)本市の魅力を継続して発信するため、シティプロモーション専用サイトの定期更新を引き続き行う必要がある。	総合政策部	政策課	広報秘書G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成30年度		今後の方向性	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (3)-2	シティプロモーション戦略の推進	行政情報提供事業【再掲】	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施設・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供する。また、本市の魅力を動画で市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組制作・提供を行う。	→	△	◎	→	→	→	ZTVとの業務委託契約に基づき、市民活動団体の出演や市民活動団体の協力を得ながら、年間52番組を制作・放送した。文字情報システムの必要性について、防災安全課と協議を行った。	市民参画を得て、市民に親しまれる番組づくりを継続して行う。	総合政策部	政策課	広報秘書G
② (3)-3	シティプロモーション戦略の推進	ホームページ情報発信事業【再掲】	市の施策や魅力をどこでも必要時に取得できるような、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信することにより、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整え、コミュニケーション機能の充実を図る。	平成26年度導入のCMSを活用したホームページによる、タイムリーかつ安定的な市政情報の発信を行うとともに、ウェブアクセシビリティ向上のため、継続的に職員研修を実施する。また、現行システムの実績を踏まえ、平成31年度で満了することから、システム移行の準備を進め、移行作業を進める。	→	△	◎	→	→	→	年間1,682回ホームページの更新を行うほか、フェイスブックに171件の記事を掲載し、随時市政情報の発信を行った。また、9月にウェブアクセシビリティへの配慮やSNSの活用等に関する研修を行い、情報のわかりやすさ、鮮度、魅力等の向上に努めた。ホームページの更新については、移行契約を1年延長することとし、令和元年度にホームページの今後の運用について、シティプロモーション専用サイトとの統合やサーバのクラウド化を視野に入れた研究・検討を行うこととした。	引き続き職員研修を行い、分かりやすい情報発信や、SNSの効果的な利用に努める。また、ホームページの方向性について研究・検討を行う。	総合政策部	政策課	広報秘書G
② (3)-4	シティプロモーション戦略の推進	鳥山市史の普及事業【再掲】	鳥山市史のセキユリティの考案やシステムが影響し、強いセキユリティを設定している外部機関では鳥山市史の利用できない。鳥山市史のセキユリティの考案やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページを再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	平成33年に、鳥山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では行内のパソコンで、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。鳥山市史編さん推進委員会が設置されたセキユリティの考案やシステムでの利用できるようにする。	→	△	○	→	◎	→	鳥山市史の改編について、鳥山市歴史博物館専門委員会によるウェブページのリニューアルの再編と再編集を行った。	鳥山市史ホームページのリニューアルに向けて課題を整理する。	生活文化部	文化スポーツ課	歴史博物館
② (4)-1	総合的な防災情報伝達システムの構築	メール配信システム事業【再掲】	安心で、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市のイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時に幼稚園、保育園、小・中学校において登録者を限定した安心メール配信を行う。(安心メール登録者数)・学校メール、職員参集メール)	→	→	→	→	→	→	緊急情報、防犯情報、イベント情報など142件のメール配信を行った。なお、平成30年度末の登録者数は、4,444人である。また、市内の小・中学校、幼稚園、保育園等に活用している学校等連絡メールの登録者数は8,520人であり、年間9,344件の連絡メールを配信した。	安心で、安全なまちづくりに向け、引き続きメール配信システム事業を継続する。	総合政策部	総務課	情報統計G
② (4)-2	総合的な防災情報伝達システムの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念されるなど、迅速かつ的確な防災情報伝達システムの構築が求められ、市民の安心・安全の基盤を固め、災害に強いまちづくりを推進する。	迅速かつ的確な防災情報伝達システムの構築を図るため、総合的な防災情報伝達システムを構築する。	△	△	○	○	◎	→	様々な情報伝達システムについて、検討、研究を行った。	検討、研究は行ったが、決定に至るまでの方向性は見出さなかった。	防災安全課	防災安全課	防災安全G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成30年度		今後の方向性	担当		
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (4)-3	総合的な防災情報伝達システムの構築	多言語情報メール配信事業【角嶋】	日本語での情報が運ばれない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供する。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1回、外国語版広報を携帯電話アプリで配信している。このしくみを活用し、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△ 手法の検討、関係先との協議、内容の作成	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	英語及びポルトガル語で月に1度、外国語版広報を携帯電話アプリで配信した。	外国語版広報の情報発信はできていない。通訳(英語)及びポルトガル語)は、非常勤職員であるため緊急時に出動する体制になっていない。また、防犯情報を発信する際、通訳依頼がない。	通訳(英語及びポルトガル語)は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報の発信や防犯情報をこの部署が担当していくのが検討する必要がある。	生活文化部	まちづくり協議課	市民協働G
② (4)-4	総合的な防災情報伝達システムの構築	土砂災害情報相互通報システム提供事業	行政として迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な情報伝達システムを構築する。	土砂災害に対する警戒・避難活動の支援のため、三重県の土砂災害関連情報提供センターから、インターネット経由に配信される雨量情報・警戒情報等のデータを受信し、広く市民へ情報提供を行う。	△ 三重県システムの利用を検討	○ 提供システムの決定(三重県システムの利用を決定した場合は、移行期間とする)	→ 運用	→ 継続	→ 継続	総合的な防災情報伝達システムを構築する中で運用を図っていく方向で検討した。	総合的な防災情報伝達システムの中で運用していく方向性を見出した。	総合的な防災情報システムの方向性を見守る。	防災安全課	防災安全G	防災安全G

③ スリムで持続可能な行政運営への変革

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (1)-1	行政情報システムの安定稼働と業務改革	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、「整備費用の軽減」「市町と県との情報共有」「住民サービスの向上」「定期的な地図更新」等を推進する。	県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	→	→	→	→	→	→	共有デジタル地図整備運営検討委員会及びその下部組織である技術部会に参加した。	引き続き、共有デジタル地図整備事業に係る動向を注視し、庁内での情報共有に努める。	総合政策部 総務課	情報統計G	
					委員会への参画	委員会への参画	委員会への参画	委員会への参画	委員会への参画	委員会への参画					
③ (1)-2	行政情報システムの安定稼働と業務改革	三重県電子自治体推進連絡協議会への参画	財政状況の厳しい中、住民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、県と県内各市町とで情報システム等の共同化に向けた取り組みを推進する。	ICTを活用し、自治体間で共通利用できる情報システムを開発・運用するため、推進連絡協議会へ参画する。	→	→	→	→	→	→	三重県電子自治体推進連絡協議会に参加し、三重県が構築した「三重県情報セキュリティクラウド」の運用など、県から報告を受けた。	引き続き三重県及び県内各市町の情報関連施策の情報収集に努める。	総合政策部 総務課	情報統計G	
					協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画					
③ (1)-3	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICTリーダーの設置	ICT活用計画推進にあたり、各所属の技術的援助を行う。	各所属一一人、所属長から推薦を受けたICTリーダーを置き、所属のパソコンの管理・設定を行うとともに、所属職員に対する情報セキュリティの徹底を行う。	◎	→	→	→	→	→	平成30年度の組織・機構再編に伴い、各グループにICTリーダーを設置した。	ICTリーダーのセキュリティに対する意識やICT機器を扱う能力などを高めるため、必要な情報提供・研修等への参加を促す。	総合政策部 総務課	情報統計G	
					設置	継続	継続	継続	継続	継続					
③ (1)-4	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICT利活用アドバイザー委員会の設置	ICTの利活用により、市民、団体、地域、事業者など市に関わる全ての主体とともに、連携・協働によるまちづくりを進めるため、ICT利活用アドバイザー委員会を設置する。	市のICT利活用施策等に対し、市民、企業及び有識者の視点から客観性をもった助言を得る。	◎	→	◎	→	◎	→	ICT利活用アドバイザー委員から、亀山市オープンデータサイトの構築や亀山市オープンデータ利用規約の作成にかかる助言を得た。	ICT利活用アドバイザー委員の意見・助言を適宜得ながらICT利活用施策を推進していく。	総合政策部 総務課	情報統計G	
					要綱制定 委員委嘱	継続	委員改編	継続	委員改編	継続					
③ (1)-5	行政情報システムの安定稼働と業務改革	CADシステム事業	CADシステムを活用することにより、設計・製図業務の効率化や正確性の向上を図る。	CADシステムのソフトウェア及びサーバー等機器類の保守を行う。	→	△	◎	→	→	→	CADシステムの保守等を順調に実施し、安定稼働に努め、設計・製図業務の効率化や正確性の向上を図るものとする。また、システム更新の準備を行う。	引き続き、CADシステムの保守等を順調に実施し、安定稼働に努め、設計・製図業務の効率化や正確性の向上を図るものとする。また、システム更新の準備を行う。	総合政策部 総務課	情報統計G	
					継続	次期システム検討	システム更新	継続	継続	継続					

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題		部	課
③ (1)-9 (再掲)	行政情報システムの安定稼働と業務改革	行政情報システム事業(住民情報系)	住民情報システムは、称・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。	総合住民情報システム更新	→	△	◎	→	→	住民情報システムの保守を適切に実施し、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。なお、住民情報システムのうち、総合住民情報システムについては、センターにおいて24時間365日の有人監視を行うこととし、市庁舎における定期点検などの保守を適切に実施することを行った。また、元号の変更等の制度改正に伴うシステム対応については、委託業者との調整を密に実施し、システム移行を完了させた。また、元号の変更に伴う住民情報システムの対応を適切に実施し、新元号への移行を完了させた。また、令和2年度に保守期限が到来する総合保健福祉システムについて、鳥山市ICT活用計画に基づきクラウド化を優先して検討し、次期システムの在り方を検討する必要がある。	テラセンター及び市庁舎において、監視や保守点検を適切に実施したことにより、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。また、元号の変更等の制度改正に伴うシステム対応については、委託業者との調整を密に実施し、システム移行を完了させた。また、元号の変更に伴う住民情報システムの対応を適切に実施し、新元号への移行を完了させた。また、令和2年度に保守期限が到来する総合保健福祉システムについて、鳥山市ICT活用計画に基づきクラウド化を優先して検討し、次期システムの在り方を検討する必要がある。	総合政策部 総務課	情報統計G	
③ (1)-10	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地価調査・地価評価事業	西定資産(土地)の現状及び資産価値の変動を的確に把握することにより、適正な土地の評価を行い、公平・公正な課税に努める。	都市計画区域外集積評価導入	◎	→	◎	→	→	令和3年度評価書への向け、画地認定作業を始めとする集積評価導入に向けた作業を継続して進めていく。	総合政策部 税務課	資産税G		
③ (1)-11	行政情報システムの安定稼働と業務改革	国民健康保険広域化事業	平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う、広域化(都道府県単位)に対応する。	関係機関との調整、システム改修、連携テスト	◎	→	→	→	→	国民健康保険の制度改正等を注視し、必要に応じてシステム改修を実施し、適正な対応を行う。	生活文化部 市民課	国民健康保険G		
③ (1)-12	行政情報システムの安定稼働と業務改革	福祉医療費助成事業	事業を持続的に運営するため、福祉医療費助成制度の見直しを検討する。また、子育て支援の充実を図るため、未就学児を対象に福祉医療費助成の窓口無料化実施を検討する。	関係機関と調整、調査検討	△	→	→	→	→	未就学児を対象に窓口無料化に対応したシステム改修を行う。即ち、福祉医療費助成システムは窓口無料化の拡充、制度見直しに伴いシステム改修を図る。	生活文化部 市民課	医療年金G		

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (1)-13	行政情報システムの安定稼働と業務改革	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムを安定稼働させる。	国の機器更新指針に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働更新期間内に機器更新を実施し、機器償借及び機器・システムデータの保守委託を行う。	運用 再リース	→	◎	→	→	→	継続	継続	住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新を実施し、安定稼働させる。	生活文化部 市民課	戸籍住民G
③ (1)-14	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍システム管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、戸籍システムを安定稼働させる。	戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うため、戸籍システムの機器償借及び機器・システムの保守委託を行う。	運用	→	→	◎	→	→	継続	継続	継続的に安定稼働させていくために、令和2年3月まで現行のシステムを稼働し、令和2年4月から契約更新し、機器のリース・機器償借及び機器・システムの保守委託について検討していく。	生活文化部 市民課	戸籍住民G
③ (1)-15	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍副本データ管理事業	市の戸籍副本データを、法務省が管理する戸籍副本データ管理センターに日次送信し、災害時の戸籍消失を防止する。	戸籍副本データを送信するための副本データ管理システムの保守委託を行う。	契約更新	→	→	→	→	→	継続	契約更新	令和元年度法務省によるリプレイスを予定している。リプレイス後も、戸籍副本データの機器・システムの保守委託を継続して行い、日次送信を確実にしていく。	生活文化部 市民課	戸籍住民G
③ (1)-16	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地域包括支援センターシステム事業	相談情報、介護予防ケアプラン、給付管理票などの一元管理化及び事業報告事務の簡便化による業務の効率化を図る。	①基本管理業務（個別台帳管理、総合相談業務） ②総務相談業務 ③予約受付マンスシステム業務 ④虐待ケア管理業務 ⑤介護予防事業業務 ⑥介護報酬請求事務業務	継続、次期システム更新 △	→	→	→	→	→	継続	継続	システム更新を予定している。システム更新後も、戸籍副本データの機器・システムの保守委託を継続して行い、日次送信を確実にしていく。	生活文化部 市民課	戸籍住民G
③ (1)-17	行政情報システムの安定稼働と業務改革	予防衛生事業（狂犬管理システム）	狂犬病予防法の啓発及び実施管理を行うこと、狂犬病の発生を予防し、これを撲滅させることにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。また、迷子犬の早期発見に貢献する。	狂犬病予防法に基づき狂犬登録及び予防注射の啓発及び実施管理を行うこと、狂犬病の発生を予防し、これを撲滅させることにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。また、迷子犬の早期発見に貢献する。	システム更新 運用開始 △	→	→	→	→	→	継続	継続	システム更新を予定している。システム更新後も、戸籍副本データの機器・システムの保守委託を継続して行い、日次送信を確実にしていく。	健康福祉部 長寿健康課	高齢者支援G
③ (1)-18	行政情報システムの安定稼働と業務改革	水道料金システム運用管理事業	水道料金の検針、請求、収納、督促などの業務をシステム化することにより、業務効率を改善する。	毎月の水道料金等納入通知書・督促状、催告状の作成、検針用端末の保守、口座振替データ処理の業務を委託する。	運用	→	→	→	→	→	継続	継続	業務委託により効率的で安定した業務運営を継続する。業務日程に無理が生じないよう、委託業者と調整する。	生活文化部 環境課 上下水道部 上下水道課	環境創造G 上下水道管理G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (1)-19	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（上水道）	平成29年度で保証期間満了となる企業会計システムを更新することにより、故障による業務停止を回避するとともに、バージョンアップによる業務改善を行う。	ソフトウェア及びハードウェアとともに平成29年度中に更新し、平成30年度から平成34年度まで保守運用する。サーバー1台（公共下水道事業と共用）、クラウド1台。	○	◎	→	→	→	→	運用開始後は、安定稼働している。元号改正・消費税改定等の対応準備を行うことができた。システムが業務負担軽減や継続的に対応していない。	上下水道部 上水道課	上下水道部 上水道課	上水道管理 G	
③ (1)-20	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地図情報システム搭載事業	統合型GISに、給水台帳、水道配管図を登録することにより、水圧計算・メーター検針・開閉検針等の業務効率を改善する。	工事等により変更される水道配管情報は、給水台帳・メーター検針・開閉検針等の業務効率を改善する。図に水道メーター位置を登録する。	◎	→	→	→	→	→	平成29年度施工分の情報を登録した統合型GISを活用することにより、水圧計算・メーター検針・開閉検針・漏水修繕等の業務が効率的に行えるようになった。	上下水道部 上水道課	上下水道部 上水道課	上水道工務 G	
③ (1)-21	行政情報システムの安定稼働と業務改革	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集排水施設の管理を適正に行う。	工事等により変更される下水道管情報更新。窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるようなった。	◎	→	→	→	→	→	システムの活用により、窓口対応等がスムーズに進められ、年度以降のシステム運用に備えて、経済的かつ効果的な方法で、一部データに不備な箇所があり、随時修正等を行っていく必要がある。	上下水道部 下水道課	上下水道部 下水道課	下水道工務 G	
③ (1)-22	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（下水道）	平成26年度に導入した公益企業会計システムを引き続き適正かつ円滑に使用する。	ハードウェアの障害時に対応する保守を行う。また、会計システムとの連携に付随する経理処理方法や実施内容について、公益企業会計の経理に精通した認定会計士によるサポートを受ける。	→	→	○	◎	→	→	平成31年4月1日に新システムへ切り替える。また、ハードウェアの障害時に対応、会計システムの操作や経理処理方法については、公益企業会計の経理に精通した認定会計士によるサポートを受ける予定である。	上下水道部 下水道課	上下水道部 下水道課	下水道管理 G	
③ (1)-23	行政情報システムの安定稼働と業務改革	各金融機関との口座振替データ連携分割統合サービス	各金融機関との口座振替データの受取をより安全かつ効率的に行う。	口座振替データを各金融機関と個別に受取るのではなく、指定金融機関である百五銀行に一括してデータを送る。百五銀行が各金融機関の口座振替データを一括して受取る。振替結果については、百五銀行が各金融機関の口座振替データを一括して受取る。振替結果については、百五銀行が各金融機関の口座振替データを一括して受取る。	→	→	→	→	→	→	市の市税等収入を一括して行うことにより、迅速かつ効率的な情報の受取が可能であった。移送時の安全性はもとより、統一性のあるデータであること、正確で安定性の高いデータを送ることを保証できた。課題として、保守サポートのOFFICE-BANK21が2021年12月で終了、ISDN回線も2024年1月で終了となるため、対策が必要である。	会計課	会計課	出納G	

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (1)-24	行政情報システムの安定稼働と業務改革	通信指令施設・消防救急センター無線(活動波)保守点検委託	平成29年度に導入した平成25年度に高機能化整備を行った消防緊急通信指令施設は、消防の指令業務(119番通報受信、出動各隊への指令など)に必要不可欠な施設であることから、設置業者による専門性の高い定期的な保守点検を行うことで、機能維持を図る。	保守点検では、消防緊急通信指令施設全体(専用回線を含む)に接続された本庁及び関係署、北東分署設置の機器を多岐のシステム及び各機器の性能維持、並びに障害時の機能回復と機器の修繕を実施する。	継続	継続	継続	継続	継続	継続	設置業者による年2回の保守点検と障害時の対応も活用し、オンライン対応できる機能の維持が保たれた。	消防本部 情報指令課	情報指令第1・2G		
③ (1)-25	行政情報システムの安定稼働と業務改革	高機能指令台更新計画事業	迅速な災害対応を行うために、指令台の機能充実に向け、新しい機能等を検討する。	指令台の全面改修の必要が見込まれる平成35年度を目途に、通信機器の稼働の現状を把握し、調査・検討を進める。	△	△	△	△	△	△	指令台の全面改修には高額な費用を要するため、人員・設備費用に削減が図られる。共同運用も視野に入れた改修を行っている。	消防本部 情報指令課	情報指令第1・2G		
③ (1)-26	行政情報システムの安定稼働と業務改革	①救急統計システムバス運用管理事業 ②防火対象物・危険物施設管理システム(バス)導入事業(119)導入事業	救急出動に関するデータ及び防火対象物・危険物施設の統計、検査及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを導入することで、業務の効率化・迅速化を図る。	①平成23年度に導入した救急統計システムは、年間約2,200件ある救急出動の報告書及び救急救命処置等の記録の作成、各種統計・調査、データの抽出等に活用する。 ②防火対象物・危険物施設管理システムは、市内に約3,000件ある施設の概要、消防設備の設置・点検状況、届出の提出状況等をデータベース化し、各種統計・調査を行うとともに、立入検査計画、違反是正等にも使用する。	○	◎	→	→	→	→	①救急統計システムを運用し、業務の効率化・迅速化を図った。 ②防火対象物・危険物施設管理システムを導入し、基礎データの入力を実施。	消防本部	①消防総務課 ②予防課	①消防救急G ②予防G	
③ (2)-1	「行政情報システム最適化」の適用	行政情報システム事業(内)部情報系【再掲】	市職員が行内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 (統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、印刷システム、ネットワーク、行政施設ネットワーク、一人一台パソコン)	統合型内部情報システム、内外部情報ネットワーク、その他契約期間が到来するシステム等の更新を行う。なお、システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティングによる運用を優先的に実施し、堅牢なネットワークセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保する。また、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎	◎	→	→	→	→	内部情報システムの保守を適切に実施し、大きなシステム障害も発生せず安定稼働している。また、統合型情報システムのうち、統合型内部情報システムについては、サーバー類を設置するデータセンターにおいて、24時間365日の有人監視を行うなど、適切にシステム保守を実施することができた。また、人事給与システムの更新に当たり、サーバー類を大規模更新することになった。また、印刷システムの更新に際しては、クラウド化を実施し、ネットワーク更新、一人一台パソコン更新	総合政策部 総務課	情報統計G		

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (3)-1	学校教育におけるICT利活用の推進	情報教育推進事業（小学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実施したりすることにも、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバー等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び児童用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を担う教員への研修を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	児童用タブレット型PCの導入等	指導用タブレット型PCの導入等	◎	→	→	→	指導用タブレット型PCを154台導入した。情報インストラクターを定期的に各校に派遣し、ICT関係のトラブルを早急に解決できた。情報教育研修会を年間4回開催し、ICT機器活用事例やブログラミング教育、情報モラル教育について研修できた。	来年度から実施されるブログラミング教育の実践事例や指導法に関する情報教育研修会を行う。8月にPC室のPCの入れ替えを行い、児童がPC室でPCを利用し学習を行うことができようとする。	教育委員会事務局	学校教育課	教育研究G
③ (3)-2	学校教育におけるICT利活用の推進	情報教育推進事業（中学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実施したりすることにも、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバー等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び生徒用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を担う教員への研修を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	生徒用タブレット型PCの導入等	指導用タブレット型PCの導入等	◎	→	→	→	教師用タブレット型PCを購入したことにより、ICTを活用する場面が増加し、生徒の学習への意欲・関心を高め、主体的協働的な授業展開を推進することができた。情報インストラクターを定期的に各校に派遣し、ICT関係のトラブルを早急に解決できた。情報教育研修会を年間4回開催し、ICT機器活用事例やブログラミング教育、情報モラル教育について研修できた。	情報モラルについて、研修会を開催し情報モラルを高める指導の質の向上に取り組む。8月にPC室のPCの入れ替えを行い、生徒がPC室でPCを利用し学習を行うことができようとする。	教育委員会事務局	学校教育課	教育研究G
③ (3)-3	学校教育におけるICT利活用の推進	亀山市中学校給食実施事業（中学校給食予約注文システム）	亀山市中学校、中部中学校で実施するデリバリー給食の注文（デリバリー給食）の注文方法について、システム化することにより保護者の利便性を図る。	亀山市中学校、中部中学校におけるデリバリー給食の注文を保護者がインターネットを通じて申し込める。給食費は、（5,000円）をコンビニから振り込み、振の込みだ金額分について給食の予約ができる。なお、中学校給食の実施方式の変更があった場合は事業を見直す。	→	→	→	→	→	→	保護者の注文状況をシステムで確認することにより、献学援助対象者の献食数の確認や保護者から問い合わせについて、スムーズに対応することができた。	生徒及び保護者に対し、デリバリー給食の注文方法についてホームページで知らせると、よりわかりやすく周知し、保護者の利便性をより高めていく。	教育委員会事務局	教育総務課	施設・保健給食G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度						平成30年度		今後の方向性	担当	
					H29	H30	R1	R2	R3	取組実績	成果と課題	部		課	グループ
③ (4)-1	庁内ペーパーレス化の推進	庁内ペーパーレス化推進事業	ICTを利活用した、電子決裁や電子会議の仕組みを検討し、業務の効率化による人的・財政的資源を創出する。	電子会議の仕組みを構築する。また、文書管理の効率化・高度化を図るため、電子決裁の導入を検討する。	△	△	△	◎	○	電子会議の仕組みについて、先行事例等の情報収集を行うなど、電子会議室構築に向けた準備を行った。	無線LAN環境を利用した電子会議室の安全かつ効果的な構築に向けて、十分なセキュリティと利便性を確保した仕組みとすることを必要とする。	無線LAN化による電子会議室を構築し、業務の効率化による人的・財政的資源の創出につなげる。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (4)-2	庁内ペーパーレス化の推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう取集日の確認や出し忘れ防止ができること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50種類やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50言語やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	H31.3.1に市ホームページ上で電子ハンドブックの公開を開始した。	これまで紙媒体のごみ分別ハンドブックしかなかったが、市ホームページ上で公開することで、ペーパーレス化を推進することができた。	現在、約600品目のごみを掲載している。これとは別に約1,400品目のリストがあることから、精査が終わったものから随時追加し、内容を更新していく。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G
③ (4)-3	庁内ペーパーレス化の推進	タブレット端末の導入	市議会の本会議や委員会等の議会議録資料をタブレット化し、議会の効率化とペーパーレス化に努めるとともに、それぞれの端末に通信機能を持たせ、情報収集や事務連絡用として使用するなど、タブレット端末の多角的な活用を図る。	タブレット端末を21台（議員18台、事務局3台）購入し、議会活動及び政務活動において使用している。（公開会議の資料閲覧、情報検索、速記書・視察報告書等の作成、各種資料作成、事務局からの連絡、スケジュール管理等）	→	→	→	→	→	本会議や各種委員会等、公開会議の議料資料は全てタブレット化し、タブレット端末を活用することで、できることからペーパーレス化に取り組みすることができた。	タブレット端末の導入により、資料をタブレット化することで、議員への事前提供が可能になった他、タブレット端末の多角的な活用を図り、事務の効率化に努めた。また、各種資料等は現在、紙とタブレットの併用であるが、議料資料の活用を促進し、ペーパーレス化に取り組みることができた。	現在、市議会が先行してタブレット端末を導入しており、できることからペーパーレス化に取り組んでいるが、事務の効率化とさらなるペーパーレス化を推進するには、執行部側にもタブレット導入の検討が必要。	議事事務局	議事調査課	議事調査G

第2次行財政改革大綱に関する実績等報告書(平成30年度)

(総合政策部 財務課)

計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ R 元 年度																																																										
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画の「6.行政経営(3)持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第1次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																																																										
目的・概要	『開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立』を目的とし、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																																																										
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立」の目的の基に、4つの目標及び基本方針と20の取組項目とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0; width: 10%;">目的</td> <td style="text-align: center;">開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">目標 1</td> <td>財政運営の改革</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">基本方針</td> <td>効率的な財政運営の仕組みをつくります</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 1</td> <td>収納率の向上</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 2</td> <td>債権管理の適正化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 3</td> <td>受益者負担の適正化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 4</td> <td>新たな財源の確保</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 5</td> <td>補助金の適正化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 6</td> <td>新公会計制度の導入と予算編成改革</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 7</td> <td>特別会計・企業会計の健全化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 8</td> <td>人件費の削減</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">目標 2</td> <td>行政運営の改革</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">基本方針</td> <td>行政運営の仕組みを変えます</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 9</td> <td>事業の再編と行政評価システムの再構築</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 10</td> <td>公共施設の統廃合</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 11</td> <td>民間活力の活用</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 12</td> <td>情報戦略の強化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 13</td> <td>事務改善運動の強化</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 14</td> <td>外郭団体の経営健全化の促進</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">目標 3</td> <td>組織と人材の改革</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">基本方針</td> <td>経営力を強化する人を育てます</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 15</td> <td>組織機構の再編</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 16</td> <td>研修制度の見直し</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 17</td> <td>成果重視型の人材育成</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">目標 4</td> <td>協働と連携による改革</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">基本方針</td> <td>新たな地域自治の仕組みをつくります</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 18</td> <td>地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 19</td> <td>地域の担い手支援</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">取組 20</td> <td>協働の仕組みの見直し</td> </tr> </table> </div>	目的	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立	目標 1	財政運営の改革	基本方針	効率的な財政運営の仕組みをつくります	取組 1	収納率の向上	取組 2	債権管理の適正化	取組 3	受益者負担の適正化	取組 4	新たな財源の確保	取組 5	補助金の適正化	取組 6	新公会計制度の導入と予算編成改革	取組 7	特別会計・企業会計の健全化	取組 8	人件費の削減	目標 2	行政運営の改革	基本方針	行政運営の仕組みを変えます	取組 9	事業の再編と行政評価システムの再構築	取組 10	公共施設の統廃合	取組 11	民間活力の活用	取組 12	情報戦略の強化	取組 13	事務改善運動の強化	取組 14	外郭団体の経営健全化の促進	目標 3	組織と人材の改革	基本方針	経営力を強化する人を育てます	取組 15	組織機構の再編	取組 16	研修制度の見直し	取組 17	成果重視型の人材育成	目標 4	協働と連携による改革	基本方針	新たな地域自治の仕組みをつくります	取組 18	地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入	取組 19	地域の担い手支援	取組 20	協働の仕組みの見直し
目的	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立																																																										
目標 1	財政運営の改革																																																										
基本方針	効率的な財政運営の仕組みをつくります																																																										
取組 1	収納率の向上																																																										
取組 2	債権管理の適正化																																																										
取組 3	受益者負担の適正化																																																										
取組 4	新たな財源の確保																																																										
取組 5	補助金の適正化																																																										
取組 6	新公会計制度の導入と予算編成改革																																																										
取組 7	特別会計・企業会計の健全化																																																										
取組 8	人件費の削減																																																										
目標 2	行政運営の改革																																																										
基本方針	行政運営の仕組みを変えます																																																										
取組 9	事業の再編と行政評価システムの再構築																																																										
取組 10	公共施設の統廃合																																																										
取組 11	民間活力の活用																																																										
取組 12	情報戦略の強化																																																										
取組 13	事務改善運動の強化																																																										
取組 14	外郭団体の経営健全化の促進																																																										
目標 3	組織と人材の改革																																																										
基本方針	経営力を強化する人を育てます																																																										
取組 15	組織機構の再編																																																										
取組 16	研修制度の見直し																																																										
取組 17	成果重視型の人材育成																																																										
目標 4	協働と連携による改革																																																										
基本方針	新たな地域自治の仕組みをつくります																																																										
取組 18	地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入																																																										
取組 19	地域の担い手支援																																																										
取組 20	協働の仕組みの見直し																																																										

成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (H30)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

計画の実績等

取組実績	<p>平成30年度は、行財政改革大綱後期実施計画(平成30～令和元年度)の初年度として、86の具体的取組の着実な推進に努めた。また、市長をトップとする行財政改革統括管理委員会や学識経験者等で構成する行政改革推進委員会などの会議を開催し、前年度実績の検証や、計画の策定・取組方針の決定など、本大綱に関する協議等を行った。</p> <p>また、団体補助金の検証では、4つの補助金の制度内容や効果などについて、行政改革推進委員が担当部署に対しヒアリングを行い、その結果をもとに事務局で検証を行った。</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな財源の確保」では、普通財産の売り払いに関する事務取扱規程の改正を行い、取り扱いを明確にするとともに不要な土地の売却を行った。また、公金管理・運用指針の改定を行い債権運用の拡大を図るとともに、債権の買い替えによる売却収入を得た。 ・「特別会計・企業会計の健全化」では、令和元年度から国民健康保険税の税率の改正を行い、国民健康保険事業特別会計の健全化を図った。 ・「事業の再編と行政評価システムの再構築」では、過去5年間に見直しがされていない4つの団体補助金について、検証を行い今後の方向性を検討した。 ・「公共施設の統廃合」では、市営住宅の統廃合として、退去した6戸の住宅の用途廃止と取り壊しを行った。
総合計画推進への寄与度	<p>行財政改革大綱の取り組みの実践により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。</p> <p>【行財政改革による効果】</p> <p>財産売払収入の増と維持管理費の減、債権運用による収益の増、税率改正による国民健康保険事業特別会計の健全化、市内住宅取り壊しによる維持管理費の減</p>

反省点・課題	<p>後期実施計画の計画期間は2年間であり、取組におけるスピード感が必要である。86の具体的取組のうち計画どおりの進捗に至っていない取り組みがあることから、問題点・課題点を明確にし分析したうえで計画的に推進することが必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>令和元年度は、第2次行財政改革大綱後期実施計画の最終年度となることから、取組の着実な実践を図っていく。また、次年度からの新たな行財政改革大綱及び前期実施計画の策定に取り組む。</p>
--------	--

成果指標一覧

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H30)
1	経常収支比率	%	88.5	85.0	86.5
2	財政調整基金の残高	億円	44.7	20.0	29.7
3	市税(現年分)の収納率	%	98.7	99.0	99.14
4	総人件費(一般会計)	億円	42.5	40.3	45.1
5	公共施設の延床面積	m ²	181,396	173,000	187,457
6	民間施設を活用した施設の数	施設	-	5	6
7	自己申告書で「現在の仕事にやりがいがある」とした職員の割合	%	47.5	70.0	49.9
8	自己申告書で「職場でコミュニケーションが取れている」とした職員の割合	%	52.1	70.0	54.7
9	管理職員の女性比率	%	24.1	30.0	28.3
10	地域まちづくり協議会の数	協議会	5	22	22
11	行政と市民等が協働事業を実施した数	件	19	30	25